

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年10月1日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	酒井 隆
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	MHAMライフ ナビゲーション 2050 MHAMライフ ナビゲーション 2040 MHAMライフ ナビゲーション 2030 MHAMライフ ナビゲーション 2020 MHAMライフ ナビゲーション インカム
【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(2019年10月2日から2020年4月1日まで) MHAMライフ ナビゲーション 2050 3,000億円を上限とします。 MHAMライフ ナビゲーション 2040 3,000億円を上限とします。 MHAMライフ ナビゲーション 2030 3,000億円を上限とします。 MHAMライフ ナビゲーション 2020 3,000億円を上限とします。 MHAMライフ ナビゲーション インカム 3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

MHAMライフ ナビゲーション 2050

MHAMライフ ナビゲーション 2040

MHAMライフ ナビゲーション 2030

MHAMライフ ナビゲーション 2020

MHAMライフ ナビゲーション インカム

上記5ファンドの愛称として「ライフ ナビ」、または各々を「ライフ ナビ 2050」、「ライフ ナビ 2040」、「ライフ ナビ 2030」、「ライフ ナビ 2020」、「ライフ ナビ インカム」ということがあります。(以下、上記を総称して「MHAMライフ ナビゲーション ファンド」、または各々を「ファンド」ということがあります。)

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、各ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド3,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

注：電話番号はコールセンターのもので（以下同じ）。

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

（５）【申込手数料】

申込手数料(受益権 1 口当たり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額としますが、2019年10月1日現在の各販売会社における申込手数料は無手数料です。

なお、申込手数料は変更になる場合があります。申込手数料には消費税ならびに地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が課せられ、申込手数料とともに、お申込代金の中から差し引かれます。

申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

各ファンド間の乗換え(以下「スイッチング」といいます。)の場合には、申込手数料はかかりません。

分配金自動けいぞく投資に関する契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

（６）【申込単位】

申込単位は各販売会社が定める単位とします。

スイッチングによる取得申込みの場合は、1万円以上1円単位（確定拠出年金制度にかかる当該取得申込みの場合は、1円以上1円単位）となります。

申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

当初元本は1口当たり1円です。

（７）【申込期間】

2019年10月2日から2020年4月1日まで

申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

各ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

販売会社によってはMHAMライフ ナビゲーション ファンドを構成するいずれかのファンドを取扱っていない場合(スイッチングによる取得申込みの場合を含みます。以下同じ。)があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込代金は、取得申込日から起算して5営業日目までに販売会社にお支払いいただきます。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を經由して、みずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している

場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込代金はお申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

投資信託振替制度における振替受益権について

各ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託振替制度(以下「振替制度」といいます。)においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。

確定拠出年金制度に基づくお申込みのお取扱い

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

MHAMライフ ナビゲーション ファンドは、資産配分(ポートフォリオ構成)を安定運用開始時期に向けて自動的に変更する「MHAMライフ ナビゲーション 2050」、「MHAMライフ ナビゲーション 2040」、「MHAMライフ ナビゲーション 2030」、「MHAMライフ ナビゲーション 2020」と、資産配分を一定率に固定した「MHAMライフ ナビゲーション インカム」の5本のファンドから構成される、各ファンド間のスイッチングが可能な追加型株式投資信託であり、信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

<ファンドの特色>

「MHAMライフ ナビゲーション ファンド」は、以下のような資産配分（ポートフォリオ構成）を行う5本のファンドから構成されます。

ファンド名	基本的な資産配分（ポートフォリオ構成）
MHAMライフ ナビゲーション 2050	各ファンドごとに設定された安定運用開始時期に向けて自動的に変更します。
MHAMライフ ナビゲーション 2040	
MHAMライフ ナビゲーション 2030	
MHAMライフ ナビゲーション 2020	
MHAMライフ ナビゲーション インカム	一定の比率に固定します。

わが国および海外の株式・公社債等への分散投資を行います。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

各ファンド（MHAMライフ ナビゲーション インカムは除きます。）には、それぞれ安定運用開始時期が定められており、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくにしたがって、定期的に株式の組入の漸減と、公社債および短期金融商品の組入の漸増が行われることにより、株価等の変動リスクを低減させる運用を目指します。

各ファンド間のスイッチング（乗換え）が無手数料で行えます。

各ファンドは1兆円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限については、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
---------	--------	------------------------

単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、「株式」、「債券」、「不動産投信」及び「その他資産」のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分表

MHAMライフ ナビゲーション 2050 MHAMライフ ナビゲーション 2040

MHAMライフ ナビゲーション 2030 MHAMライフ ナビゲーション 2020

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	(日本含む) ²	ファンド・オブ・ファンズ
不動産投信	年4回	日本	為替ヘッジ ³
その他資産	年6回 (隔月)	北米	
(投資信託証券) ¹	年12回 (毎月)	欧州	あり ()
資産複合 ()	日々	アジア	
資産配分固定型	その他 ()	オセアニア	なし
資産配分変更型		中南米	
		アフリカ	
		中近東 (中東)	
		エマージング	

1 MHAMライフ ナビゲーション 2050、MHAMライフ ナビゲーション 2040、MHAMライフ ナビゲーション 2030 および MHAMライフ ナビゲーション 2020 が投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「資産複合(株式・債券・短期金融資産)/資産配分変更型²」です。

2 上記の4ファンドにおける属性区分のうち、投資対象地域および投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、当初設定時におけるものであり、各ファンドは安定運用開始時期に向けて、資産配分を変更する商品性であるため、運用時期によっては、その属性区分は異なる性質を有します。(前掲「商品分類」においても同様です。)

3 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) MHAMライフ ナビゲーション 2050、MHAMライフ ナビゲーション 2040、MHAMライフ

ナビゲーション 2030 および MHAMライフ ナビゲーション 2020 が該当する属性区分を網掛け表示しています。

MHAMライフ ナビゲーション インカム

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ
不動産投信	年4回	北米	
その他資産 (投資信託証券) ¹	年6回 (隔月)	欧州	為替ヘッジ ²
資産複合 ()	年12回 (毎月)	アジア	
資産配分固定型	日々	オセアニア	あり ()
資産配分変更型	その他 ()	中南米	なし
		アフリカ	
		中近東 (中東)	
		エマージング	

1 MHAMライフ ナビゲーション インカム が投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「資産複合（株式・債券・短期金融資産）/資産配分固定型」です。

2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) MHAMライフ ナビゲーション インカム が該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
資産複合 (株式・債券・ 短期金融資産) 資産配分変更型	目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、括弧内の記載はその該当複数資産を表す。 ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式、債券、短期金融資産に投資を行います。
資産複合 (株式・債券・ 短期金融資産) 資産配分固定型	目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、括弧内の記載はその該当複数資産を表す。 ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式、債券、短期金融資産に投資を行います。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が、日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
---------	---

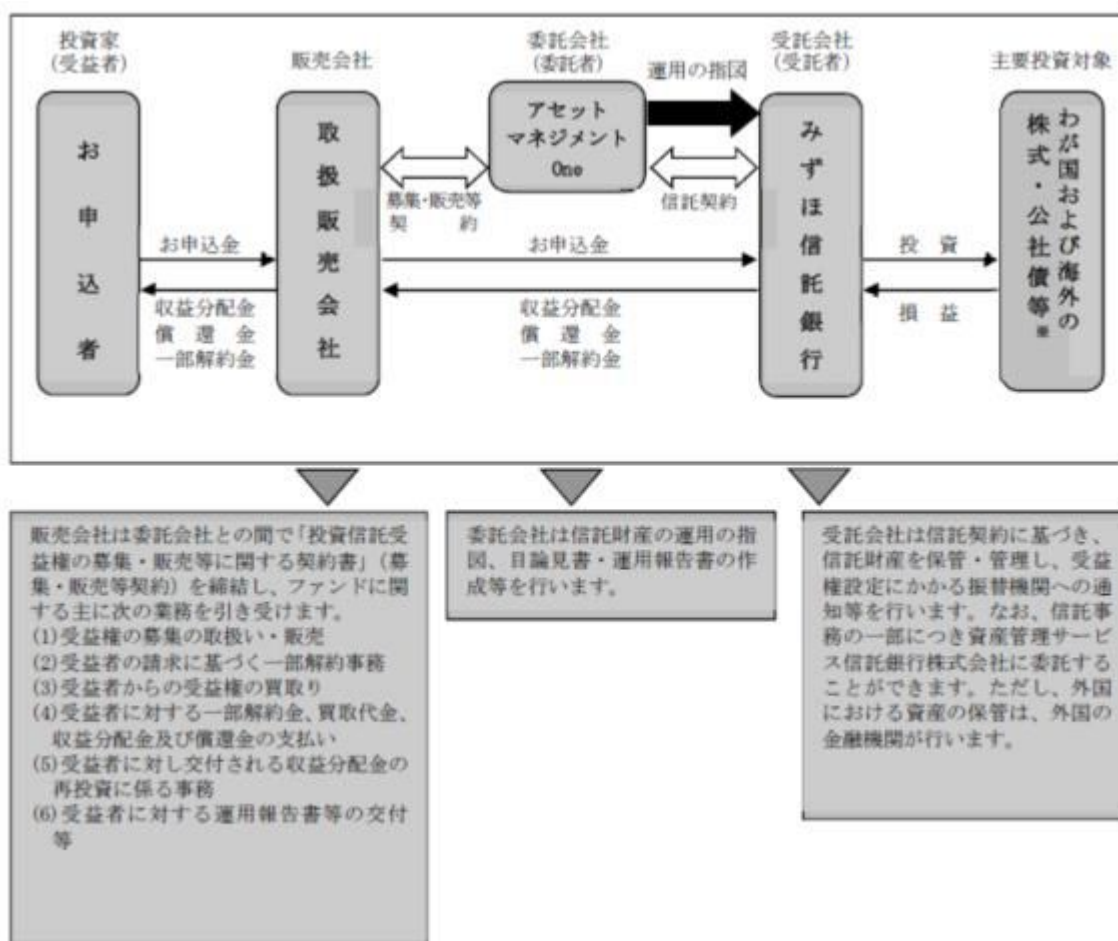
- (注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。
- (注2) 各ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。
- (注3) 各ファンドはマザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、株式、債券および短期金融資産を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの沿革】

2000年7月28日	「DKAライフ ナビゲーション 2040」、「DKAライフ ナビゲーション 2030」、「DKAライフ ナビゲーション 2020」、「DKAライフ ナビゲーション 2010」および「DKAライフ ナビゲーション インカム」の信託契約締結、設定・運用開始
2007年1月4日	投資信託振替制度へ移行
2007年7月1日	ファンドの名称を「DKAライフ ナビゲーション 2040」「DKAライフ ナビゲーション 2030」「DKAライフ ナビゲーション 2020」「DKAライフ ナビゲーション 2010」「DKAライフ ナビゲーション インカム」からそれぞれ「MHAMライフ ナビゲーション 2040」「MHAMライフ ナビゲーション 2030」「MHAMライフ ナビゲーション 2020」「MHAMライフ ナビゲーション 2010」「MHAMライフ ナビゲーション インカム」に変更
2010年7月1日	「MHAMライフ ナビゲーション 2050」の信託契約締結、設定・運用開始
2011年7月21日	「MHAMライフ ナビゲーション 2010」の信託契約解約(繰上償還)
2016年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

各ファンドの運営の仕組み



主要投資対象であるわが国および海外の株式・公社債等には、主として、MHAM日本株式マザーファンド、MHAM日本債券マザーファンド、MHAM海外株式マザーファンド、MHAM海外債券マザーファンド、MHAM短期金融資産マザーファンドを通じて投資を行います。

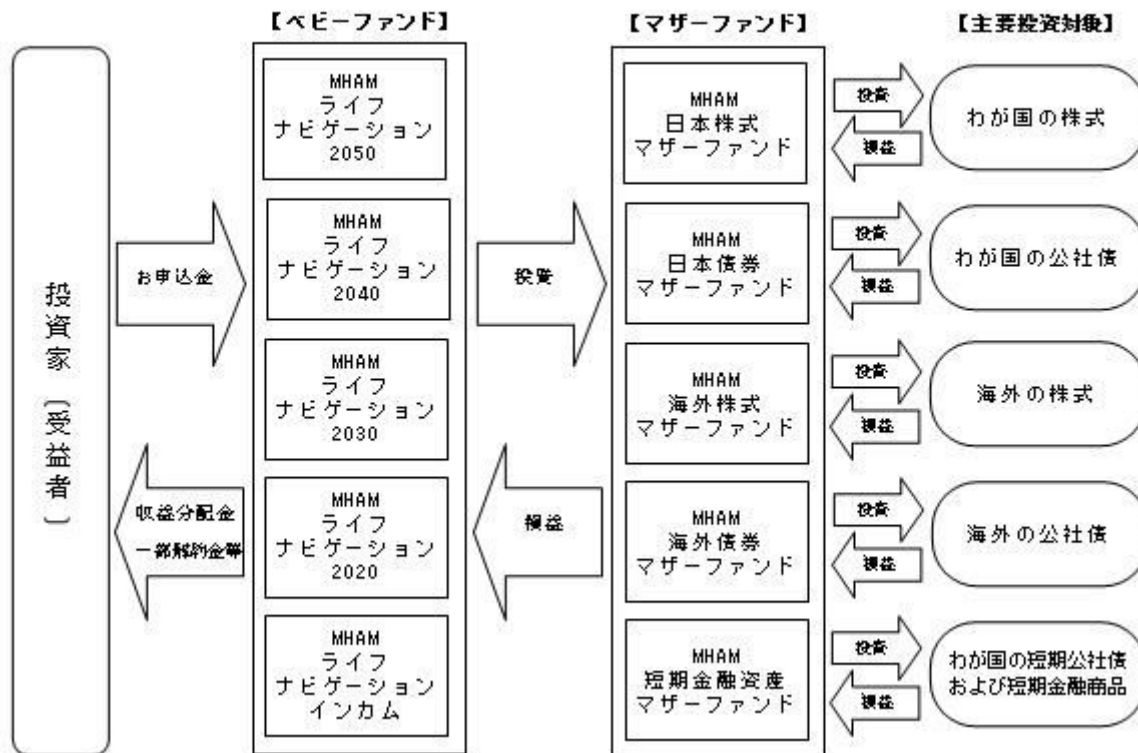
委託会社は「MHAM海外株式マザーファンド」について、アセットマネジメントOne U.S.A.・インクから運用に関する助言を受けます。

ファミリーファンド方式の仕組み

各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンド(「MHAMライフナビゲーション 2050」、「MHAMライフ ナビゲーション 2040」、「MHAMライフ ナビゲーション 2030」、「MHAMライフ ナビゲーション 2020」、「MHAMライフ ナビゲーション インカム」)とし、その資金をマザーファンド(「MHAM日本株式マザーファンド」、「MHAM日本債券マザーファンド」、「MHAM海外株式マザーファンド」、「MHAM海外債券マザーファンド」、「MHAM短期金融資産マザーファンド」、以下これらを総称し「マザーファンド」といいます。)に投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

《ファミリーファンド方式》



安定運用開始時期に向けてマザーファンドへの資産配分は変更されます。当初設定後、一定期日を経過した場合、投資対象から外れるマザーファンドもあります。（MHAMライフ ナビゲーション インカムを除きます。）また、ファンドの資金事情によっては直接、主要投資対象資産に投資する場合があります。

委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2019年7月31日現在）

委託会社の沿革

- | | |
|------------|---|
| 1985年7月1日 | 会社設立 |
| 1998年3月31日 | 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得 |
| 1998年12月1日 | 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可 |
| 1999年10月1日 | 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。 |
| 2008年1月1日 | 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更 |
| 2016年10月1日 | DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更 |

大株主の状況

（2019年7月31日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ¹	70.0% ²
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ²

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

各投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

運用方法

1．主要投資対象

MHAM日本株式マザーファンド受益証券、MHAM日本債券マザーファンド受益証券、MHAM海外株式マザーファンド受益証券、MHAM海外債券マザーファンド受益証券およびMHAM短期金融資産マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

2．投資態度

a．主としてMHAM日本株式マザーファンド受益証券、MHAM日本債券マザーファンド受益証券、MHAM海外株式マザーファンド受益証券、MHAM海外債券マザーファンド受益証券およびMHAM短期金融資産マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国および海外の株式・公社債等への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ、信託財産の中・長期的な成長を目指します。

b．各ファンドごと(MHAMライフ ナビゲーション インカムは除きます。)に、安定運用開始時期を定め、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくにしたがって、定期的に株式の実質組入を漸減し、公社債および短期金融商品の実質組入を漸増することにより株価等の変動リスクを低減させる運用を目指します。なお、各ファンドとも、安定運用開始時期以降は、MHAM短期金融資産マザーファンド受益証券に原則として100%投資を行い、より安定的な運用を行うことを基本とします。

c．各ファンドごとの運用方針は次の通りです。

．「MHAMライフ ナビゲーション 2050」

当初設定時の基本ポートフォリオは、国内株式45%、国内公社債10%、海外株式30%、海外公社債10%およびコール・ローン等の短期金融商品5%の実質組入比率で配分したポートフォリオとします。

当ファンドの「安定運用開始時期」は、2050年の決算日の翌日(第41計算期間開始日)とし、安定運用開始時期に近づくにしたがって、定期的に株式の実質組入を漸減し、公社債および短期金融商品の実質組入を漸増させます。

．「MHAMライフ ナビゲーション 2040」

当初設定時の基本ポートフォリオは、国内株式45%、国内公社債10%、海外株式30%、海外公社債10%およびコール・ローン等の短期金融商品5%の実質組入比率で配分したポートフォリオとします。

当ファンドの「安定運用開始時期」は、2040年の決算日の翌日(第41計算期間開始日)とし、安

定運用開始時期に近づくにしがって、定期的に株式の実質組入を漸減し、公社債および短期金融商品の実質組入を漸増させます。

・「MHAMライフ ナビゲーション 2030」

当初設定時の基本ポートフォリオは、国内株式40%、国内公社債25%、海外株式20%、海外公社債10%およびコール・ローン等の短期金融商品5%の実質組入比率で配分したポートフォリオとします。

当ファンドの「安定運用開始時期」は、2030年の決算日の翌日(第31計算期間開始日)とし、安定運用開始時期に近づくにしがって、定期的に株式の実質組入を漸減し、公社債および短期金融商品の実質組入を漸増させます。

・「MHAMライフ ナビゲーション 2020」

当初設定時の基本ポートフォリオは、国内株式30%、国内公社債40%、海外株式15%、海外公社債10%およびコール・ローン等の短期金融商品5%の実質組入比率で配分したポートフォリオとします。

当ファンドの「安定運用開始時期」は、2020年の決算日の翌日(第21計算期間開始日)とし、安定運用開始時期に近づくにしがって、定期的に株式の実質組入を漸減し、公社債および短期金融商品の実質組入を漸増させます。

・「MHAMライフ ナビゲーション インカム」

基本ポートフォリオは、国内株式10%、国内公社債75%、海外株式5%、海外公社債5%およびコール・ローン等の短期金融商品5%の実質組入比率で配分したポートフォリオとします。

当ファンドは、安定運用開始時期の設定ならびに漸減的な実質株式組入の変更等を行いません。ただし、市況動向等によっては、基本ポートフォリオを見直す場合があります。

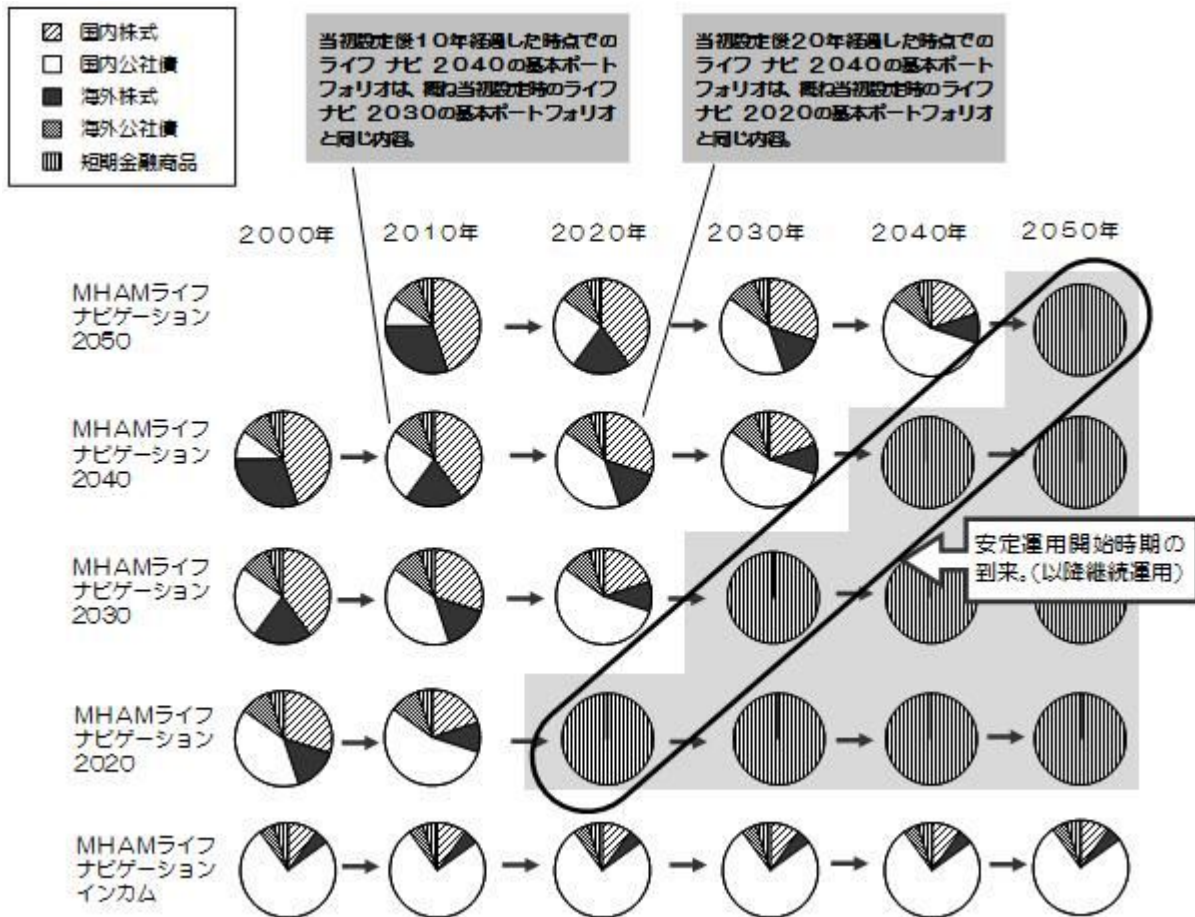
d. 実質組入外貨建資産の為替変動リスクについては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、急激な為替変動等により為替差損の可能性が大きいと判断されるときには、一時的に為替ヘッジを行う場合があります。

e. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

各ファンドの投資プロセス [ポートフォリオ構成(資産配分)および変化]

《各ファンドの基本ポートフォリオ変更の目安》

各ファンドにおける、基本ポートフォリオ(基本資産配分比率)の変更の目安は以下の図の通りです。



例えば、MHAMライフ ナビゲーション 2040は、2040年の決算日の翌日を安定運用開始時期と定め、当初設定後、安定運用開始時期までの間、定期的に株式の実質組入を漸減し、公社債および短期金融商品の実質組入を漸増することにより、時間の経過とともに株価等の変動リスクを低減させる運用を目指します。

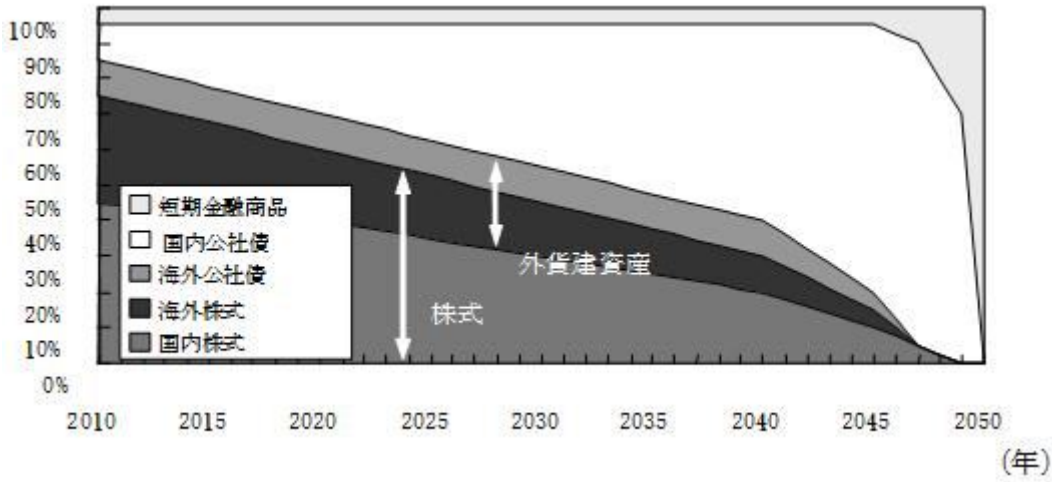
MHAMライフ ナビゲーション 2040の基本ポートフォリオ(基本資産配分比率)は、運用開始10年経過後(2010年)には、概ね当初設定時のMHAMライフ ナビゲーション 2030の基本ポートフォリオと同様の内容に、同20年経過後(2020年)には、概ね当初設定時のMHAMライフ ナビゲーション 2020の基本ポートフォリオと同様の内容に自動的に変更され、安定運用開始時期の2040年に向けて価格変動リスクを低減させる運用を目指します。

安定運用開始時期以降の短期金融商品には、国内の短期公社債を含む場合があります。(以下同じ。)

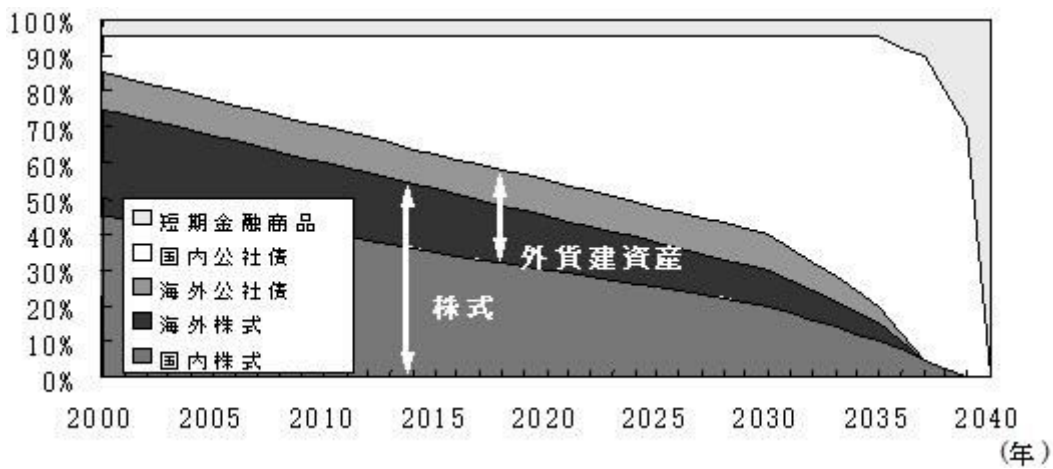
《各ファンドの基本ポートフォリオ(基本資産配分比率)の変化》

MHAMライフ ナビゲーション ファンドは、安定運用開始時期に近づくにしたがって、ファンドのポートフォリオ(資産配分比率)が自動的に変化していきます。各ファンドの資産配分比率の変化の推移は以下の通りです。(MHAMライフ ナビゲーション インカムは除きます。)

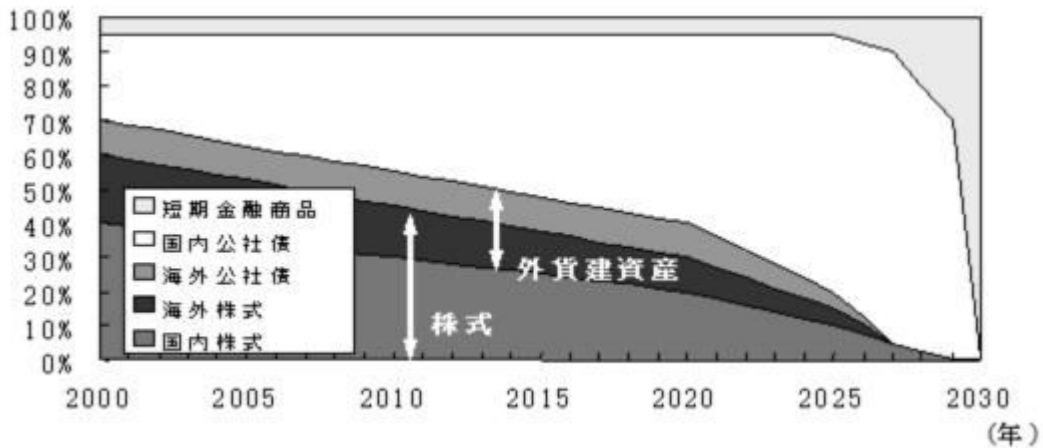
<MHAMライフ ナビゲーション 2050>



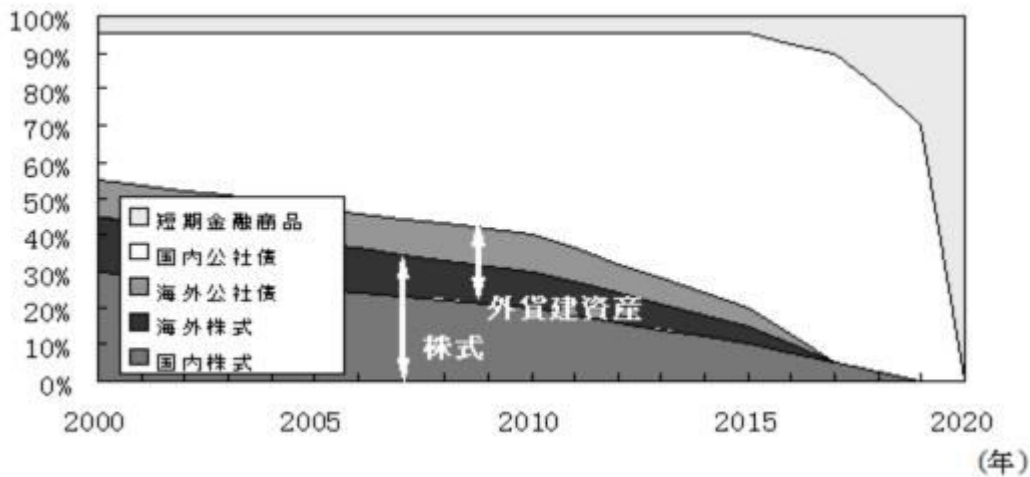
<MHAMライフ ナビゲーション 2040>



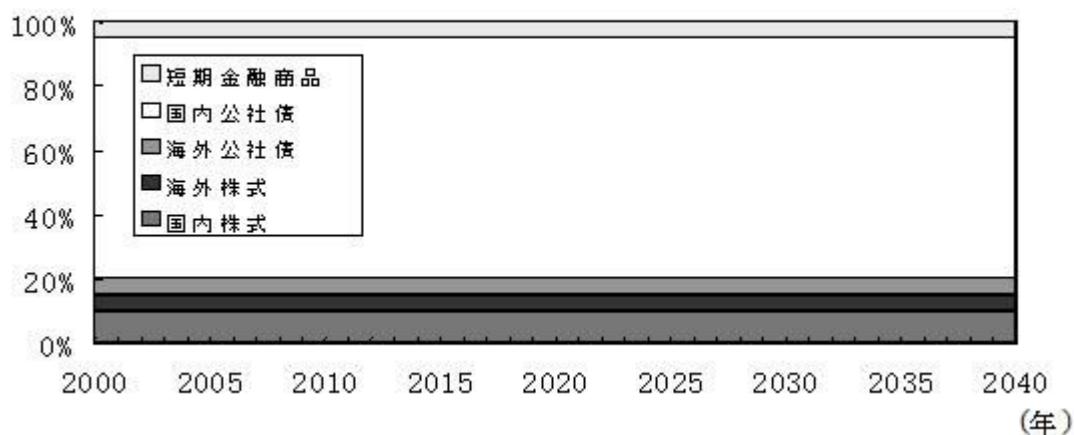
<MHAMライフ ナビゲーション 2030>



<MHAMライフ ナビゲーション 2020>



<MHAMライフ ナビゲーション インカム>



各ファンドとも、安定運用開始時期(例：MHAMライフ ナビゲーション 2050の場合は、2050年の決算日の翌日)以降は、MHAM短期金融資産マザーファンド受益証券に、原則として、100%投資を行い、より安定的な運用を行うことを基本とします。

MHAMライフ ナビゲーション インカムは、原則として、一定水準の資産配分比率を維持することを基本とし、時間の経過とともに自動的に株式等の実質組入比率を漸減させる資産配分の変更は行いません。

解約資金対応等の事由により、各ベビーファンドにおいて現金等を保有する必要があるため、実際の資産別実質組入比率の推移は、ここに図示した各ファンドの基本ポートフォリオ（基本資産配分比率）の変更の目安とは異なることがあります。

組入有価証券等の価格変動により、各ファンドの実際の資産別実質組入比率が、その時点での基本資産配分比率から乖離することがあります。なお、こうした乖離が一定水準以上となった場合には、基本ポートフォリオ（基本資産配分比率）の変更計画に基づく定期的なポートフォリオの見直し以外のタイミングであっても、その時点でポートフォリオの調整（リバランス）を行います。安定運用開始時期の到来以降は、各ファンド（MHAMライフ ナビゲーション インカムを除きます。）ともMHAM短期金融資産マザーファンド受益証券に原則として100%投資を行い、より安定的な運用を行うことを基本とします。

また、市況環境等によっては、資産配分の構成が変わることもあります。

各マザーファンドの投資プロセス

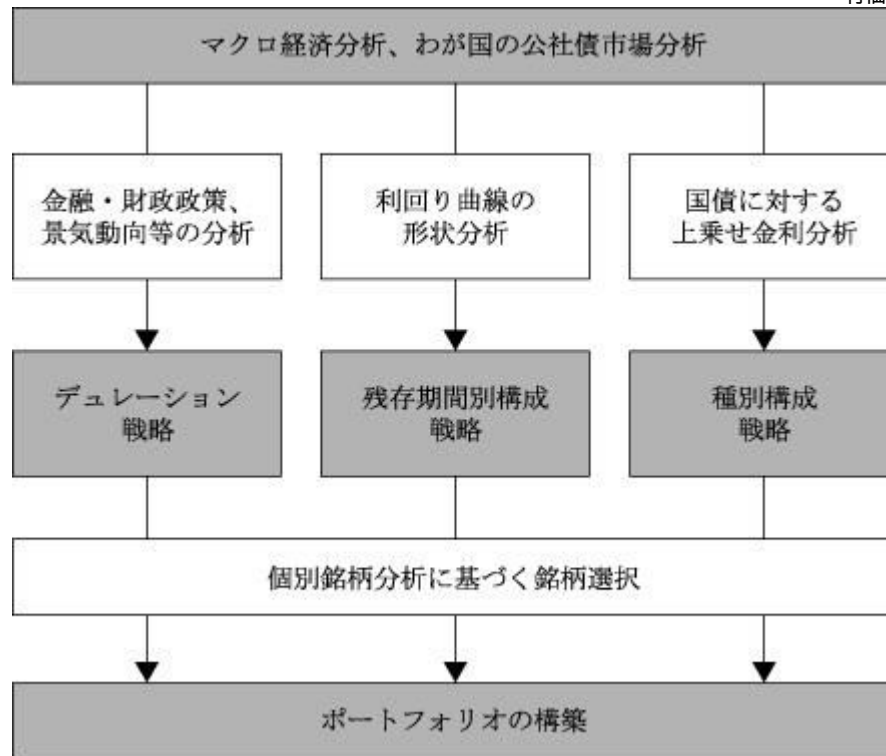
<MHAM日本株式マザーファンドが行う国内株式への投資プロセス>



- 1．わが国の株式の中から、各銘柄の信用リスク・流動性リスク、各銘柄の時価総額、成長性等に着目した銘柄の絞り込み（計量的なスクリーニング等）などを基に調査対象銘柄群を選定します。
 - <信用リスクが高いと判断される銘柄の除外>
 - 財務分析等を行い、信用リスクが高いと判断される銘柄を除外します。
 - <流動性リスクが高いと判断される銘柄の除外>
 - 各銘柄の平均売買代金データなどを参考に、流動性リスクが高いと判断される銘柄を除外します。
 - <調査対象銘柄群の選定>
 - 各銘柄の信用リスク・流動性リスクや各銘柄の時価総額などを踏まえた上で、成長性等に着目した銘柄の絞り込みなどを実施し、その結果を基に、ファンドマネジャーおよび企業調査アナリストが組織的に調査対象銘柄群を選定します。
- 2．ファンドマネジャーおよび企業調査アナリストが、個別企業調査を実施し、企業業績の予測、株価水準の評価などを行った上で、個別銘柄の投資価値を判断します。これに基づき、投資対象候補となる銘柄群(投資対象ユニバース)を選定します。
- 3．ポートフォリオの構築にあたっては、主に投資対象ユニバースの中から、企業価値の成長性が高く、かつ、株価面で割高感がないと判断される銘柄に投資するとともに、当マザーファンドのベンチマークである東証株価指数（TOPIX）の動きに対してポートフォリオの値動きが大きく乖離しないよう、リスク・コントロールに努めます。

* 上記の投資プロセスは、今後変更される場合があります。

<MHAM日本債券マザーファンドが行う国内公社債への投資プロセス>

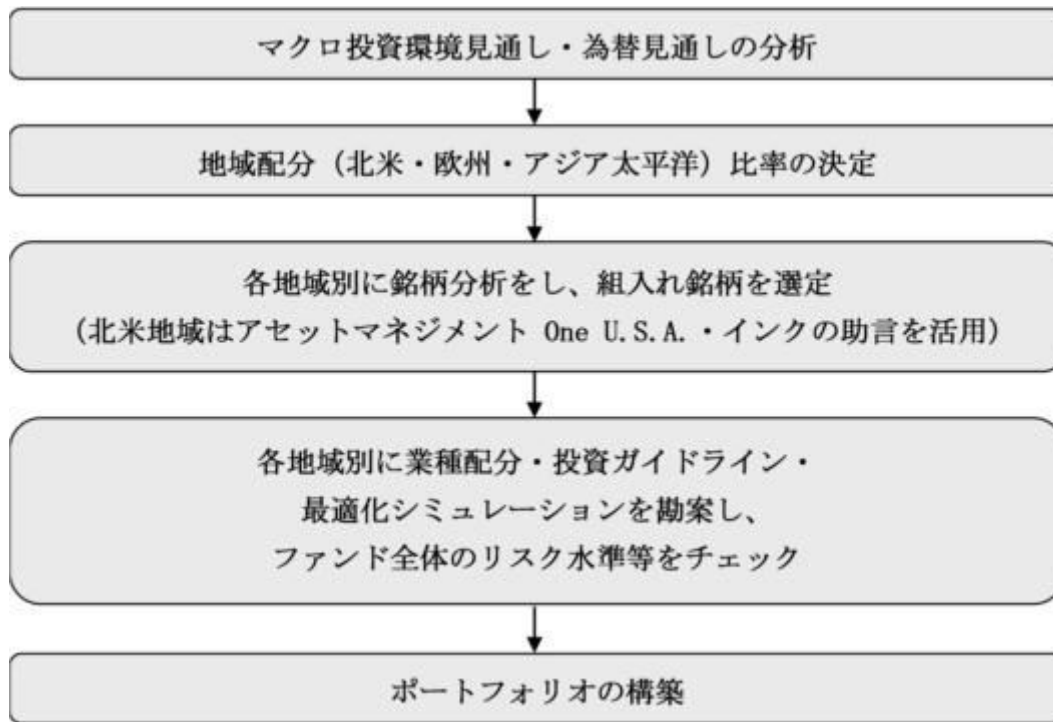


- 1．当マザーファンドの運用は、投資環境会議によるマクロ経済分析、投資方針会議による公社債市場分析を基に行われます。
- 2．マクロ経済予測を前提に市場予測等を行い、これに基づきデュレーション戦略(ポートフォリオ全体のデュレーションをどの程度の長さにするか=金利変動リスクをどの程度とるか)、残存期間別構成戦略(償還までの期間がどの程度の長さの公社債に投資の重点を置くか)、種別構成戦略(国債・事業債など、それぞれの種別の公社債にどの程度投資するか)をそれぞれ策定します。
- 3．以上のプロセスにより決定された3つの戦略を基に、当マザーファンドに組入れる銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。個別銘柄の選択にあたっては、割高・割安の分析に加え、信用リスク・流動性リスクを十分に勘案します。

当マザーファンドは、原則として、BBB格相当以上の格付けを有する公社債を投資対象とします。

* 上記の投資プロセスは、今後変更される場合があります。

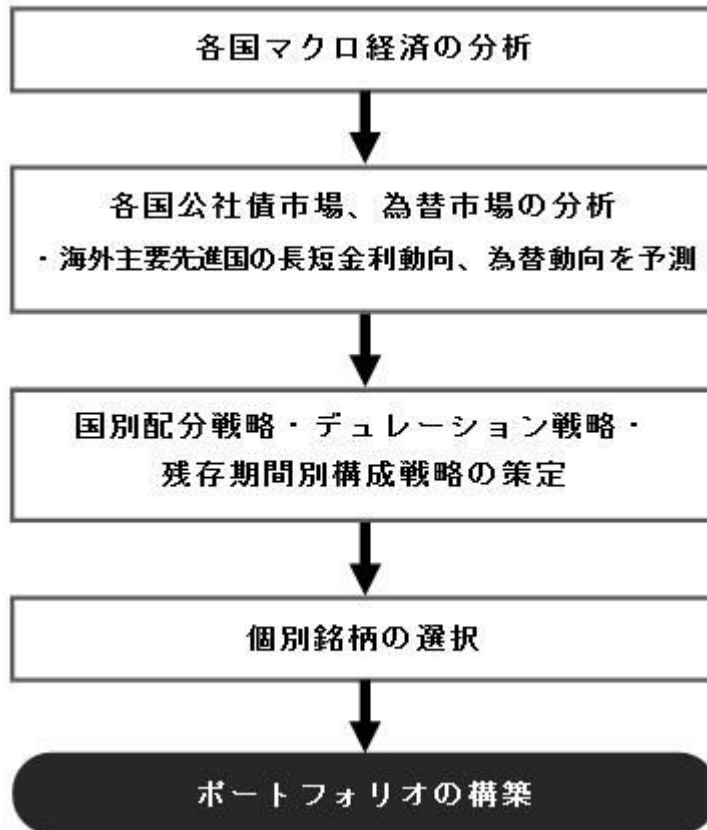
< MHAM海外株式マザーファンドが行う海外株式への投資プロセス >



- 1 海外株式市場を3地域（北米、欧州、アジア太平洋）に分割し、グローバルなマクロ経済環境分析に基づき、北米、欧州、アジア太平洋の3地域に分けて地域配分比率を決定します。
- 2 各地域の地域特性を生かしたアクティブ運用を行います。北米、欧州、アジア太平洋の地域ごとに銘柄分析と組入れ候補銘柄の選別を行います。また、米国株式の銘柄選定にあたっては、委託会社の海外運用拠点（米国）であるアセットマネジメントOne U.S.A.・インクの投資助言を活用します。
- 3 上記のアプローチを経て地域ごとにポートフォリオを構築します。その際には、業種配分や投資ガイドライン、最適化シミュレーションなども考慮します。
- 4 ポートフォリオ全体でも、業種配分やベンチマーク対比でのリスクコントロールを意識したシミュレーション結果などを参考にし、ファンドの商品性に基づいたポートフォリオの構築・管理を行います。

* 上記の投資プロセスは、今後変更される場合があります。

<MHAM海外債券マザーファンドが行う海外公社債への投資プロセス>

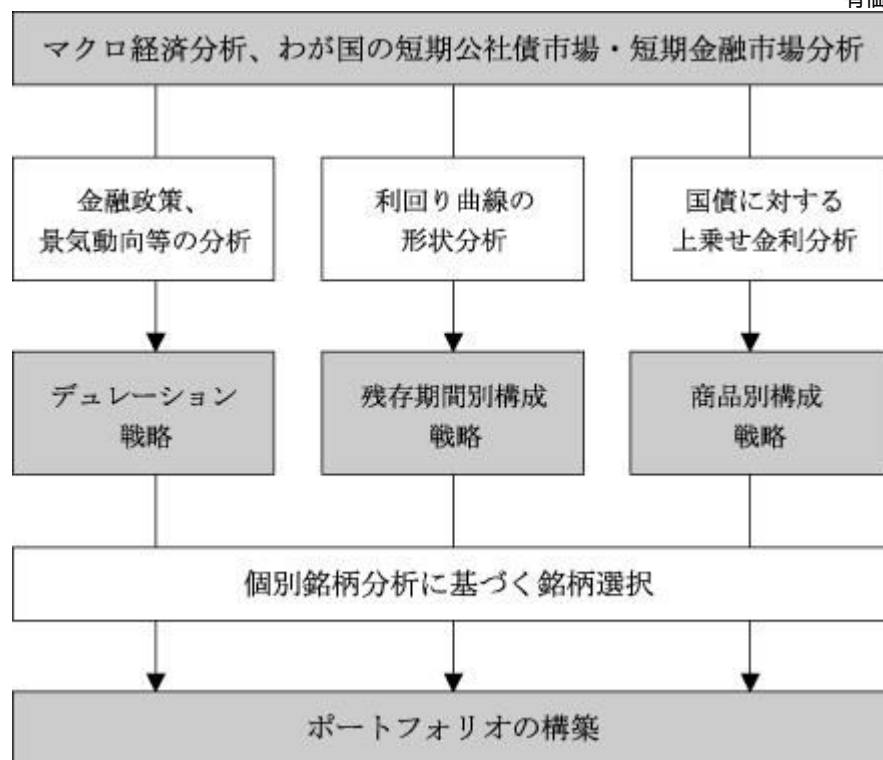


- 1 各国マクロ経済の分析を基に、各国公社債市場・為替市場の分析を行い、海外主要先進国の長短金利動向および為替動向を予測します。
- 2 1を基に、当マザーファンドのベンチマークであるFTSE世界国債指数（除く日本、為替ノーヘッジ・円ベース）の国別構成比を考慮し、国別配分戦略・デュレーション戦略・残存期間別構成戦略を策定します。
- 3 これらの戦略に則した個別銘柄を選択し、当マザーファンドのポートフォリオを構築します。個別銘柄の選択にあたっては、信用リスク・流動性リスクを十分に勘案し、海外主要先進国の国債を中心に投資を行います。

当マザーファンドは、原則として、A格相当以上の格付けを有する公社債を投資対象とします。

* 上記の投資プロセスは、今後変更される場合があります。

<MHAM短期金融資産マザーファンドが行う国内短期公社債・短期金融商品への投資プロセス>



- 1．当マザーファンドの運用は、投資環境会議によるマクロ経済分析、投資方針会議による短期公社債市場・短期金融市場分析を基に行われます。
- 2．マクロ経済予測を前提に市場予測等を行い、これに基づきデュレーション戦略(ポートフォリオ全体のデュレーションをどの程度の長さにするか=金利変動リスクをどの程度とるか)を策定します。また、ファンドの資金増減動向を考慮した上で、残存期間別構成戦略(償還までの期間がどの程度の長さの銘柄に投資の重点を置くか)、商品別構成戦略(短期国債、コールローン、現先、コマーシャル・ペーパーなど、それぞれの商品にどの程度投資するか)をそれぞれ策定します。
- 3．以上のプロセスにより決定された3つの戦略を基に、当マザーファンドに組入れる短期公社債・短期金融商品の銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。個別銘柄の選択にあたっては、割高・割安の分析に加え、信用リスク・流動性リスクを十分に勘案します。

* 上記の投資プロセスは、今後変更される場合があります。

(2) 【投資対象】

MHAMライフ ナビゲーション 2050

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - a．有価証券
 - b．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限りません。）
 - c．金銭債権
 - d．約束手形（a．に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産

a. 為替手形

各ファンド共通

有価証券の指図範囲

各ファンドにおいて、委託会社は、信託金を、主として次に掲げる1.から5.までのアセットマネジメントOne株式会社を委託会社、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託(以下これらを総称し「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに6.から27.までの有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. MHAM日本株式マザーファンド
2. MHAM日本債券マザーファンド
3. MHAM海外株式マザーファンド
4. MHAM海外債券マザーファンド
5. MHAM短期金融資産マザーファンド
6. 株券または新株引受権証券
7. 国債証券
8. 地方債証券
9. 特別の法律により法人が発行する債券
10. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
11. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
12. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
13. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)または優先出資引受権を表示する証書
14. 特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
15. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
16. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
17. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、6. ~ 16. の証券または証書の性質を有するもの
18. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
19. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
20. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
21. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
22. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
23. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
24. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
25. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

26. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
27. 外国の者に対する権利で26.の有価証券の性質を有するもの
- なお、6.の証券または証書、17.および22.の証券または証書のうち6.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、7.から11.までの証券ならびに17.および22.の証券または証書のうち7.から11.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、18.の証券および19.の証券(外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。また、 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 有価証券先物取引等

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

2. スワップ取引

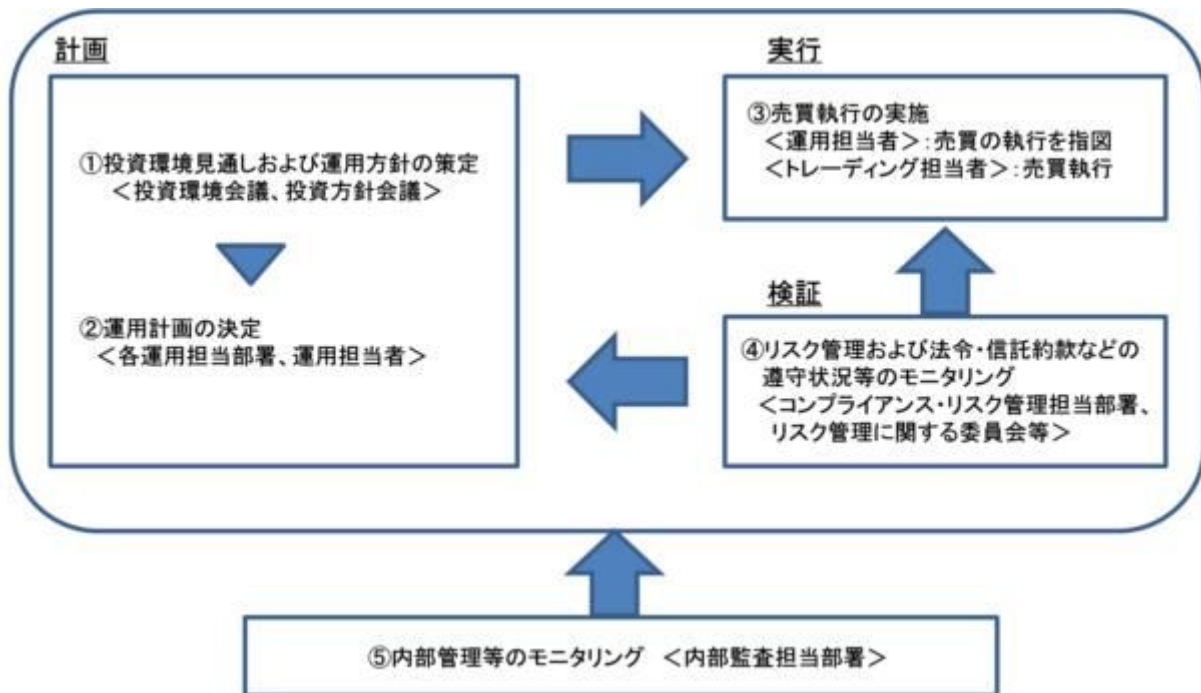
信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

3. 金利先渡取引および為替先渡取引

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的で開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2019年7月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

年1回の毎決算時(原則として6月30日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みません。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
2. 分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金の再投資

収益分配金は、原則として自動的に各ファンドの受益権に再投資されます。

1. 収益分配金は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより販売会社に交付されます。
2. 販売会社は、MHAMライフ ナビゲーション ファンド自動けいぞく投資約款にしたがった契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行い、当該再投資にかかる売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

株式への実質投資割合(約款第17条)^{*}(約款第17条)^{**}

^{*} 前半のカッコは、「MHAMライフ ナビゲーション 2050」の約款の該当箇所を記載しています。(以下同じ。)

^{**} 後半のカッコは、「MHAMライフ ナビゲーション 2040」、「MHAMライフ ナビゲーション 2030」、「MHAMライフ ナビゲーション 2020」および「MHAMライフ ナビゲーション インカム」の約款の該当箇所を記載しています。(以下同じ。)

1. 「MHAMライフ ナビゲーション 2050」「MHAMライフ ナビゲーション 2040」

委託会社は、株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下同じ。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の85を超えることとなる投資の指図をしません。

2. 「MHAMライフ ナビゲーション 2030」

委託会社は、株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の70を超えることとなる投資の指図をしません。

3. 「MHAMライフ ナビゲーション 2020」

委託会社は、株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の55を超えることとなる投資の指図をしません。

4. 「MHAMライフ ナビゲーション インカム」

委託会社は、株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、各ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち各ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の各ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)

外貨建資産への実質投資割合(約款第30条および約款第31条)(約款第29条および約款第30条)

1. 「MHAMライフ ナビゲーション 2050」「MHAMライフ ナビゲーション 2040」

委託会社は、外貨建資産への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の45を超えることとなる投資の指図をしません。

2. 「MHAMライフ ナビゲーション 2030」

委託会社は、外貨建資産への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の40を超えることとなる投資の指図をしません。

3. 「MHAMライフ ナビゲーション 2020」

委託会社は、外貨建資産への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の35を超えることとなる投資の指図をしません。

4. 「MHAMライフ ナビゲーション インカム」

委託会社は、外貨建資産への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ただし、各ファンドとも、上記の規定にかかわらず、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、外貨建有価証券への投資については制約されることがあります。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合(約款第17条)(約款第17条)

委託会社は、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券への実質投資割合(約款第17条)(約款第17条)

委託会社は、投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲(約款第20条)(約款第19条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所(「取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券につい

ではこの限りではありません。なお、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式への実質投資割合(約款第21条)(約款第20条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合(約款第21条)(約款第20条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への実質投資割合(約款第22条)(約款第21条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引(約款第23条)(約款第22条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売出しにより取得する株券
 - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前記e.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

信用リスク集中回避のための投資制限(約款第23条の1の2)(約款第22条の1の2)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等(約款第23条の2)(約款第22条の2)

委託会社は、デリバティブ取引等(デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。))を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます(ただし、この信託において取引可能なものに限り、以下同じ。))。))について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券先物取引等(約款第24条)(約款第23条)

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)
 - a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入ヘッジ対象有価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券とマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。))とを加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 金融商品の1.から4.に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額」といいます。))とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 金融商品の1.から4.に掲げる金融商品で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 金融商品の1.から4.に掲げる金融商品で運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。))との合計額の範囲内とします。
 - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1.2.3.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の合計額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通

貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンド受益証券の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券とマザーファンド受益証券の信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。
 - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1.2.3.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 金融商品の1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を加えた額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金を加えた額を限度とします。
 - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1.2.3.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引(約款第25条)(約款第24条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として各ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引(約款第26条)(約款第25条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として各ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

5. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付(約款第27条)(約款第26条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価総額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売り(約款第28条)(約款第27条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1.の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ(約款第29条)(約款第28条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

外国為替予約(約款第32条)(約款第31条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの

信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ(約款第38条)(約款第39条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式の取得割合(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<参考>各マザーファンドの投資方針および主な投資制限

「MHAM日本株式マザーファンド」

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

国内のすべての上場および店頭登録企業を主要投資対象とし、個別の銘柄選定を重視した運用を行い、東証株価指数(TOPIX)を中・長期的に上回る運用成果を目指します。

銘柄選定の基準は、企業調査による利益成長性の分析および株価バリュエーション分析等に基づき個別企業の投資価値判断を行い、中・長期的に投資魅力が高いと判断される銘柄に投資します。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第17条の範囲で行います。

金利先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

東証株価指数(TOPIX=Tokyo Stock Price Index)とは、東京証券取引所第一部全銘柄を対象とした株価指数で、基準時(1968年1月4日終値)の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。東証株価指数は、株式会社東京証券取引所(株)東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXの商標に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

「MHAM日本債券マザーファンド」

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の公社債に投資を行い、NOMURA - BPI総合 を中・長期的に上回る運用成果を目指します。

原則として、BBB格相当（法令で定める信用格付業者等（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいいます。）から取得したもの）以上の格付けを有する公社債を投資対象とします。

マクロ経済および市場動向を分析した上で、デュレーション分析、個別銘柄分析等を行い、投資戦略を決定します。

公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は、約款第14条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第15条の範囲で行います。

金利先渡取引は、約款第16条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

NOMURA-BPI 総合とは、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表すために開発した経過利子込時価総額加重型の投資収益指数です。NOMURA-BPI総合の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

「MHAM海外株式マザーファンド」

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

日本を除く世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主にモルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・コクサイ指数(MSCIコクサイ指数)に採用されている国の株式に投資を行い、同指数(為替ノーヘッジ・円ベース)を中・長期的に上回る運用成果を目指します。

各国のファンダメンタルズ(経済成長力、金利および企業業績見通しなど経済的基礎要因)分析に基づく国別投資魅力度の分析ならびに個別企業の投資価値判断を行い、中・長期的に投資魅力が高いと判断される銘柄に投資します。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第17条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

MSCIコクサイ指数とは、MSCI Inc.が発表している株価指数で、MSCI Inc.が独自に算出した各国ごとの株価指数を各国の株式市場の時価総額でウエイト付けして合成したものであり、日本を除く世界の主要国の

株式市場の動きを総合的に捉える指標として広く認知されています。MSCIコクサイ指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「MHAM海外債券マザーファンド」

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

日本を除く世界主要先進国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主にFTSE世界国債指数(除く日本)に採用されている国の公社債に投資を行い、同指数(為替ノーヘッジ・円ベース)を中・長期的に上回る運用成果を目指します。

原則として、A格相当(欧米の主要格付け機関から取得したもの)以上の格付けを有する公社債を投資対象とします。

ファンダメンタルズ(経済的基礎要因)分析を基本とした金利および為替見通しに基づき国別投資比率ならびに各国のデュレーションの調整を行います。また、個別発行体の財務分析等により信用リスクの低減に努めます。

公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は、約款第14条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第15条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第16条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エク

ポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

FTSE世界国債指数(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。欧米の主要格付け機関とは、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクおよびS&Pグローバル・レーティング等を指します。

「MHAM短期金融資産マザーファンド」

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を目標に運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の短期公社債および短期金融商品を中心に投資を行い、わが国の無担保コール翌日物金利を指数化した収益率を上回る運用成果を目指します。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

株式への投資は行いません。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は、約款第13条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第14条の範囲で行います。

金利先渡取引は、約款第15条の範囲で行います。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「わが国の無担保コール翌日物金利を指数化した収益率」とは、委託会社において、わが国の無担保コール翌日物金利の累積投資収益率を算出し、指数化したものをいいます。

3【投資リスク】

(1) 各ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- 各ファンド(各ベビーファンドを指します。以下同じ。)は、主としてMHAM日本株式マザーファンド、MHAM日本債券マザーファンド、MHAM海外株式マザーファンド、MHAM海外債券マザーファンド、MHAM短期金融資産マザーファンドの各受益証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- 運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は預貯金とは異なります。
- 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

各ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて各ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

資産配分リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

資産配分リスクとは、複数資産への投資(資産配分)を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くなってしまうリスクをいいます。一般に、投資に際して資産配分を行う場合には、そのうちの1資産の価値変動が投資全体の成果に及ぼす影響度合いを小さくする効果が期待されますが、その場合にも、それぞれの資産の価値変動は、当該資産への資産配分の比率に応じて、投資全体の成果に影響を及ぼします。各ファンドでは、わが国および海外の株式・公社債・短期金融商品に資産配分を行います。配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合等には、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。各ファンド(MHAMライフナビゲーションインカムを除きます。)における安定運用開始時期以降は、原則としてMHAM短期金融資産マザーファンドを通じてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資を行います。

株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。

各ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、各ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることもあり、各ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

金利変動リスク

金利の上昇(公社債の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、金利変動により株式市場と公社債市場の間で資金シフトが起こる場合があり、その場合、金利変動の影響は株式市場にも及びます。

為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。各ファンドでは、外貨建資産の投資にあたり、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。各ファンドが投資する株式の発行企業や公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。各ファンドが投資する株式・公社債等の流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

カントリーリスクとは、投資先となっている国(地域)の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産の価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。各ファンドの投資先となっている国(地域)がこうした状態に陥った場合に

は、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

<その他留意点>

- ・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ・各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、各ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
- ・各ファンドは、取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

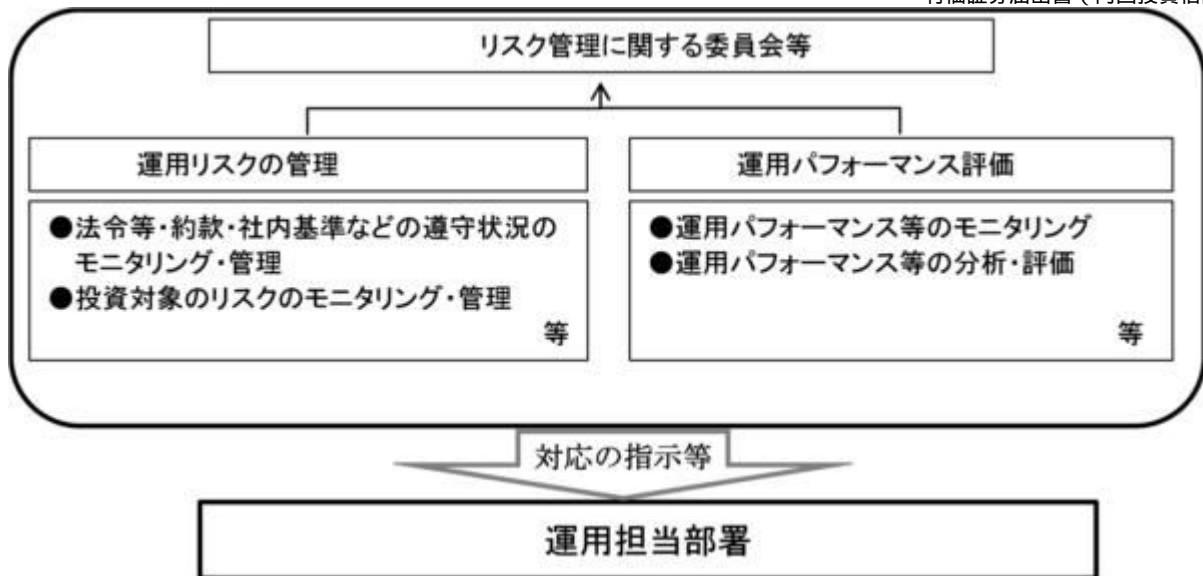
<収益分配金に関する留意点>

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

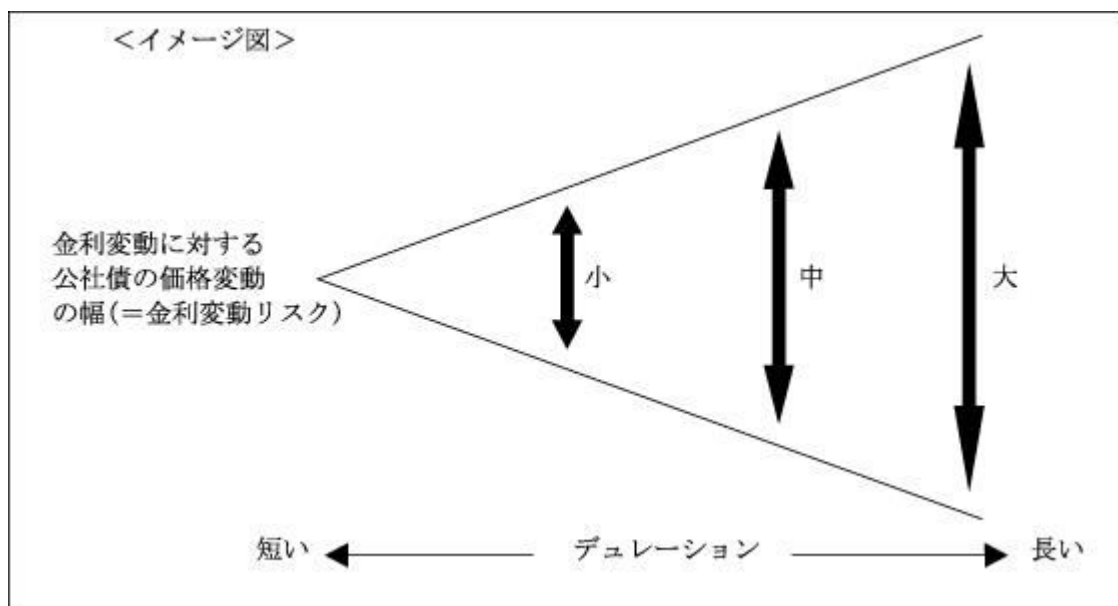


リスク管理体制は2019年7月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<ご参考>

デュレーションとは？

デュレーションとは、公社債の投資元本の回収までに要する平均残存期間のことで、この値が大きい（長い）ほど、金利変動に対して公社債価格の感応度が高く（金利変動に対する公社債価格の変動が大きく）なります。



格付けとは？

公社債の格付けとは、公社債の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すもので、格付け会社(S&Pグローバル・レーティング(S&P社)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's社)等)によって格付けがなされています。

格付け会社名	S&P社	Moody's社	
格付け 高い ↑ 格付け 低い ↓ (信用力)	AAA	Aaa	投資適格格付け (投資適格債 [※])
	AA	Aa	
	A	A	
	BBB	Baa	投機的格付け (高利回り債)
	BB	Ba	
	B	B	
	CCC	Caa	
	CC	Ca	
	C	C	
	D		

投資適格債とは、格付け会社によって格付けされた公社債のうち、債務を履行する能力が十分であると評価された公社債をいいます。S&P社およびMoody's社による格付けでは、それぞれ「BBB」格と「Baa」格以上の公社債がこれに該当します。

<参考情報>

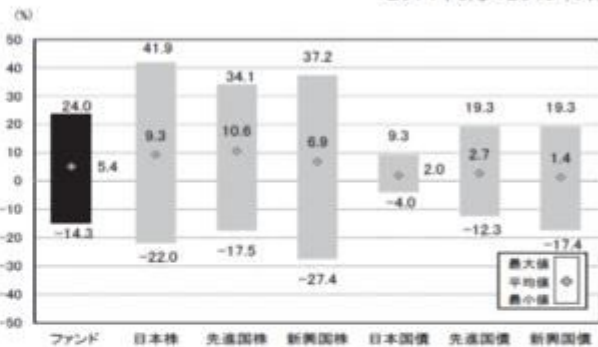
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

ライフナビ 2050



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

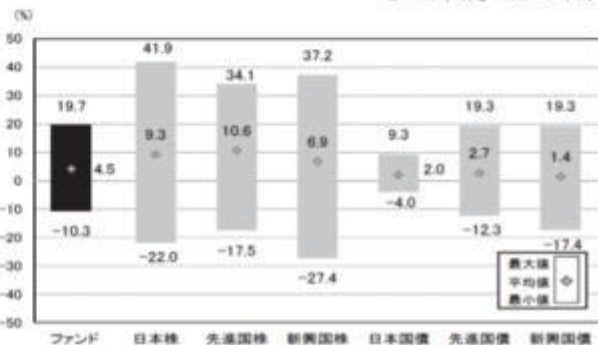
2014年8月～2019年7月



ライフナビ 2040

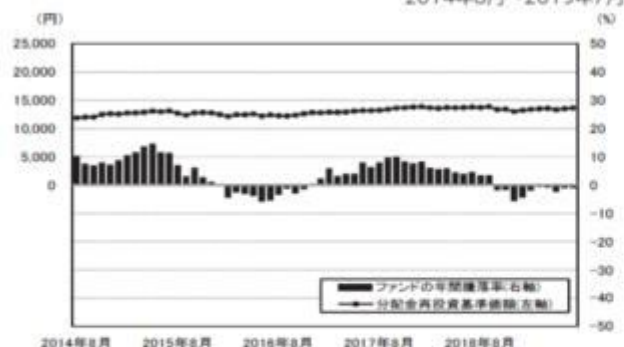


2014年8月～2019年7月



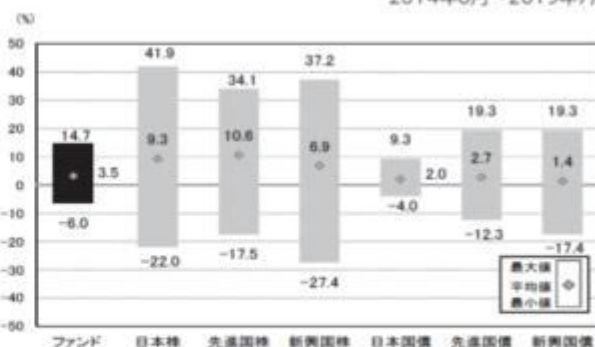
ライフナビ 2030

2014年8月～2019年7月



*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。(以下同じ。)
*年間騰落率(各月末時点について1年前と比較したものは、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

2014年8月～2019年7月



*上記は、各ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2014年8月～2019年7月の5年間に於ける年間騰落率(各月末時点について1年前と比較したものの)の平均・最大・最小を表示したものです。

*各ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

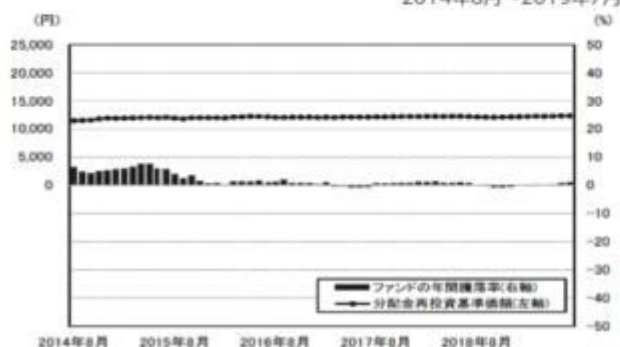
*代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、各ファンドの投資対象とは限りません。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

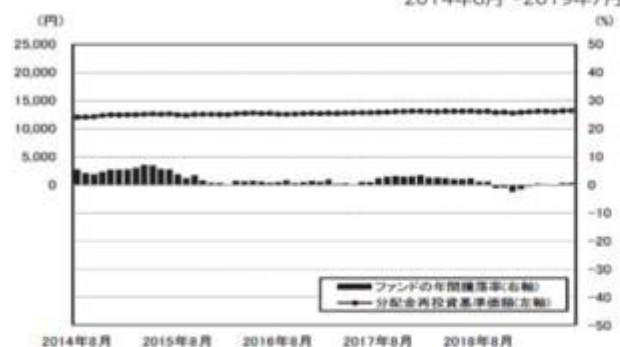
ライフナビ 2020

2014年8月～2019年7月



ライフナビ インカム

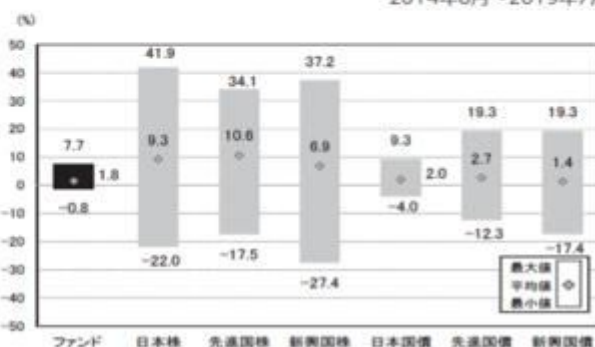
2014年8月～2019年7月



*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。(以下同じ。)

*年間騰落率(各月末時点について1年前と比較したものは、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

2014年8月～2019年7月

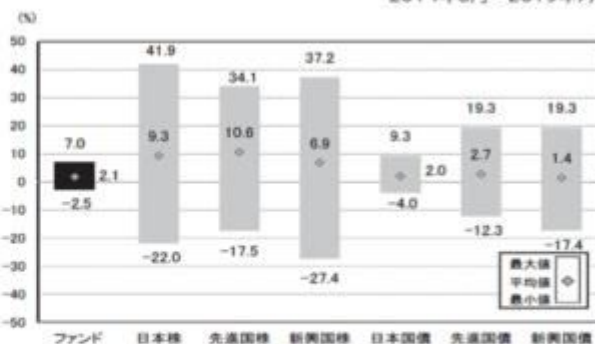


*上記は、各ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2014年8月～2019年7月の5年間に於ける年間騰落率(各月末時点について1年前と比較したものの)の平均・最大・最小を表示したものです。

*各ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

*代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、各ファンドの投資対象とは限りません。

2014年8月～2019年7月



*上記は、各ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2014年8月～2019年7月の5年間に於ける年間騰落率(各月末時点について1年前と比較したものの)の平均・最大・最小を表示したものです。

*各ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

*代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、各ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPMorganGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ベース)	「JPMorganGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額としますが、2019年10月1日現在の各販売会社における申込手数料は無手数料です。なお、申込手数料は変更になる場合があります。申込手数料には消費税等相当額が課せられ、申込手数料とともに、お申込代金の中から差し引かれます。

申込手数料については、販売会社にお問い合わせ下さい。

各ファンド間の乗換え(スイッチング)の場合には、申込手数料はかかりません。

収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

配分(税抜)の下段は、確定拠出年金制度にかかる委託会社および販売会社への信託報酬率の配分を示します。

「MHAMライフ ナビゲーション 2050」 「MHAMライフ ナビゲーション 2040」

計算期間	信託報酬率 (年率)	配分(税抜)		
		委託会社	販売会社	受託会社
第1計算期から 第10計算期の場合	1.54% (税抜1.4%)	0.66%	0.66%	0.08%
		0.50%	0.82%	
第11計算期から 第20計算期の場合	1.43% (税抜1.3%)	0.61%	0.61%	0.08%
		0.46%	0.76%	

第21計算期から 第30計算期の場合	1.32% (税抜1.2%)	0.56%	0.56%	0.08%
		0.42%	0.70%	
第31計算期から 第40計算期の場合	1.21% (税抜1.1%)	0.51%	0.51%	0.08%
		0.39%	0.63%	
第41計算期以降 の場合	0.605% (税抜0.55%)	0.255%	0.255%	0.04%

「MHAMライフ ナビゲーション 2030」

計算期間	信託報酬率 (年率)	配分(税抜)		
		委託会社	販売会社	受託会社
第11計算期から 第20計算期の場合	1.32% (税抜1.2%)	0.56%	0.56%	0.08%
		0.42%	0.70%	
第21計算期から 第30計算期の場合	1.21% (税抜1.1%)	0.51%	0.51%	0.08%
		0.39%	0.63%	
第31計算期以降 の場合	0.605% (税抜0.55%)	0.255%	0.255%	0.04%

「MHAMライフ ナビゲーション 2020」

計算期間	信託報酬率 (年率)	配分(税抜)		
		委託会社	販売会社	受託会社
第11計算期から 第20計算期の場合	1.21% (税抜1.1%)	0.51%	0.51%	0.08%
		0.39%	0.63%	
第21計算期以降 の場合	0.605% (税抜0.55%)	0.255%	0.255%	0.04%

「MHAMライフ ナビゲーション インカム」

計算期間	信託報酬率 (年率)	配分(税抜)		
		委託会社	販売会社	受託会社
通期	1.1% (税抜1.0%)	0.46%	0.46%	0.08%

委託会社の信託報酬には、MHAM海外株式マザーファンドの運用に関する投資助言を行う投資顧問会社（アセットマネジメントOne U.S.A.・インク）に対する投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬率は信託報酬率に応じて、以下の通りとします。

ファンド	信託報酬率(年率)	投資顧問報酬率(年率)
MHAMライフ ナビゲーション 2050 MHAMライフ ナビゲーション 2040 MHAMライフ ナビゲーション 2030 MHAMライフ ナビゲーション 2020	1.54% (税抜1.4%)	0.070%以内
	1.43% (税抜1.3%)	0.064%以内
	1.32% (税抜1.2%)	0.059%以内
	1.21% (税抜1.1%)	0.055%以内
	0.605% (税抜0.55%)	なし*
MHAMライフ ナビゲーション インカム	1.1% (税抜1.0%)	0.064%以内

* MHAM海外株式マザーファンドの組入れがないため、投資顧問報酬はかかりません。

信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

< 信託報酬等を対価とする役務の内容 >

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

各ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。

上記、 の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、各ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として各ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

受益者が各ファンドを解約する際には、信託財産留保額（1口につき、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%）をご負担いただきます。

(5) 【課税上の取扱い】

各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われま

す。

解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式会社等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式会社等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアN I S A（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

N I S AおよびジュニアN I S Aは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税（復興特別所得税を含みます。）および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記は、2019年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5 【運用状況】

以下の運用状況は令和 1年 7月31日現在です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。なお、小数点第3位を切捨てており、端数調整は行っておりません。

(1) 【投資状況】

MHAMライフ ナビゲーション 2050

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	212,444,908	95.74
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		9,440,014	4.25
合計(純資産総額)		221,884,922	100.00

MHAMライフ ナビゲーション 2040

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,679,077,034	96.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		61,805,357	3.55
合計(純資産総額)		1,740,882,391	100.00

MHAMライフ ナビゲーション 2030

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,801,077,945	97.16
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		52,636,143	2.83
合計(純資産総額)		1,853,714,088	100.00

MHAMライフ ナビゲーション 2020

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,044,452,848	72.29
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		400,200,705	27.70
合計(純資産総額)		1,444,653,553	100.00

MHAMライフ ナビゲーション インカム

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	545,792,354	96.79
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		18,096,631	3.20
合計(純資産総額)		563,888,985	100.00

(参考) MHAM日本株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	1,070,029,510	96.62
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		37,387,054	3.37
合計(純資産総額)		1,107,416,564	100.00

(参考) MHAM日本債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	4,395,355,170	79.16
特殊債券	日本	151,277,000	2.72
社債券	日本	930,979,600	16.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		74,231,663	1.33
合計(純資産総額)		5,551,843,433	100.00

(参考)MHAM海外株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	378,849,853	61.56
	ドイツ	46,529,059	7.56
	フランス	28,870,330	4.69
	イギリス	28,757,219	4.67
	スイス	26,897,796	4.37
	オーストラリア	16,123,240	2.62
	フィンランド	12,117,824	1.96
	カナダ	11,408,046	1.85
	アイルランド	9,242,548	1.50
	香港	5,660,035	0.91
	リベリア	5,418,496	0.88
	ケイマン諸島	1,747,290	0.28
	小計	571,621,736	92.88
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		43,762,154	7.11
合計(純資産総額)		615,383,890	100.00

(参考)MHAM海外債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	2,941,402,127	46.05
	フランス	838,037,878	13.12
	スペイン	712,378,258	11.15
	ドイツ	705,785,122	11.05
	イギリス	329,504,477	5.15
	メキシコ	226,580,415	3.54
	オランダ	135,505,448	2.12
	ポーランド	107,124,483	1.67
	カナダ	59,822,492	0.93
	デンマーク	39,067,979	0.61
	スウェーデン	24,724,637	0.38

	シンガポール	23,360,291	0.36
	ノルウェー	15,929,350	0.24
	オーストラリア	15,123,902	0.23
	小計	6,174,346,859	96.67
地方債証券	オーストラリア	51,138,952	0.80
特殊債券	カナダ	68,147,815	1.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		92,750,962	1.45
合計(純資産総額)		6,386,384,588	100.00

(参考)MHAM短期金融資産マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
地方債証券	日本	150,527,266	82.72
特殊債券	日本	20,018,000	11.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		11,419,558	6.27
合計(純資産総額)		181,964,824	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

MHAMライフ ナビゲーション 2050

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	MHAM日本株式マザーファンド	62,808,867	1.4465	90,853,518	1.4449	90,752,531	40.90
2	日本	親投資信託 受益証券	MHAM日本債券マザーファンド	34,677,664	1.4449	50,107,823	1.4490	50,247,935	22.64
3	日本	親投資信託 受益証券	MHAM海外株式マザーファンド	19,707,719	2.4767	48,810,559	2.5184	49,631,919	22.36
4	日本	親投資信託 受益証券	MHAM海外債券マザーファンド	8,219,294	2.6589	21,854,464	2.6526	21,802,499	9.82
5	日本	親投資信託 受益証券	MHAM短期金融資産マザー ファンド	9,801	1.0228	10,024	1.0228	10,024	0.00

ロ. 種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	95.74
合計		95.74

MHAMライフ ナビゲーション 2040

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	MHAM日本債券マザーファンド	447,548,402	1.4449	646,662,686	1.4490	648,497,634	37.25
2	日本	親投資信託 受益証券	MHAM日本株式マザーファンド	377,447,842	1.4477	546,431,240	1.4449	545,374,386	31.32
3	日本	親投資信託 受益証券	MHAM海外株式マザーファンド	122,643,928	2.4767	303,752,216	2.5184	308,866,468	17.74
4	日本	親投資信託 受益証券	MHAM海外債券マザーファンド	65,532,936	2.6601	174,324,163	2.6526	173,832,666	9.98
5	日本	親投資信託 受益証券	MHAM短期金融資産マザーファン ド	2,450,020	1.0228	2,505,880	1.0228	2,505,880	0.14

ロ. 種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	96.44
合計		96.44

MHAMライフ ナビゲーション 2030

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	MHAM日本債券マザーファンド	678,585,827	1.4448	980,486,376	1.4490	983,270,863	53.04
2	日本	親投資信託 受益証券	MHAM日本株式マザーファンド	277,775,416	1.4477	402,149,511	1.4449	401,357,698	21.65
3	日本	親投資信託 受益証券	MHAM海外株式マザーファンド	89,187,625	2.4767	220,890,990	2.5184	224,610,114	12.11
4	日本	親投資信託 受益証券	MHAM海外債券マザーファンド	70,167,332	2.6601	186,652,119	2.6526	186,125,864	10.04
5	日本	親投資信託 受益証券	MHAM短期金融資産マザーファ ンド	5,586,045	1.0228	5,713,406	1.0228	5,713,406	0.30

ロ. 種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	97.16
合計		97.16

MHAMライフ ナビゲーション 2020

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	MHAM日本債券マザーファンド	708,436,681	1.4449	1,023,620,161	1.4490	1,026,524,750	71.05
2	日本	親投資信託 受益証券	MHAM日本株式マザーファンド	8,245,543	1.4477	11,937,072	1.4449	11,913,985	0.82
3	日本	親投資信託 受益証券	MHAM短期金融資産マザーファンド	5,880,048	1.0228	6,014,113	1.0228	6,014,113	0.41

ロ. 種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	72.29
合計		72.29

MHAMライフ ナビゲーション インカム

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	MHAM日本債券マザーファンド	292,929,142	1.4449	423,253,317	1.4490	424,454,326	75.27
2	日本	親投資信託 受益証券	MHAM日本株式マザーファンド	40,152,612	1.4477	58,128,936	1.4449	58,016,509	10.28
3	日本	親投資信託 受益証券	MHAM海外株式マザーファンド	12,819,209	2.4767	31,749,334	2.5184	32,283,895	5.72
4	日本	親投資信託 受益証券	MHAM海外債券マザーファンド	10,756,143	2.6601	28,612,415	2.6526	28,531,744	5.05
5	日本	親投資信託 受益証券	MHAM短期金融資産マザーファンド	2,450,020	1.0228	2,505,880	1.0228	2,505,880	0.44

ロ. 種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	96.79
合計		96.79

(参考) MHAM日本株式マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ソニー	電気機器	6,000	5,781.00	34,686,000	6,170.00	37,020,000	3.34

2	日本	株式	任天堂	その他製品	700	40,060.52	28,042,368	40,100.00	28,070,000	2.53
3	日本	株式	日本電産	電気機器	1,800	15,245.00	27,441,000	14,715.00	26,487,000	2.39
4	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	1,800	13,509.59	24,317,262	14,440.00	25,992,000	2.34
5	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	12,200	2,100.06	25,620,826	2,082.00	25,400,400	2.29
6	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	6,600	3,843.00	25,363,800	3,807.00	25,126,200	2.26
7	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	6,800	3,857.00	26,227,600	3,635.00	24,718,000	2.23
8	日本	株式	三菱商事	卸売業	8,400	2,910.50	24,448,200	2,936.50	24,666,600	2.22
9	日本	株式	日立製作所	電気機器	6,000	4,046.08	24,276,480	3,892.00	23,352,000	2.10
10	日本	株式	三菱地所	不動産業	11,300	2,030.00	22,939,000	2,012.00	22,735,600	2.05
11	日本	株式	H O Y A	精密機器	2,500	8,275.00	20,687,500	8,405.00	21,012,500	1.89
12	日本	株式	第一三共	医薬品	3,100	5,982.10	18,544,510	6,647.00	20,605,700	1.86
13	日本	株式	大和ハウス工業	建設業	6,600	3,283.00	21,667,800	3,111.00	20,532,600	1.85
14	日本	株式	デンソー	輸送用機器	4,400	4,656.12	20,486,934	4,638.00	20,407,200	1.84
15	日本	株式	ダイキン工業	機械	1,500	14,520.00	21,780,000	13,585.00	20,377,500	1.84
16	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	2,000	10,228.42	20,456,840	10,005.00	20,010,000	1.80
17	日本	株式	S M C	機械	500	41,778.47	20,889,238	39,860.00	19,930,000	1.79
18	日本	株式	花王	化学	2,400	8,253.83	19,809,194	7,979.00	19,149,600	1.72
19	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	4,200	3,145.67	13,211,814	4,270.00	17,934,000	1.61
20	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	33,200	524.30	17,406,760	524.20	17,403,440	1.57
21	日本	株式	東京急行電鉄	陸運業	9,000	1,955.00	17,595,000	1,912.00	17,208,000	1.55
22	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	3,400	5,137.00	17,465,800	4,922.00	16,734,800	1.51
23	日本	株式	J X T Gホールディングス	石油・石炭製品	31,800	545.80	17,356,440	514.70	16,367,460	1.47
24	日本	株式	ニトリホールディングス	小売業	1,100	14,540.44	15,994,493	14,730.00	16,203,000	1.46
25	日本	株式	ヤマハ	その他製品	3,100	5,260.00	16,306,000	5,160.00	15,996,000	1.44
26	日本	株式	M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	保険業	4,300	3,496.00	15,032,800	3,581.00	15,398,300	1.39
27	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	800	15,908.00	12,726,400	18,695.00	14,956,000	1.35
28	日本	株式	アサヒグループホールディングス	食料品	3,100	4,869.00	15,093,900	4,735.00	14,678,500	1.32
29	日本	株式	清水建設	建設業	16,500	906.00	14,949,000	881.00	14,536,500	1.31
30	日本	株式	T & Dホールディングス	保険業	11,700	1,202.00	14,063,400	1,226.00	14,344,200	1.29

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	4.09
		食料品	3.53
		繊維製品	1.96
		化学	4.05
		医薬品	4.44
		石油・石炭製品	1.47

	ガラス・土石製品	2.42
	鉄鋼	1.08
	非鉄金属	0.95
	機械	4.68
	電気機器	14.75
	輸送用機器	4.95
	精密機器	2.98
	その他製品	4.35
	陸運業	4.71
	情報・通信業	7.68
	卸売業	4.52
	小売業	4.26
	銀行業	4.97
	証券、商品先物取引業	0.30
	保険業	3.68
	不動産業	2.05
	サービス業	8.65
合計		96.62

(参考)MHAM日本債券マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第386回利付 国債(2年)	342,000,000	100.20	342,707,940	100.18	342,636,120	0.1	2020年3 月15日	6.17
2	日本	国債証券	第150回利付 国債(20年)	251,000,000	119.84	300,798,400	120.46	302,359,620	1.4	2034年9 月20日	5.44
3	日本	国債証券	第354回利付 国債(10年)	286,000,000	102.46	293,047,040	102.64	293,561,840	0.1	2029年3 月20日	5.28
4	日本	国債証券	第129回利付 国債(5年)	289,000,000	100.72	291,092,360	100.66	290,921,850	0.1	2021年9 月20日	5.24
5	日本	国債証券	第136回利付 国債(5年)	281,000,000	101.38	284,877,800	101.37	284,858,130	0.1	2023年6 月20日	5.13
6	日本	国債証券	第126回利付 国債(20年)	208,000,000	124.30	258,550,240	124.49	258,951,680	2	2031年3 月20日	4.66
7	日本	国債証券	第153回利付 国債(20年)	210,000,000	118.76	249,408,600	119.41	250,775,700	1.3	2035年6 月20日	4.51

8	日本	国債証券	第61回利付国債(30年)	204,000,000	109.16	222,702,200	109.91	224,218,440	0.7	2048年12月20日	4.03
9	日本	国債証券	第351回利付国債(10年)	216,000,000	102.59	221,611,680	102.76	221,961,600	0.1	2028年6月20日	3.99
10	日本	国債証券	第352回利付国債(10年)	168,000,000	102.52	172,247,040	102.74	172,609,920	0.1	2028年9月20日	3.10
11	日本	国債証券	第384回利付国債(2年)	172,000,000	100.15	172,258,000	100.13	172,239,080	0.1	2020年1月15日	3.10
12	日本	国債証券	第51回利付国債(30年)	162,000,000	98.88	160,185,600	99.62	161,397,360	0.3	2046年6月20日	2.90
13	日本	国債証券	第385回利付国債(2年)	143,000,000	100.18	143,258,830	100.16	143,235,950	0.1	2020年2月15日	2.57
14	日本	国債証券	第30回利付国債(30年)	84,000,000	139.69	117,346,320	140.46	117,992,280	2.3	2039年3月20日	2.12
15	日本	社債券	第427回九州電力株式会社社債	110,000,000	104.22	114,645,300	104.12	114,539,700	1.024	2024年5月24日	2.06
16	日本	国債証券	第135回利付国債(20年)	93,000,000	121.92	113,390,250	122.24	113,690,640	1.7	2032年3月20日	2.04
17	日本	国債証券	第10回利付国債(40年)	90,000,000	116.76	105,091,200	118.09	106,282,800	0.9	2057年3月20日	1.91
18	日本	国債証券	第131回利付国債(5年)	101,000,000	100.90	101,910,010	100.83	101,842,340	0.1	2022年3月20日	1.83
19	日本	特殊債券	第96回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101.09	101,093,000	101.24	101,243,000	0.205	2027年5月28日	1.82
20	日本	社債券	第74回アコム株式会社無担保社債	100,000,000	101.13	101,135,000	101.09	101,096,000	0.59	2024年2月28日	1.82
21	日本	社債券	第16回株式会社大和証券グループ本社無担保社債	100,000,000	100.98	100,981,000	100.94	100,941,000	0.687	2021年5月21日	1.81
22	日本	社債券	第51回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100.79	100,794,000	100.66	100,666,000	0.34	2024年8月9日	1.81
23	日本	社債券	第1回愛三工業株式会社無担保社債	100,000,000	100.47	100,470,000	100.47	100,473,000	0.22	2023年3月7日	1.80
24	日本	社債券	第32回リコーリース株式会社無担保社債	100,000,000	100.03	100,031,000	100.02	100,023,000	0.05	2021年9月7日	1.80

25	日本	社債券	第532回関西電力株式会社社債	100,000,000	100.00	100,000,000	99.95	99,950,000	0.18	2024年7月25日	1.80
26	日本	社債券	第5回株式会社アプラスフィナンシャル無担保社債	100,000,000	99.75	99,757,000	99.78	99,781,000	0.25	2023年10月13日	1.79
27	日本	国債証券	第353回利付国債（10年）	94,000,000	102.49	96,349,060	102.72	96,558,680	0.1	2028年12月20日	1.73
28	日本	国債証券	第131回利付国債（20年）	71,000,000	121.36	86,169,150	121.59	86,330,320	1.7	2031年9月20日	1.55
29	日本	国債証券	第388回利付国債（2年）	82,000,000	100.26	82,218,120	100.22	82,187,780	0.1	2020年5月15日	1.48
30	日本	国債証券	第161回利付国債（20年）	69,000,000	107.30	74,043,210	108.12	74,602,800	0.6	2037年6月20日	1.34

ロ.種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
国債証券	国内	79.16
特殊債券	国内	2.72
社債券	国内	16.76
合計		98.66

(参考)MHAM海外株式マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	1,810	14,553.41	26,341,681	15,247.62	27,598,200	4.48
2	アメリカ	株式	CSX CORP	運輸	2,380	8,405.47	20,005,034	7,627.61	18,153,722	2.94
3	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	780	19,514.41	15,221,241	19,721.41	15,382,707	2.49
4	アメリカ	株式	BOSTON SCIENTIFIC CORP	ヘルスケア機器・サービス	3,010	4,669.34	14,054,735	4,656.31	14,015,494	2.27
5	アメリカ	株式	MONDELEZ INTERNATIONAL INC	食品・飲料・タバコ	2,230	5,855.69	13,058,202	5,954.55	13,278,665	2.15
6	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	550	22,761.50	12,518,829	23,613.99	12,987,695	2.11

7	フィンランド	株式	ELISA OYJ	電気通信サービス	2,370	5,200.26	12,324,623	5,113.00	12,117,824	1.96
8	ドイツ	株式	PUMA SE	耐久消費財・アパレル	1,700	7,107.79	12,083,249	7,071.43	12,021,442	1.95
9	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	90	117,635.38	10,587,185	133,409.92	12,006,893	1.95
10	アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	380	31,905.39	12,124,050	30,843.98	11,720,713	1.90
11	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	420	26,509.24	11,133,883	27,695.59	11,632,150	1.89
12	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	3,420	3,150.55	10,774,915	3,355.88	11,477,142	1.86
13	カナダ	株式	CANADIAN NATL RAILWAY CO	運輸	1,100	10,019.60	11,021,564	10,370.95	11,408,046	1.85
14	アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・半導体製造装置	810	12,467.52	10,098,696	13,964.58	11,311,314	1.83
15	アメリカ	株式	TJX COMPANIES INC	小売	1,880	5,744.88	10,800,380	5,973.02	11,229,291	1.82
16	アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア・サービス	1,790	6,189.22	11,078,705	6,245.71	11,179,827	1.81
17	アメリカ	株式	MCDONALD'S CORP	消費者サービス	460	22,560.18	10,377,684	23,068.61	10,611,564	1.72
18	ドイツ	株式	MTU AERO ENGINES HOLDING AG	資本財	380	25,389.30	9,647,936	27,425.29	10,421,613	1.69
19	イギリス	株式	UNILEVER PLC	家庭用品・パーソナル用品	1,550	6,459.27	10,011,871	6,649.96	10,307,451	1.67
20	アメリカ	株式	ZOETIS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	810	12,329.55	9,986,939	12,579.42	10,189,335	1.65
21	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	800	12,145.95	9,716,762	12,557.69	10,046,158	1.63
22	フランス	株式	SAFRAN SA	資本財	610	15,615.33	9,525,352	15,888.00	9,691,685	1.57
23	アメリカ	株式	REPUBLIC SERVICES INC	商業・専門サービス	970	9,412.56	9,130,192	9,718.93	9,427,366	1.53
24	アイルランド	株式	MEDTRONIC PLC	ヘルスケア機器・サービス	820	10,580.45	8,675,969	11,271.40	9,242,548	1.50
25	アメリカ	株式	YUM! BRANDS INC	消費者サービス	740	12,023.18	8,897,159	12,302.39	9,103,771	1.47
26	アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY INC	公益事業	400	22,426.73	8,970,692	22,748.13	9,099,252	1.47
27	アメリカ	株式	SUNTRUST BANKS INC	銀行	1,230	6,828.02	8,398,470	7,185.44	8,838,103	1.43
28	スイス	株式	TE CONNECTIVITY LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	850	10,405.53	8,844,708	10,141.54	8,620,312	1.40
29	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア・サービス	620	14,634.90	9,073,641	13,401.19	8,308,738	1.35
30	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	690	11,089.31	7,651,626	11,537.01	7,960,538	1.29

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	2.69

素材	2.21
資本財	8.50
商業・専門サービス	1.53
運輸	4.80
耐久消費財・アパレル	2.78
消費者サービス	4.08
メディア・娯楽	4.33
小売	3.93
食品・飲料・タバコ	6.15
家庭用品・パーソナル用品	2.43
ヘルスケア機器・サービス	6.07
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.75
銀行	8.51
各種金融	3.53
保険	3.90
ソフトウェア・サービス	11.11
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.40
電気通信サービス	2.78
公益事業	1.47
半導体・半導体製造装置	1.83
合計	92.88

(参考) M H A M海外債券マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.25%	4,405,000	11,119.47	489,812,821	11,064.30	487,382,634	2.25	2027年11 月15日	7.63
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.125%	4,340,000	11,034.56	478,900,113	10,983.50	476,684,074	2.125	2024年 3 月31日	7.46
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.875%	3,470,000	11,664.37	404,753,683	11,602.41	402,603,713	2.875	2028年 5 月15日	6.30
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.5%	3,380,000	11,191.61	378,276,672	11,143.23	376,641,471	2.5	2023年 8 月15日	5.89
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.25%	2,830,000	11,124.56	314,825,225	11,071.09	313,311,988	2.25	2025年11 月15日	4.90
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.5%	1,855,000	14,333.68	265,889,948	14,239.47	264,142,330	4.5	2036年 2 月15日	4.13
7	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL 1.95%	1,750,000	13,672.04	239,260,872	13,729.00	240,257,660	1.95	2026年 4 月30日	3.76
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.75%	1,930,000	11,385.01	219,730,851	11,279.03	217,685,448	2.75	2042年11 月15日	3.40
9	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF) 2.75%	1,370,000	15,078.45	206,574,900	15,219.04	208,500,851	2.75	2027年10 月25日	3.26
10	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUT 2.5%	1,030,000	19,366.76	199,477,709	19,719.79	203,113,882	2.5	2046年 8 月15日	3.18
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 5.25%	1,460,000	13,895.05	202,867,818	13,815.95	201,712,906	5.25	2028年11 月15日	3.15

12	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL 0.45%	1,610,000	12,434.09	200,188,913	12,463.17	200,657,191	0.45	2022年10月31日	3.14
13	ドイツ	国債証券	BUNDESSCHATZANW 0%	1,620,000	12,222.01	197,996,586	12,216.19	197,902,349	0	2020年9月11日	3.09
14	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF) 0.25%	1,520,000	12,225.64	185,829,838	12,243.82	186,106,151	0.25	2020年11月25日	2.91
15	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF) 3.25%	945,000	19,186.80	181,315,267	19,644.89	185,644,295	3.25	2045年5月25日	2.90
16	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR 8.5%	27,200,000	604.14	164,326,896	608.58	165,536,208	8.5	2038年11月18日	2.59
17	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF) 3.5%	1,050,000	15,271.15	160,347,095	15,334.17	161,008,792	3.5	2026年4月25日	2.52
18	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUT 1.5%	1,220,000	13,185.47	160,862,758	13,182.07	160,821,360	1.5	2023年5月15日	2.51
19	イギリス	国債証券	UK TSY 3.25%	850,000	18,032.38	153,275,236	18,426.31	156,623,645	3.25	2044年1月22日	2.45
20	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUT 0.5%	1,090,000	13,101.85	142,810,175	13,206.19	143,947,531	0.5	2028年2月15日	2.25
21	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT 0.75%	1,020,000	13,224.25	134,887,379	13,284.84	135,505,448	0.75	2028年7月15日	2.12
22	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL 4%	940,000	12,561.51	118,078,205	12,527.16	117,755,379	4	2020年4月30日	1.84
23	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL 1.95%	820,000	13,991.13	114,727,338	14,105.30	115,663,494	1.95	2030年7月30日	1.81
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.625%	1,000,000	11,367.30	113,673,088	11,395.31	113,953,175	2.625	2029年2月15日	1.78
25	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF) 2.5%	625,000	15,303.87	95,649,207	15,484.44	96,777,789	2.5	2030年5月25日	1.51
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.75%	805,000	10,872.69	87,525,164	10,842.78	87,284,388	1.75	2022年5月15日	1.36
27	イギリス	国債証券	UK TSY 1.75%	525,000	14,553.65	76,406,671	14,995.75	78,727,693	1.75	2057年7月22日	1.23
28	イギリス	国債証券	UK TSY 4.75%	360,000	20,905.36	75,259,324	21,287.42	76,634,715	4.75	2038年12月7日	1.19
29	カナダ	特殊債券	CANADA HOUSING 2.35%	795,000	8,572.05	68,147,815	8,572.05	68,147,815	2.35	2027年6月15日	1.06
30	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT 2.75%	2,270,000	2,889.47	65,591,082	2,974.12	67,512,741	2.75	2028年4月25日	1.05

ロ.種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
国債証券	外国	96.67
地方債証券	外国	0.80
特殊債券	外国	1.06
合計		98.54

(参考) MHAM短期金融資産マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	地方債証券	平成21年度第 6回千葉県公募 公債	20,000,000	100.33	20,066,000	100.21	20,042,800	1.41	2019年9 月25日	11.01
2	日本	地方債証券	平成21年度第 2回北九州市公 募公債	15,730,000	100.65	15,832,402	100.54	15,814,942	1.36	2019年12 月24日	8.69
3	日本	地方債証券	平成21年度第 10回愛知県公 募公債(10 年)	14,200,000	100.45	14,264,610	100.34	14,248,564	1.38	2019年10 月30日	7.83
4	日本	地方債証券	平成21年度第 1回福井県公募 公債	14,000,000	100.64	14,090,160	100.53	14,075,040	1.34	2019年12 月25日	7.73
5	日本	地方債証券	第42回川崎市 公募公債(5 年)	13,400,000	100.04	13,405,628	100.03	13,404,690	0.101	2019年12 月20日	7.36
6	日本	地方債証券	平成21年度第 1回徳島県公募 公債	12,600,000	100.63	12,680,262	100.51	12,664,260	1.55	2019年11 月29日	6.95
7	日本	地方債証券	平成21年度第 5回京都市公募 公債	12,350,000	100.94	12,466,460	100.82	12,451,887	1.45	2020年2 月25日	6.84
8	日本	地方債証券	平成26年度第 3回京都市公募 公債	10,500,000	100.04	10,504,305	100.02	10,502,730	0.184	2019年9 月26日	5.77
9	日本	地方債証券	第41回川崎市 公募公債(5 年)	10,390,000	100.03	10,393,532	100.02	10,392,181	0.163	2019年9 月20日	5.71
10	日本	特殊債券	い第777号農 林債	10,000,000	100.16	10,016,200	100.13	10,013,800	0.25	2020年2 月27日	5.50
11	日本	特殊債券	第299回信金 中金債(5年)	10,000,000	100.05	10,005,500	100.04	10,004,200	0.2	2019年10 月25日	5.49
12	日本	地方債証券	平成21年度第 3回新潟県公募 公債	8,780,000	100.95	8,864,200	100.84	8,853,752	1.47	2020年2 月26日	4.86
13	日本	地方債証券	平成21年度第 5回京都府公募 公債	7,000,000	100.64	7,045,220	100.53	7,037,520	1.35	2019年12 月24日	3.86
14	日本	地方債証券	平成21年度第 3回京都市公募 公債	6,000,000	100.65	6,039,060	100.54	6,032,400	1.36	2019年12 月24日	3.31

15	日本	地方債証券	平成27年度第 3回京都府公募 公債	5,000,000	100.14	5,007,150	100.13	5,006,500	0.157	2020年6 月19日	2.75
----	----	-------	--------------------------	-----------	--------	-----------	--------	-----------	-------	----------------	------

ロ.種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
地方債証券	国内	82.72
特殊債券	国内	11.00
合計		93.72

【投資不動産物件】

MHAMライフ ナビゲーション 2050

該当事項はありません。

MHAMライフ ナビゲーション 2040

該当事項はありません。

MHAMライフ ナビゲーション 2030

該当事項はありません。

MHAMライフ ナビゲーション 2020

該当事項はありません。

MHAMライフ ナビゲーション インカム

該当事項はありません。

(参考)MHAM日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)MHAM日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)MHAM海外株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)MHAM海外債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)MHAM短期金融資産マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

MHAMライフ ナビゲーション 2050

該当事項はありません。

MHAMライフ ナビゲーション 2040

該当事項はありません。

MHAMライフ ナビゲーション 2030

該当事項はありません。

MHAMライフ ナビゲーション 2020

該当事項はありません。

MHAMライフ ナビゲーション インカム

該当事項はありません。

(参考)MHAM日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)MHAM日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)MHAM海外株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)MHAM海外債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）MHAM短期金融資産マザーファンド

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

MHAMライフ ナビゲーション 2050

令和1年7月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（平成23年 6月30日）	1	1	1.0629	1.0679
第2計算期間末（平成24年 7月 2日）	1	1	0.9410	0.9410
第3計算期間末（平成25年 7月 1日）	2	2	1.3423	1.3513
第4計算期間末（平成26年 6月30日）	4	4	1.4825	1.4915
第5計算期間末（平成27年 6月30日）	18	18	1.7508	1.7648
第6計算期間末（平成28年 6月30日）	55	55	1.4998	1.4998
第7計算期間末（平成29年 6月30日）	102	103	1.7476	1.7646
第8計算期間末（平成30年 7月 2日）	146	147	1.8419	1.8589
第9計算期間末（令和 1年 7月 1日）	214	214	1.8041	1.8051
平成30年 7月末日	154		1.8792	
8月末日	163		1.8668	
9月末日	168		1.9146	
10月末日	161		1.7855	
11月末日	162		1.7997	
12月末日	155		1.6859	
平成31年 1月末日	165		1.7375	
2月末日	187		1.7704	
3月末日	201		1.7807	
4月末日	202		1.8156	
令和 1年 5月末日	194		1.7453	
6月末日	211		1.7841	
7月末日	221		1.8084	

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

MHAMライフ ナビゲーション 2040

令和1年7月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第10計算期間末（平成22年 6月30日）	549	550	0.7376	0.7386
第11計算期間末（平成23年 6月30日）	629	632	0.7772	0.7812
第12計算期間末（平成24年 7月 2日）	622	626	0.7307	0.7347
第13計算期間末（平成25年 7月 1日）	870	881	0.9618	0.9748
第14計算期間末（平成26年 6月30日）	1,090	1,099	1.0376	1.0466
第15計算期間末（平成27年 6月30日）	1,214	1,225	1.1891	1.2001
第16計算期間末（平成28年 6月30日）	1,212	1,212	1.0666	1.0666
第17計算期間末（平成29年 6月30日）	1,516	1,530	1.1931	1.2041
第18計算期間末（平成30年 7月 2日）	1,653	1,667	1.2425	1.2535
第19計算期間末（令和 1年 7月 1日）	1,730	1,730	1.2264	1.2264
平成30年 7月末日	1,704		1.2608	
8月末日	1,698		1.2526	
9月末日	1,737		1.2765	
10月末日	1,640		1.2092	
11月末日	1,670		1.2178	
12月末日	1,567		1.1594	
平成31年 1月末日	1,623		1.1867	
2月末日	1,678		1.2047	
3月末日	1,686		1.2125	
4月末日	1,709		1.2295	
令和 1年 5月末日	1,684		1.1940	
6月末日	1,716		1.2157	
7月末日	1,740		1.2289	

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

MHAMライフ ナビゲーション 2030

令和1年7月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第10計算期間末（平成22年 6月30日）	591	593	0.8114	0.8134
第11計算期間末（平成23年 6月30日）	674	677	0.8443	0.8483
第12計算期間末（平成24年 7月 2日）	700	704	0.8100	0.8140
第13計算期間末（平成25年 7月 1日）	936	948	0.9952	1.0082
第14計算期間末（平成26年 6月30日）	1,079	1,088	1.0602	1.0692
第15計算期間末（平成27年 6月30日）	1,196	1,206	1.1735	1.1835
第16計算期間末（平成28年 6月30日）	1,307	1,307	1.1036	1.1036

第17計算期間末	(平成29年 6月30日)	1,597	1,609	1.1829	1.1919
第18計算期間末	(平成30年 7月 2日)	1,709	1,722	1.2171	1.2261
第19計算期間末	(令和 1年 7月 1日)	1,847	1,847	1.2127	1.2127
	平成30年 7月末日	1,747		1.2286	
	8月末日	1,756		1.2210	
	9月末日	1,790		1.2364	
	10月末日	1,751		1.1903	
	11月末日	1,768		1.1975	
	12月末日	1,706		1.1600	
	平成31年 1月末日	1,733		1.1792	
	2月末日	1,785		1.1925	
	3月末日	1,805		1.2007	
	4月末日	1,810		1.2106	
	令和 1年 5月末日	1,790		1.1885	
	6月末日	1,834		1.2059	
	7月末日	1,853		1.2149	

(注) 表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

MHAMライフ ナビゲーション 2020

令和1年7月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）		
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
第10計算期間末	(平成22年 6月30日)	848	851	0.8773	0.8803
第11計算期間末	(平成23年 6月30日)	937	942	0.8990	0.9040
第12計算期間末	(平成24年 7月 2日)	991	996	0.8808	0.8848
第13計算期間末	(平成25年 7月 1日)	1,167	1,181	0.9852	0.9972
第14計算期間末	(平成26年 6月30日)	1,272	1,282	1.0293	1.0373
第15計算期間末	(平成27年 6月30日)	1,331	1,340	1.0838	1.0908
第16計算期間末	(平成28年 6月30日)	1,373	1,376	1.0996	1.1026
第17計算期間末	(平成29年 6月30日)	1,500	1,500	1.0909	1.0909
第18計算期間末	(平成30年 7月 2日)	1,398	1,400	1.0996	1.1016
第19計算期間末	(令和 1年 7月 1日)	1,442	1,442	1.1081	1.1081
	平成30年 7月末日	1,391		1.0979	
	8月末日	1,381		1.0914	
	9月末日	1,382		1.0892	
	10月末日	1,382		1.0860	
	11月末日	1,392		1.0891	
	12月末日	1,413		1.0922	
	平成31年 1月末日	1,428		1.0960	
	2月末日	1,439		1.0974	
	3月末日	1,445		1.1030	

4月末日	1,438		1.0999
令和 1年 5月末日	1,439		1.1042
6月末日	1,443		1.1093
7月末日	1,444		1.1093

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

MHAMライフ ナビゲーション インカム

令和1年7月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第10計算期間末（平成22年 6月30日）	260	261	0.9756	0.9806
第11計算期間末（平成23年 6月30日）	280	282	0.9853	0.9893
第12計算期間末（平成24年 7月 2日）	303	304	0.9816	0.9856
第13計算期間末（平成25年 7月 1日）	351	355	1.0514	1.0634
第14計算期間末（平成26年 6月30日）	404	407	1.0932	1.1012
第15計算期間末（平成27年 6月30日）	379	382	1.1473	1.1543
第16計算期間末（平成28年 6月30日）	423	424	1.1573	1.1603
第17計算期間末（平成29年 6月30日）	512	513	1.1676	1.1696
第18計算期間末（平成30年 7月 2日）	524	526	1.1848	1.1898
第19計算期間末（令和 1年 7月 1日）	561	561	1.1954	1.1954
平成30年 7月末日	530		1.1884	
8月末日	529		1.1813	
9月末日	526		1.1859	
10月末日	517		1.1658	
11月末日	524		1.1713	
12月末日	520		1.1581	
平成31年 1月末日	531		1.1693	
2月末日	551		1.1767	
3月末日	553		1.1850	
4月末日	556		1.1873	
令和 1年 5月末日	555		1.1810	
6月末日	561		1.1931	
7月末日	563		1.1976	

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

MHAMライフ ナビゲーション 2050

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
---	------	--------------

第1計算期間	平成22年 7月 1日～平成23年 6月30日	0.0050
第2計算期間	平成23年 7月 1日～平成24年 7月 2日	0.0000
第3計算期間	平成24年 7月 3日～平成25年 7月 1日	0.0090
第4計算期間	平成25年 7月 2日～平成26年 6月30日	0.0090
第5計算期間	平成26年 7月 1日～平成27年 6月30日	0.0140
第6計算期間	平成27年 7月 1日～平成28年 6月30日	0.0000
第7計算期間	平成28年 7月 1日～平成29年 6月30日	0.0170
第8計算期間	平成29年 7月 1日～平成30年 7月 2日	0.0170
第9計算期間	平成30年 7月 3日～令和 1年 7月 1日	0.0010

MHAMライフ ナビゲーション 2040

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第10計算期間	平成21年 7月 1日～平成22年 6月30日	0.0010
第11計算期間	平成22年 7月 1日～平成23年 6月30日	0.0040
第12計算期間	平成23年 7月 1日～平成24年 7月 2日	0.0040
第13計算期間	平成24年 7月 3日～平成25年 7月 1日	0.0130
第14計算期間	平成25年 7月 2日～平成26年 6月30日	0.0090
第15計算期間	平成26年 7月 1日～平成27年 6月30日	0.0110
第16計算期間	平成27年 7月 1日～平成28年 6月30日	0.0000
第17計算期間	平成28年 7月 1日～平成29年 6月30日	0.0110
第18計算期間	平成29年 7月 1日～平成30年 7月 2日	0.0110
第19計算期間	平成30年 7月 3日～令和 1年 7月 1日	0.0000

MHAMライフ ナビゲーション 2030

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第10計算期間	平成21年 7月 1日～平成22年 6月30日	0.0020
第11計算期間	平成22年 7月 1日～平成23年 6月30日	0.0040
第12計算期間	平成23年 7月 1日～平成24年 7月 2日	0.0040
第13計算期間	平成24年 7月 3日～平成25年 7月 1日	0.0130
第14計算期間	平成25年 7月 2日～平成26年 6月30日	0.0090
第15計算期間	平成26年 7月 1日～平成27年 6月30日	0.0100
第16計算期間	平成27年 7月 1日～平成28年 6月30日	0.0000
第17計算期間	平成28年 7月 1日～平成29年 6月30日	0.0090
第18計算期間	平成29年 7月 1日～平成30年 7月 2日	0.0090
第19計算期間	平成30年 7月 3日～令和 1年 7月 1日	0.0000

MHAMライフ ナビゲーション 2020

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第10計算期間	平成21年 7月 1日～平成22年 6月30日	0.0030
第11計算期間	平成22年 7月 1日～平成23年 6月30日	0.0050
第12計算期間	平成23年 7月 1日～平成24年 7月 2日	0.0040
第13計算期間	平成24年 7月 3日～平成25年 7月 1日	0.0120
第14計算期間	平成25年 7月 2日～平成26年 6月30日	0.0080
第15計算期間	平成26年 7月 1日～平成27年 6月30日	0.0070
第16計算期間	平成27年 7月 1日～平成28年 6月30日	0.0030
第17計算期間	平成28年 7月 1日～平成29年 6月30日	0.0000
第18計算期間	平成29年 7月 1日～平成30年 7月 2日	0.0020
第19計算期間	平成30年 7月 3日～令和 1年 7月 1日	0.0000

MHAMライフ ナビゲーション インカム

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第10計算期間	平成21年 7月 1日～平成22年 6月30日	0.0050
第11計算期間	平成22年 7月 1日～平成23年 6月30日	0.0040
第12計算期間	平成23年 7月 1日～平成24年 7月 2日	0.0040
第13計算期間	平成24年 7月 3日～平成25年 7月 1日	0.0120
第14計算期間	平成25年 7月 2日～平成26年 6月30日	0.0080
第15計算期間	平成26年 7月 1日～平成27年 6月30日	0.0070
第16計算期間	平成27年 7月 1日～平成28年 6月30日	0.0030
第17計算期間	平成28年 7月 1日～平成29年 6月30日	0.0020
第18計算期間	平成29年 7月 1日～平成30年 7月 2日	0.0050
第19計算期間	平成30年 7月 3日～令和 1年 7月 1日	0.0000

【収益率の推移】

MHAMライフ ナビゲーション 2050

期	計算期間	収益率(%)
第1計算期間	平成22年 7月 1日～平成23年 6月30日	6.79
第2計算期間	平成23年 7月 1日～平成24年 7月 2日	11.47
第3計算期間	平成24年 7月 3日～平成25年 7月 1日	43.60
第4計算期間	平成25年 7月 2日～平成26年 6月30日	11.12
第5計算期間	平成26年 7月 1日～平成27年 6月30日	19.04
第6計算期間	平成27年 7月 1日～平成28年 6月30日	14.34
第7計算期間	平成28年 7月 1日～平成29年 6月30日	17.66
第8計算期間	平成29年 7月 1日～平成30年 7月 2日	6.37
第9計算期間	平成30年 7月 3日～令和 1年 7月 1日	2.00

（注1）収益率は期間騰落率。

（注2）小数点第3位四捨五入。

MHAMライフ ナビゲーション 2040

期	計算期間	収益率（％）
第10計算期間	平成21年 7月 1日～平成22年 6月30日	2.82
第11計算期間	平成22年 7月 1日～平成23年 6月30日	5.91
第12計算期間	平成23年 7月 1日～平成24年 7月 2日	5.47
第13計算期間	平成24年 7月 3日～平成25年 7月 1日	33.41
第14計算期間	平成25年 7月 2日～平成26年 6月30日	8.82
第15計算期間	平成26年 7月 1日～平成27年 6月30日	15.66
第16計算期間	平成27年 7月 1日～平成28年 6月30日	10.30
第17計算期間	平成28年 7月 1日～平成29年 6月30日	12.89
第18計算期間	平成29年 7月 1日～平成30年 7月 2日	5.06
第19計算期間	平成30年 7月 3日～令和 1年 7月 1日	1.30

（注1）収益率は期間騰落率。

（注2）小数点第3位四捨五入。

MHAMライフ ナビゲーション 2030

期	計算期間	収益率（％）
第10計算期間	平成21年 7月 1日～平成22年 6月30日	1.80
第11計算期間	平成22年 7月 1日～平成23年 6月30日	4.55
第12計算期間	平成23年 7月 1日～平成24年 7月 2日	3.59
第13計算期間	平成24年 7月 3日～平成25年 7月 1日	24.47
第14計算期間	平成25年 7月 2日～平成26年 6月30日	7.44
第15計算期間	平成26年 7月 1日～平成27年 6月30日	11.63
第16計算期間	平成27年 7月 1日～平成28年 6月30日	5.96
第17計算期間	平成28年 7月 1日～平成29年 6月30日	8.00
第18計算期間	平成29年 7月 1日～平成30年 7月 2日	3.65
第19計算期間	平成30年 7月 3日～令和 1年 7月 1日	0.36

（注1）収益率は期間騰落率。

（注2）小数点第3位四捨五入。

MHAMライフ ナビゲーション 2020

期	計算期間	収益率（％）
第10計算期間	平成21年 7月 1日～平成22年 6月30日	0.59
第11計算期間	平成22年 7月 1日～平成23年 6月30日	3.04
第12計算期間	平成23年 7月 1日～平成24年 7月 2日	1.58

第13計算期間	平成24年 7月 3日～平成25年 7月 1日	13.22
第14計算期間	平成25年 7月 2日～平成26年 6月30日	5.29
第15計算期間	平成26年 7月 1日～平成27年 6月30日	5.97
第16計算期間	平成27年 7月 1日～平成28年 6月30日	1.73
第17計算期間	平成28年 7月 1日～平成29年 6月30日	0.79
第18計算期間	平成29年 7月 1日～平成30年 7月 2日	0.98
第19計算期間	平成30年 7月 3日～令和 1年 7月 1日	0.77

(注1) 収益率は期間騰落率。

(注2) 小数点第3位四捨五入。

MHAMライフ ナビゲーション インカム

期	計算期間	収益率(%)
第10計算期間	平成21年 7月 1日～平成22年 6月30日	0.94
第11計算期間	平成22年 7月 1日～平成23年 6月30日	1.40
第12計算期間	平成23年 7月 1日～平成24年 7月 2日	0.03
第13計算期間	平成24年 7月 3日～平成25年 7月 1日	8.33
第14計算期間	平成25年 7月 2日～平成26年 6月30日	4.74
第15計算期間	平成26年 7月 1日～平成27年 6月30日	5.59
第16計算期間	平成27年 7月 1日～平成28年 6月30日	1.13
第17計算期間	平成28年 7月 1日～平成29年 6月30日	1.06
第18計算期間	平成29年 7月 1日～平成30年 7月 2日	1.90
第19計算期間	平成30年 7月 3日～令和 1年 7月 1日	0.89

(注1) 収益率は期間騰落率。

(注2) 小数点第3位四捨五入。

(4) 【設定及び解約の実績】

MHAMライフ ナビゲーション 2050

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間	平成22年 7月 1日～平成23年 6月30日	2,427,664	1,412,741	1,014,923
第2計算期間	平成23年 7月 1日～平成24年 7月 2日	3,400,057	3,158,424	1,256,556
第3計算期間	平成24年 7月 3日～平成25年 7月 1日	8,077,943	7,515,773	1,818,726
第4計算期間	平成25年 7月 2日～平成26年 6月30日	5,427,736	4,250,588	2,995,874
第5計算期間	平成26年 7月 1日～平成27年 6月30日	11,648,357	3,905,235	10,738,996
第6計算期間	平成27年 7月 1日～平成28年 6月30日	31,212,174	4,760,297	37,190,873
第7計算期間	平成28年 7月 1日～平成29年 6月30日	26,835,800	5,297,564	58,729,109
第8計算期間	平成29年 7月 1日～平成30年 7月 2日	39,441,965	18,890,316	79,280,758
第9計算期間	平成30年 7月 3日～令和 1年 7月 1日	60,408,170	20,840,498	118,848,430

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

MHAMライフ ナビゲーション 2040

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第10計算期間	平成21年 7月 1日～平成22年 6月30日	171,520,709	71,252,132	745,698,785
第11計算期間	平成22年 7月 1日～平成23年 6月30日	159,789,294	95,713,200	809,774,879
第12計算期間	平成23年 7月 1日～平成24年 7月 2日	141,131,442	98,571,733	852,334,588
第13計算期間	平成24年 7月 3日～平成25年 7月 1日	192,861,157	140,382,195	904,813,550
第14計算期間	平成25年 7月 2日～平成26年 6月30日	298,909,310	152,691,639	1,051,031,221
第15計算期間	平成26年 7月 1日～平成27年 6月30日	261,956,565	291,552,797	1,021,434,989
第16計算期間	平成27年 7月 1日～平成28年 6月30日	314,291,199	198,850,228	1,136,875,960
第17計算期間	平成28年 7月 1日～平成29年 6月30日	299,752,976	165,903,755	1,270,725,181
第18計算期間	平成29年 7月 1日～平成30年 7月 2日	256,471,204	196,717,785	1,330,478,600
第19計算期間	平成30年 7月 3日～令和 1年 7月 1日	241,132,689	160,361,924	1,411,249,365

MHAMライフ ナビゲーション 2030

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第10計算期間	平成21年 7月 1日～平成22年 6月30日	121,209,312	46,342,590	729,218,980
第11計算期間	平成22年 7月 1日～平成23年 6月30日	119,175,494	49,985,506	798,408,968
第12計算期間	平成23年 7月 1日～平成24年 7月 2日	110,343,335	43,393,540	865,358,763
第13計算期間	平成24年 7月 3日～平成25年 7月 1日	137,476,896	61,586,611	941,249,048
第14計算期間	平成25年 7月 2日～平成26年 6月30日	154,804,663	77,879,886	1,018,173,825
第15計算期間	平成26年 7月 1日～平成27年 6月30日	151,178,691	150,192,247	1,019,160,269
第16計算期間	平成27年 7月 1日～平成28年 6月30日	255,769,659	90,589,891	1,184,340,037
第17計算期間	平成28年 7月 1日～平成29年 6月30日	296,784,330	130,405,924	1,350,718,443
第18計算期間	平成29年 7月 1日～平成30年 7月 2日	230,082,884	175,786,260	1,405,015,067
第19計算期間	平成30年 7月 3日～令和 1年 7月 1日	240,825,206	122,749,468	1,523,090,805

MHAMライフ ナビゲーション 2020

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第10計算期間	平成21年 7月 1日～平成22年 6月30日	170,267,682	58,988,838	966,860,200
第11計算期間	平成22年 7月 1日～平成23年 6月30日	133,709,720	57,571,287	1,042,998,633
第12計算期間	平成23年 7月 1日～平成24年 7月 2日	122,903,679	39,715,655	1,126,186,657
第13計算期間	平成24年 7月 3日～平成25年 7月 1日	165,308,874	106,502,904	1,184,992,627
第14計算期間	平成25年 7月 2日～平成26年 6月30日	162,734,937	110,956,419	1,236,771,145
第15計算期間	平成26年 7月 1日～平成27年 6月30日	178,204,175	186,108,141	1,228,867,179
第16計算期間	平成27年 7月 1日～平成28年 6月30日	258,779,272	238,939,521	1,248,706,930

第17計算期間	平成28年 7月 1日～平成29年 6月30日	325,483,192	198,784,848	1,375,405,274
第18計算期間	平成29年 7月 1日～平成30年 7月 2日	122,663,025	226,515,770	1,271,552,529
第19計算期間	平成30年 7月 3日～令和 1年 7月 1日	155,744,654	125,484,634	1,301,812,549

MHAMライフ ナビゲーション インカム

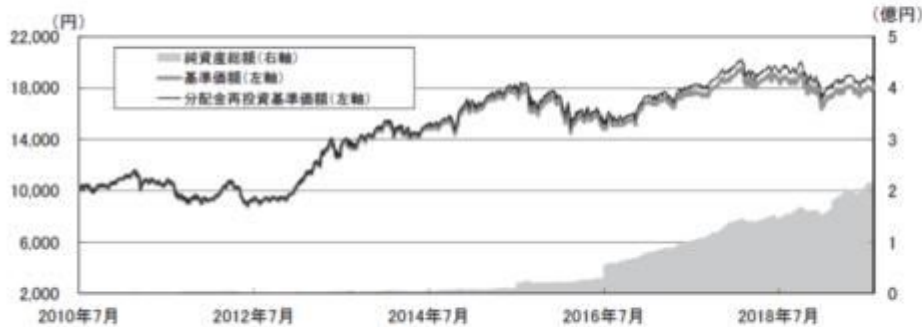
期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第10計算期間	平成21年 7月 1日～平成22年 6月30日	45,577,601	12,533,211	266,961,038
第11計算期間	平成22年 7月 1日～平成23年 6月30日	42,527,694	24,374,293	285,114,439
第12計算期間	平成23年 7月 1日～平成24年 7月 2日	47,679,952	23,429,776	309,364,615
第13計算期間	平成24年 7月 3日～平成25年 7月 1日	56,203,170	30,976,923	334,590,862
第14計算期間	平成25年 7月 2日～平成26年 6月30日	89,727,951	53,943,924	370,374,889
第15計算期間	平成26年 7月 1日～平成27年 6月30日	97,224,392	136,408,160	331,191,121
第16計算期間	平成27年 7月 1日～平成28年 6月30日	86,842,791	51,764,682	366,269,230
第17計算期間	平成28年 7月 1日～平成29年 6月30日	129,040,294	56,339,606	438,969,918
第18計算期間	平成29年 7月 1日～平成30年 7月 2日	69,523,256	65,876,731	442,616,443
第19計算期間	平成30年 7月 3日～令和 1年 7月 1日	69,430,437	42,215,574	469,831,306

参考情報

データの基準日:2019年7月31日

ライフナビ 2050

基準価額・純資産の推移 (2010年7月1日～2019年7月31日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2010年7月1日)

分配の推移(税引前)

2019年 7月	10円
2018年 7月	170円
2017年 6月	170円
2016年 6月	0円
2015年 6月	140円
設定来累計	720円

※分配金は1万口当たりです。

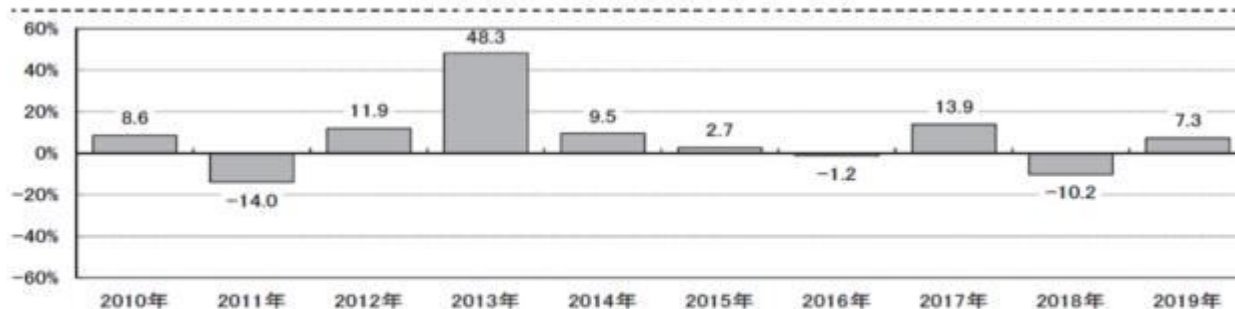
主要な資産の状況

■組入銘柄

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	MHAM日本株式マザーファンド	40.9
2	MHAM日本債券マザーファンド	22.6
3	MHAM海外株式マザーファンド	22.4
4	MHAM海外債券マザーファンド	9.8
5	MHAM短期金融資産マザーファンド	0.0

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2010年は設定日から年末までの収益率、および2019年については年年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

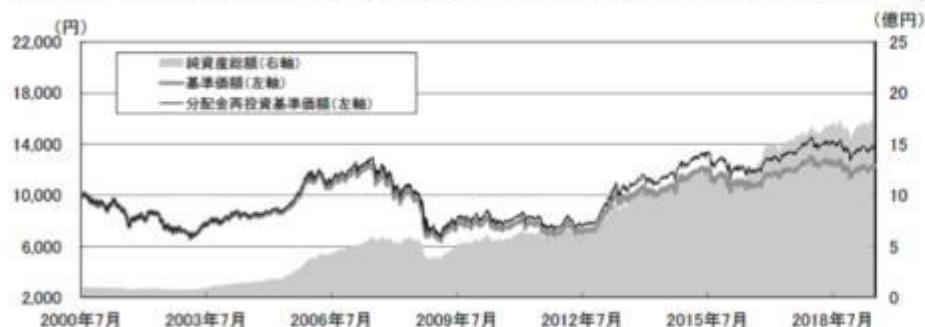
○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2019年7月31日

ライフナビ 2040

基準価額・純資産の推移 (2000年7月28日～2019年7月31日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2000年7月28日)

分配の推移(税引前)

2019年7月	0円
2018年7月	110円
2017年6月	110円
2016年6月	0円
2015年6月	110円
設定来累計	1,190円

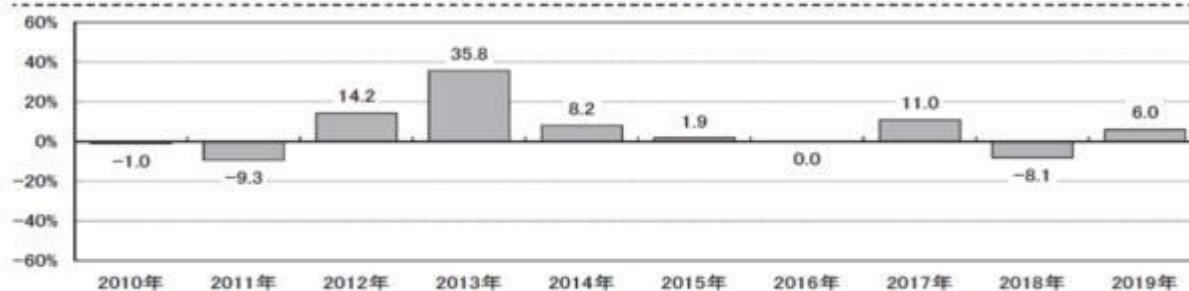
※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	MHAM日本債券マザーファンド	37.3
2	MHAM日本株式マザーファンド	31.3
3	MHAM海外株式マザーファンド	17.7
4	MHAM海外債券マザーファンド	10.0
5	MHAM短期金融資産マザーファンド	0.1

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2019年については年年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

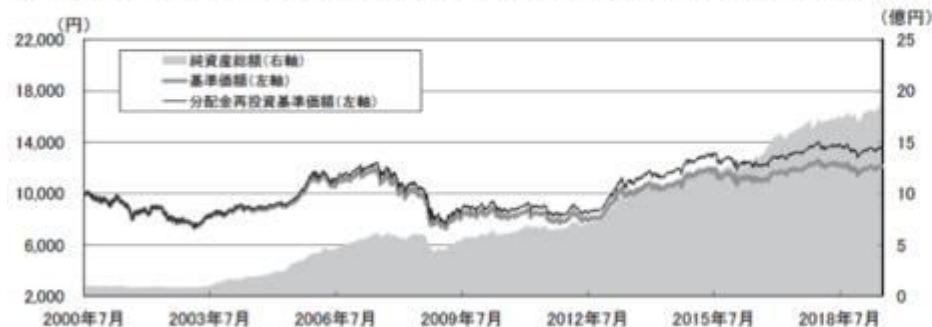
○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

ライフナビ 2030

基準価額・純資産の推移 (2000年7月28日～2019年7月31日)

分配の推移(税引前)



年	分配金 (円)
2019年 7月	0円
2018年 7月	90円
2017年 6月	90円
2016年 6月	0円
2015年 6月	100円
設定来累計	1,165円

※分配金は1万口当たりです。

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

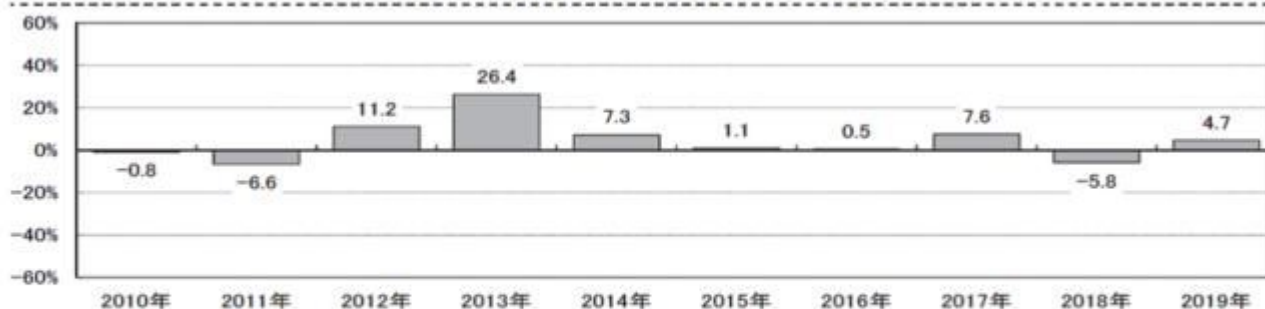
(設定日:2000年7月28日)

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	MHAM日本債券マザーファンド	53.0
2	MHAM日本株式マザーファンド	21.7
3	MHAM海外株式マザーファンド	12.1
4	MHAM海外債券マザーファンド	10.0
5	MHAM短期金融資産マザーファンド	0.3

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2019年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

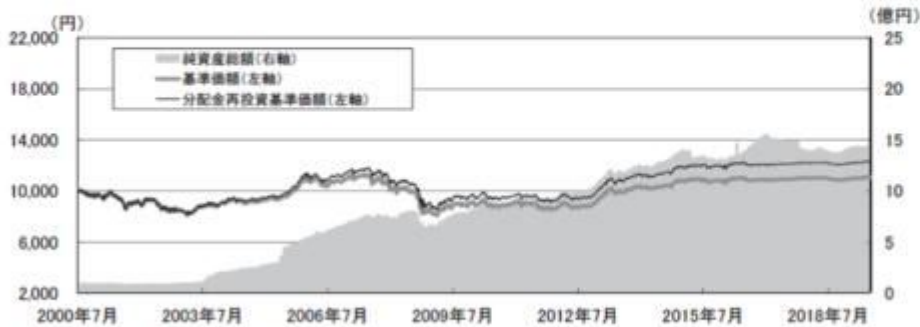
※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

ライフナビ2020

基準価額・純資産の推移 (2000年7月28日～2019年7月31日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2000年7月28日)

分配の推移(税引前)

2019年7月	0円
2018年7月	20円
2017年6月	0円
2016年6月	30円
2015年6月	70円
設定来累計	1,045円

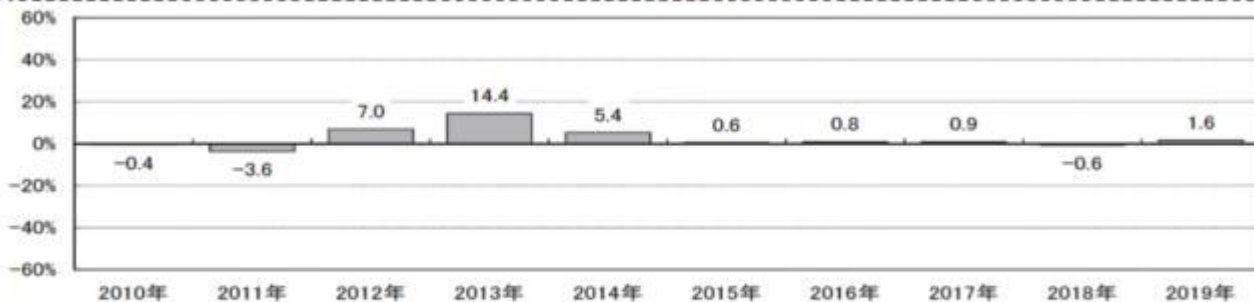
※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	MHAM日本債券マザーファンド	71.1
2	MHAM日本株式マザーファンド	0.8
3	MHAM短期金融資産マザーファンド	0.4

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2019年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

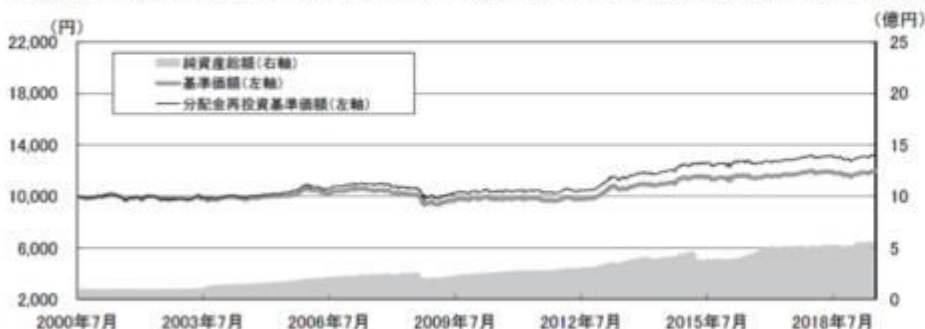
○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2019年7月31日

ライフナビインカム

基準価額・純資産の推移 (2000年7月28日～2019年7月31日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2000年7月28日)

分配の推移(税引前)

2019年7月	0円
2018年7月	50円
2017年6月	20円
2016年6月	30円
2015年6月	70円
設定来累計	1,035円

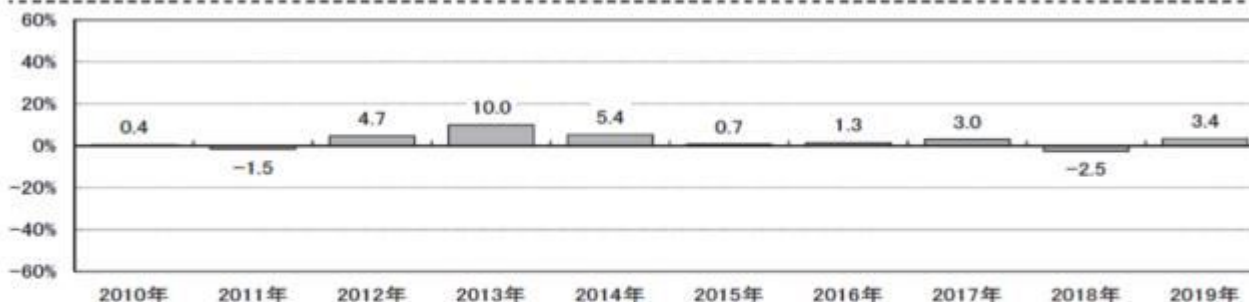
※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	MHAM日本債券マザーファンド	75.3
2	MHAM日本株式マザーファンド	10.3
3	MHAM海外株式マザーファンド	5.7
4	MHAM海外債券マザーファンド	5.1
5	MHAM短期金融資産マザーファンド	0.4

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2019年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2019年7月31日

主要な資産の状況

■MHAM日本株式マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	ソニー	株式	日本	電気機器	3.3
2	任天堂	株式	日本	その他製品	2.5
3	日本電産	株式	日本	電気機器	2.4
4	オリエンタルランド	株式	日本	サービス業	2.3
5	伊藤忠商事	株式	日本	卸売業	2.3

■MHAM日本債券マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	第386回利付国債(2年)	国債証券	日本	0.1	2020年 3月15日	6.2
2	第150回利付国債(20年)	国債証券	日本	1.4	2034年 9月20日	5.4
3	第354回利付国債(10年)	国債証券	日本	0.1	2029年 3月20日	5.3
4	第129回利付国債(5年)	国債証券	日本	0.1	2021年 9月20日	5.2
5	第136回利付国債(5年)	国債証券	日本	0.1	2023年 6月20日	5.1

■MHAM海外株式マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	マイクロソフト	株式	アメリカ	ソフトウェア・サービス	4.5
2	シーエスエックス・コーポレーション	株式	アメリカ	運輸	2.9
3	ビザ	株式	アメリカ	ソフトウェア・サービス	2.5
4	ポストン・サイエンティフィック	株式	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	2.3
5	モンデリーズ・インターナショナル	株式	アメリカ	食品・飲料・タバコ	2.2

■MHAM海外債券マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	米国国債	国債証券	アメリカ	2.250	2027年11月15日	7.6
2	米国国債	国債証券	アメリカ	2.125	2024年 3月31日	7.5
3	米国国債	国債証券	アメリカ	2.875	2028年 5月15日	6.3
4	米国国債	国債証券	アメリカ	2.500	2023年 8月15日	5.9
5	米国国債	国債証券	アメリカ	2.250	2025年11月15日	4.9

■MHAM短期金融資産マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	平成21年度第6回千葉県公募公債	地方債証券	日本	1.410	2019年 9月25日	11.0
2	平成21年度第2回北九州市公募公債	地方債証券	日本	1.360	2019年12月24日	8.7
3	平成21年度第10回愛知県公募公債(10年)	地方債証券	日本	1.380	2019年10月30日	7.8
4	平成21年度第1回福井県公募公債	地方債証券	日本	1.340	2019年12月25日	7.7
5	第42回川崎市公募公債(5年)	地方債証券	日本	0.101	2019年12月20日	7.4

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 各ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受け付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日の取扱いとなります。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) 各ファンドは、収益分配がなされた場合、原則として税金を差し引いた後、分配金を自動的に無手数料で再投資する「自動けいぞく投資」専用ファンドです。このためお申込みの際、受益権の取得申込者は販売会社との間で「MHAMライフ ナビゲーション ファンド自動けいぞく投資約款」にしたがって、分配金自動けいぞく投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該各契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

- (4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。なお、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かせていただきます。
- 2019年10月1日現在の各販売会社における申込手数料は無手数料です。なお、申込手数料（手数料率）は変更される場合があります。
- (7) 各ファンド間の乗換え（スイッチング）により受益権の取得申込みをする受益者は、1万円以上1円単位（確定拠出年金のご利用の場合は1円以上1円単位）で取得の申込みをすることができます。なお、スイッチングにより受益権の取得申込みをする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- (8) 販売会社によってはMHAMライフ ナビゲーション ファンドを構成するいずれかのファンドを取扱っていない場合があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。
- (9) 分配金自動けいぞく投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (10) 各ファンドを確定拠出年金制度に基づき取得する場合には、確定拠出年金に係る法令・制度等の定めに従って取得申込等の手続きが行われます。
- (11) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に対し、1口単位をもって解約を請求することができます。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 解約請求の受付については、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

照会先の名称	電話番号
--------	------

アセットマネジメントOne株式会社

0120-104-694

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (5) 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。この場合、受益者が当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、前記(4)の規定に準じた価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日における取引所の最終相場
公社債等	計算日における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額(売り気配相場を除きます。) ・価格情報会社の提供する価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

各ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。以下同じ。)に計算されます。基準価額については販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。なお、委託会社に対する照会 は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

MHAMライフ ナビゲーション 2050

2010年7月1日から無期限とします。

MHAMライフ ナビゲーション 2040 MHAMライフ ナビゲーション 2030

MHAMライフ ナビゲーション 2020 MHAMライフ ナビゲーション インカム

2000年7月28日から無期限とします。

(4)【計算期間】

原則として毎年7月1日から翌年6月30日までとします。ただし、「MHAMライフ ナビゲーション 2040」、「MHAMライフ ナビゲーション 2030」、「MHAMライフ ナビゲーション 2020」および「MHAMライフ ナビゲーション インカム」の第1期計算期間は2000年7月28日から2001年6月30日までとします。

上記にかかわらず、計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

MHAMライフ ナビゲーション 2050とそれ以外のファンドでは、設定時期の違いにより適用される法律の規定が一部異なるため、～ および の手続きはファンド別に記載しています。

MHAMライフ ナビゲーション 2050

信託契約の解約

1. 委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることがあります。この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託会社による提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。
 - a. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。
 - b. やむを得ない事情が発生したとき。
 - c. 信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。
2. 前記1.により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
3. 委託会社は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。
 - a. 委託会社が監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき。
 - b. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - c. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更等」および「書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
2. 委託会社は、前記1.の事項（前記1.の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前記1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。
3. 投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
4. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

書面決議

1. 委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約または信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
 - a. 信託契約の解約の場合 信託契約の解約の理由など
 - b. 重大な約款の変更等の場合 重大な約款の変更等の内容およびその理由など
2. 書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この2.において同じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
3. 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
4. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
5. この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

MHAMライフ ナビゲーション 2040 MHAMライフ ナビゲーション 2030

MHAMライフ ナビゲーション 2020 MHAMライフ ナビゲーション インカム

信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回るようになる場合には、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - b. 前記a.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一カ月を下らないものとします。
 - c. 前記b.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 前記b.からd.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.の一定の期間が一カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - f. 前記1.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
2. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一カ月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。

5. 委託会社は、信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2.に定める変更を行う場合において、前記3.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

<各ファンド共通>

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間有効とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
2. 各ファンドが主要投資対象とする「MHAM海外株式マザーファンド」における委託会社とアセットマネジメントOne U.S.A.・インクとの間の投資顧問契約の契約期間は、原則として期間満了の30日前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

MHAMライフ ナビゲーション 2050

3. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

MHAMライフ ナビゲーション 2040 MHAMライフ ナビゲーション 2030

MHAMライフ ナビゲーション 2020 MHAMライフ ナビゲーション インカム

4. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、各ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・ 運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<http://www.am-one.co.jp/>

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、販売会社に交付され、販売会社により自動的に再投資されます。

販売会社は、自動けいぞく投資約款に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

MHAMライフ ナビゲーション 2050

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

MHAMライフ ナビゲーション 2040

MHAMライフ ナビゲーション 2030

MHAMライフ ナビゲーション 2020

MHAMライフ ナビゲーション インカム

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【MHAMライフ ナビゲーション 2050】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第8期計算期間 (平成30年 7月 2日現在)	第9期計算期間 (令和 1年 7月 1日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,672,963	11,313,424
親投資信託受益証券	139,811,299	204,636,388
流動資産合計	148,484,262	215,949,812
資産合計	148,484,262	215,949,812
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,347,772	118,848
未払解約金	4,652	-
未払受託者報酬	62,909	80,699
未払委託者報酬	1,037,897	1,331,458
未払利息	22	27
その他未払費用	3,080	3,765
流動負債合計	2,456,332	1,534,797
負債合計	2,456,332	1,534,797
純資産の部		
元本等		
元本	79,280,758	118,848,430
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	66,747,172	95,566,585
(分配準備積立金)	10,518,179	8,850,838
元本等合計	146,027,930	214,415,015
純資産合計	146,027,930	214,415,015
負債純資産合計	148,484,262	215,949,812

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第8期計算期間 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 7月 2日)	第9期計算期間 (自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
営業収益		
受取利息	2	26
有価証券売買等損益	8,950,945	525,089
その他収益	6,233	-
営業収益合計	8,957,180	525,115
営業費用		
支払利息	3,376	5,313
受託者報酬	114,513	149,866
委託者報酬	1,889,430	2,472,630
その他費用	5,601	7,074
営業費用合計	2,012,920	2,634,883
営業利益又は営業損失()	6,944,260	2,109,768
経常利益又は経常損失()	6,944,260	2,109,768
当期純利益又は当期純損失()	6,944,260	2,109,768
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	1,457,956	737,832
期首剰余金又は期首欠損金()	43,905,591	66,747,172
剰余金増加額又は欠損金減少額	33,214,098	47,557,817
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	33,214,098	47,557,817
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,511,049	17,247,620
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,511,049	17,247,620
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	1,347,772	118,848
期末剰余金又は期末欠損金()	66,747,172	95,566,585

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期計算期間 (自平成30年7月3日 至令和1年7月1日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成30年7月3日から令和1年7月1日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第8期計算期間 (平成30年7月2日現在)		第9期計算期間 (令和1年7月1日現在)	
1	計算期間末における受益権の総数 79,280,758口	1	計算期間末における受益権の総数 118,848,430口
2	計算期間末における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産の額 1.8419円 (1万口当たり純資産の額) (18,419円)	2	計算期間末における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産の額 1.8041円 (1万口当たり純資産の額) (18,041円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期計算期間 (自平成29年7月1日 至平成30年7月2日)	第9期計算期間 (自平成30年7月3日 至令和1年7月1日)
1 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,488,197円)、有価証券売買等損益(3,998,107円)、収益調整金(56,228,993円)、分配準備積立金(6,379,647円)より、分配対象収益は68,094,944円(1万口当たり8,589円)であり、うち	1 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益(350,016円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(86,715,747円)、分配準備積立金(8,619,670円)より、分配対象収益は

第8期計算期間 (自平成29年7月1日 至平成30年7月2日)			第9期計算期間 (自平成30年7月3日 至令和1年7月1日)		
1,347,772円(1万口当たり170円)を分配金額としております。			95,685,433円(1万口当たり8,051円)であり、うち118,848円(1万口当たり10円)を分配金額としております。		
項目			項目		
配当等収益	A	1,488,197円	配当等収益	A	350,016円
有価証券売買等損益	B	3,998,107円	有価証券売買等損益	B	0円
収益調整金	C	56,228,993円	収益調整金	C	86,715,747円
分配準備積立金	D	6,379,647円	分配準備積立金	D	8,619,670円
分配可能額	E=A+B+C+D	68,094,944円	分配可能額	E=A+B+C+D	95,685,433円
収益分配額	F	1,347,772円	収益分配額	F	118,848円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第8期計算期間 (自平成29年7月1日 至平成30年7月2日)	第9期計算期間 (自平成30年7月3日 至令和1年7月1日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左

項目	第8期計算期間 (自平成29年7月1日 至平成30年7月2日)	第9期計算期間 (自平成30年7月3日 至令和1年7月1日)
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第8期計算期間 (平成30年 7月 2日現在)	第9期計算期間 (令和 1年 7月 1日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1)有価証券 親投資信託受益証券 原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	(1)有価証券 親投資信託受益証券
	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
		同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第8期計算期間(自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 7月 2日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	7,989,943
合計	7,989,943

第9期計算期間(自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	463,883
合計	463,883

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第8期計算期間 (自平成29年 7月 1日 至平成30年 7月 2日)	第9期計算期間 (自平成30年 7月 3日 至令和 1年 7月 1日)
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	期別 第8期計算期間 (平成30年 7月 2日現在)	第9期計算期間 (令和 1年 7月 1日現在)
期首元本額	58,729,109円	79,280,758円
期中追加設定元本額	39,441,965円	60,408,170円
期中一部解約元本額	18,890,316円	20,840,498円

（４）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(令和 1年 7月 1日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本・円	MHAM日本株式マザーファンド	61,099,343	88,453,518	
		MHAM日本債券マザーファンド	33,087,289	47,807,823	
		MHAM海外株式マザーファンド	19,142,633	47,410,559	
		MHAM海外債券マザーファンド	7,877,322	20,954,464	
		MHAM短期金融資産マザーファンド	9,801	10,024	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：95.4%	121,216,388	204,636,388 100.0%	
合計				204,636,388	

（注 1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【MHAMライフ ナビゲーション 2040】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期計算期間 (平成30年 7月 2日現在)	第19期計算期間 (令和 1年 7月 1日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	74,005,489	69,648,001
親投資信託受益証券	1,607,648,517	1,673,676,185
流動資産合計	1,681,654,006	1,743,324,186
資産合計	1,681,654,006	1,743,324,186
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	14,635,264	-
未払解約金	2,249,009	940,303
未払受託者報酬	713,591	712,092
未払委託者報酬	10,882,166	10,859,296
未払利息	191	167
その他未払費用	35,618	33,763
流動負債合計	28,515,839	12,545,621
負債合計	28,515,839	12,545,621
純資産の部		
元本等		
元本	1,330,478,600	1,411,249,365
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	322,659,567	319,529,200
(分配準備積立金)	231,215,346	206,805,413
元本等合計	1,653,138,167	1,730,778,565
純資産合計	1,653,138,167	1,730,778,565
負債純資産合計	1,681,654,006	1,743,324,186

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期計算期間 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 7月 2日)	第19期計算期間 (自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
営業収益		
受取利息	32	255
有価証券売買等損益	98,895,726	2,027,668
その他収益	13,424	-
営業収益合計	98,909,182	2,027,923
営業費用		
支払利息	37,634	45,966
受託者報酬	1,394,663	1,438,130
委託者報酬	21,268,399	21,931,345
その他費用	69,610	69,064
営業費用合計	22,770,306	23,484,505
営業利益又は営業損失（ ）	76,138,876	21,456,582
経常利益又は経常損失（ ）	76,138,876	21,456,582
当期純利益又は当期純損失（ ）	76,138,876	21,456,582
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	8,757,984	4,727,027
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	245,339,969	322,659,567
剰余金増加額又は欠損金減少額	62,618,000	51,722,601
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	62,618,000	51,722,601
剰余金減少額又は欠損金増加額	38,044,030	38,123,413
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	38,044,030	38,123,413
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	14,635,264	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	322,659,567	319,529,200

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第19期計算期間 (自平成30年7月3日 至令和1年7月1日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成30年7月3日から令和1年7月1日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第18期計算期間 (平成30年7月2日現在)		第19期計算期間 (令和1年7月1日現在)	
1	計算期間末における受益権の総数 1,330,478,600口	1	計算期間末における受益権の総数 1,411,249,365口
2	計算期間末における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産の額 1.2425円 (1万口当たり純資産の額) (12,425円)	2	計算期間末における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産の額 1.2264円 (1万口当たり純資産の額) (12,264円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期計算期間 (自平成29年7月1日 至平成30年7月2日)	第19期計算期間 (自平成30年7月3日 至令和1年7月1日)
1 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益(16,120,340円)、有価証券売買等損益(51,260,552円)、収益調整金(499,718,309円)、分配準備積立金(178,469,718円)より、分配対象収益は745,568,919円(1万口当たり5,603円)であり、	1 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益(561,136円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(569,895,092円)、分配準備積立金(206,244,277円)より、分配対象収益は

第18期計算期間 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 7月 2日)			第19期計算期間 (自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
うち14,635,264円(1万口当たり110円)を分配金額としております。			776,700,505円(1万口当たり5,503円)であります。当期の収益分配金につきましては、見送りとなりました。
	項目		
	配当等収益	A	16,120,340円
	有価証券売買等損益	B	51,260,552円
	収益調整金	C	499,718,309円
	分配準備積立金	D	178,469,718円
	分配可能額	E=A+B+C+D	745,568,919円
	収益分配額	F	14,635,264円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第18期計算期間 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 7月 2日)	第19期計算期間 (自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左

項目	第18期計算期間 (自平成29年7月1日 至平成30年7月2日)	第19期計算期間 (自平成30年7月3日 至令和1年7月1日)
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期計算期間 (平成30年 7月 2日現在)	第19期計算期間 (令和 1年 7月 1日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1)有価証券 親投資信託受益証券 原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第18期計算期間(自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 7月 2日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	93,648,654
合計	93,648,654

第19期計算期間(自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	2,000,835
合計	2,000,835

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第18期計算期間 (自平成29年7月1日 至平成30年7月2日)	第19期計算期間 (自平成30年7月3日 至令和1年7月1日)
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	期別 第18期計算期間 (平成30年7月2日現在)	第19期計算期間 (令和1年7月1日現在)
期首元本額	1,270,725,181円	1,330,478,600円
期中追加設定元本額	256,471,204円	241,132,689円
期中一部解約元本額	196,717,785円	160,361,924円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(令和1年7月1日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本・円	MHAM日本株式マザーファンド	377,447,842	546,431,240	
		MHAM日本債券マザーファンド	447,548,402	646,662,686	
		MHAM海外株式マザーファンド	122,643,928	303,752,216	
		MHAM海外債券マザーファンド	65,532,936	174,324,163	
		MHAM短期金融資産マザーファンド	2,450,020	2,505,880	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：96.7%	1,015,623,128	1,673,676,185	100.0%
合計				1,673,676,185	

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【MHAMライフ ナビゲーション 2030】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第18期計算期間 (平成30年 7月 2日現在)	第19期計算期間 (令和 1年 7月 1日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	67,233,466	77,667,465
親投資信託受益証券	1,666,662,847	1,780,892,402
流動資産合計	1,733,896,313	1,858,559,867
資産合計	1,733,896,313	1,858,559,867
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12,645,135	-
未払解約金	53,895	3
未払受託者報酬	744,514	759,726
未払委託者報酬	10,423,204	10,636,163
未払利息	173	186
その他未払費用	37,167	36,028
流動負債合計	23,904,088	11,432,106
負債合計	23,904,088	11,432,106
純資産の部		
元本等		
元本	1,405,015,067	1,523,090,805
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	304,977,158	324,036,956
(分配準備積立金)	223,467,167	205,977,082
元本等合計	1,709,992,225	1,847,127,761
純資産合計	1,709,992,225	1,847,127,761
負債純資産合計	1,733,896,313	1,858,559,867

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第18期計算期間 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 7月 2日)	第19期計算期間 (自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
営業収益		
受取利息	31	235
有価証券売買等損益	80,230,768	17,229,555
その他収益	14,149	-
営業収益合計	80,244,948	17,229,790
営業費用		
支払利息	36,457	47,377
受託者報酬	1,460,470	1,520,569
委託者報酬	20,446,588	21,287,863
その他費用	72,896	73,012
営業費用合計	22,016,411	22,928,821
営業利益又は営業損失()	58,228,537	5,699,031
経常利益又は経常損失()	58,228,537	5,699,031
当期純利益又は当期純損失()	58,228,537	5,699,031
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	6,350,901	2,701,693
期首剰余金又は期首欠損金()	247,106,382	304,977,158
剰余金増加額又は欠損金減少額	50,672,316	48,183,298
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	50,672,316	48,183,298
剰余金減少額又は欠損金増加額	32,034,041	26,126,162
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	32,034,041	26,126,162
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	12,645,135	-
期末剰余金又は期末欠損金()	304,977,158	324,036,956

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第19期計算期間 (自平成30年7月3日 至令和1年7月1日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成30年7月3日から令和1年7月1日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第18期計算期間 (平成30年7月2日現在)		第19期計算期間 (令和1年7月1日現在)	
1	計算期間末における受益権の総数 1,405,015,067口	1	計算期間末における受益権の総数 1,523,090,805口
2	計算期間末における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産の額 1.2171円 (1万口当たり純資産の額) (12,171円)	2	計算期間末における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産の額 1.2127円 (1万口当たり純資産の額) (12,127円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期計算期間 (自平成29年7月1日 至平成30年7月2日)	第19期計算期間 (自平成30年7月3日 至令和1年7月1日)
1 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益(13,640,130円)、有価証券売買等損益(38,237,506円)、収益調整金(413,458,383円)、分配準備積立金(184,234,666円)より、分配対象収益は649,570,685円(1万口当たり4,623円)であり、	1 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(485,107,438円)、分配準備積立金(205,977,082円)より、分配対象収益は

第18期計算期間 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 7月 2日)			第19期計算期間 (自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
うち12,645,135円(1万口当たり90円)を分配金額としております。			691,084,520円(1万口当たり4,537円)であります。当期の収益分配金につきましては、見送りとなりました。
	項目		
	配当等収益	A	13,640,130円
	有価証券売買等損益	B	38,237,506円
	収益調整金	C	413,458,383円
	分配準備積立金	D	184,234,666円
	分配可能額	E=A+B+C+D	649,570,685円
	収益分配額	F	12,645,135円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第18期計算期間 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 7月 2日)	第19期計算期間 (自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左

項目	第18期計算期間 (自平成29年7月1日 至平成30年7月2日)	第19期計算期間 (自平成30年7月3日 至令和1年7月1日)
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期計算期間 (平成30年 7月 2日現在)	第19期計算期間 (令和 1年 7月 1日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1)有価証券 親投資信託受益証券 原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第18期計算期間(自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 7月 2日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	73,118,562
合計	73,118,562

第19期計算期間(自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	17,229,555
合計	17,229,555

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第18期計算期間 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 7月 2日)	第19期計算期間 (自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	期別 第18期計算期間 (平成30年 7月 2日現在)	第19期計算期間 (令和 1年 7月 1日現在)
期首元本額	1,350,718,443円	1,405,015,067円
期中追加設定元本額	230,082,884円	240,825,206円
期中一部解約元本額	175,786,260円	122,749,468円

（４）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(令和 1年 7月 1日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本・円	MHAM日本株式マザーファンド	275,022,112	398,149,511	
		MHAM日本債券マザーファンド	670,971,262	969,486,376	
		MHAM海外株式マザーファンド	89,187,625	220,890,990	
		MHAM海外債券マザーファンド	70,167,332	186,652,119	
		MHAM短期金融資産マザーファンド	5,586,045	5,713,406	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：96.4%	1,110,934,376	1,780,892,402	100.0%
合計				1,780,892,402	

（注 1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【MHAMライフ ナビゲーション 2020】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期計算期間 (平成30年 7月 2日現在)	第19期計算期間 (令和 1年 7月 1日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	224,050,688	371,529,372
親投資信託受益証券	1,185,322,455	1,079,513,575
流動資産合計	1,409,373,143	1,451,042,947
資産合計	1,409,373,143	1,451,042,947
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,543,105	-
未払解約金	126,317	13,536
未払受託者報酬	613,482	611,501
未払委託者報酬	7,821,849	7,796,596
未払利息	579	891
その他未払費用	30,619	28,985
流動負債合計	11,135,951	8,451,509
負債合計	11,135,951	8,451,509
純資産の部		
元本等		
元本	1,271,552,529	1,301,812,549
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	126,684,663	140,778,889
(分配準備積立金)	97,806,074	100,487,672
元本等合計	1,398,237,192	1,442,591,438
純資産合計	1,398,237,192	1,442,591,438
負債純資産合計	1,409,373,143	1,451,042,947

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第18期計算期間 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 7月 2日)	第19期計算期間 (自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
営業収益		
受取利息	77	1,216
有価証券売買等損益	31,017,396	28,025,219
その他収益	11,561	-
営業収益合計	31,029,034	28,026,435
営業費用		
支払利息	108,466	232,704
受託者報酬	1,251,791	1,216,026
委託者報酬	15,960,256	15,504,143
その他費用	62,475	58,355
営業費用合計	17,382,988	17,011,228
営業利益又は営業損失()	13,646,046	11,015,207
経常利益又は経常損失()	13,646,046	11,015,207
当期純利益又は当期純損失()	13,646,046	11,015,207
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	1,449,034	379,284
期首剰余金又は期首欠損金()	124,967,860	126,684,663
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,112,075	14,798,205
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,112,075	14,798,205
剰余金減少額又は欠損金増加額	20,049,179	12,098,470
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20,049,179	12,098,470
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	2,543,105	-
期末剰余金又は期末欠損金()	126,684,663	140,778,889

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第19期計算期間 (自平成30年7月3日 至令和1年7月1日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成30年7月3日から令和1年7月1日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第18期計算期間 (平成30年7月2日現在)		第19期計算期間 (令和1年7月1日現在)	
1	計算期間末における受益権の総数 1,271,552,529口	1	計算期間末における受益権の総数 1,301,812,549口
2	計算期間末における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産の額 1.0996円 (1万口当たり純資産の額) (10,996円)	2	計算期間末における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産の額 1.1081円 (1万口当たり純資産の額) (11,081円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期計算期間 (自平成29年7月1日 至平成30年7月2日)	第19期計算期間 (自平成30年7月3日 至令和1年7月1日)
1 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,104,053円)、有価証券売買等損益(1,015,722円)、収益調整金(240,566,092円)、分配準備積立金(96,229,404円)より、分配対象収益は340,915,271円(1万口当たり2,681円)であり、	1 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,481,828円)、有価証券売買等損益(8,912,663円)、収益調整金(257,730,003円)、分配準備積立金(89,093,181円)より、分配対象収益は358,217,675円(1万口当たり2,751円)でありま

第18期計算期間 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 7月 2日)			第19期計算期間 (自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
うち2,543,105円(1万口当たり20円)を分配金額としております。			すが、当期の収益分配金につきましては、見送りとなりました。
	項目		
	配当等収益	A	3,104,053円
	有価証券売買等損益	B	1,015,722円
	収益調整金	C	240,566,092円
	分配準備積立金	D	96,229,404円
	分配可能額	E=A+B+C+D	340,915,271円
	収益分配額	F	2,543,105円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第18期計算期間 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 7月 2日)	第19期計算期間 (自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左

項目	第18期計算期間 (自平成29年7月1日 至平成30年7月2日)	第19期計算期間 (自平成30年7月3日 至令和1年7月1日)
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期計算期間 (平成30年 7月 2日現在)	第19期計算期間 (令和 1年 7月 1日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1)有価証券 親投資信託受益証券 原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第18期計算期間(自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 7月 2日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	21,475,442
合計	21,475,442

第19期計算期間(自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	29,503,834
合計	29,503,834

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第18期計算期間 (自平成29年7月1日 至平成30年7月2日)	第19期計算期間 (自平成30年7月3日 至令和1年7月1日)
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	期別 第18期計算期間 (平成30年7月2日現在)	第19期計算期間 (令和1年7月1日現在)
期首元本額	1,375,405,274円	1,271,552,529円
期中追加設定元本額	122,663,025円	155,744,654円
期中一部解約元本額	226,515,770円	125,484,634円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(令和1年7月1日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本・円	MHAM日本株式マザーファンド	8,245,543	11,937,072	
		MHAM日本債券マザーファンド	734,696,097	1,061,562,390	
		MHAM短期金融資産マザーファンド	5,880,048	6,014,113	
	小計	銘柄数：3 組入時価比率：74.8%	748,821,688	1,079,513,575 100.0%	
合計				1,079,513,575	

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【MHAMライフ ナビゲーション インカム】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第18期計算期間 (平成30年 7月 2日現在)	第19期計算期間 (令和 1年 7月 1日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	21,307,262	21,554,811
親投資信託受益証券	509,396,792	544,249,882
流動資産合計	530,704,054	565,804,693
資産合計	530,704,054	565,804,693
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,213,082	-
未払解約金	1,225,458	1,234,421
未払受託者報酬	226,052	233,954
未払委託者報酬	2,599,516	2,690,431
未払利息	55	51
その他未払費用	11,241	11,049
流動負債合計	6,275,404	4,169,906
負債合計	6,275,404	4,169,906
純資産の部		
元本等		
元本	442,616,443	469,831,306
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	81,812,207	91,803,481
(分配準備積立金)	35,249,658	37,704,882
元本等合計	524,428,650	561,634,787
純資産合計	524,428,650	561,634,787
負債純資産合計	530,704,054	565,804,693

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第18期計算期間 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 7月 2日)	第19期計算期間 (自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
営業収益		
受取利息	8	66
有価証券売買等損益	15,086,167	11,053,090
その他収益	4,274	-
営業収益合計	15,090,449	11,053,156
営業費用		
支払利息	10,276	12,821
受託者報酬	449,109	461,684
委託者報酬	5,164,597	5,309,231
その他費用	22,324	22,082
営業費用合計	5,646,306	5,805,818
営業利益又は営業損失()	9,444,143	5,247,338
経常利益又は経常損失()	9,444,143	5,247,338
当期純利益又は当期純損失()	9,444,143	5,247,338
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	961,710	191,121
期首剰余金又は期首欠損金()	73,559,251	81,812,207
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,910,745	12,192,596
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,910,745	12,192,596
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,927,140	7,639,781
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,927,140	7,639,781
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	2,213,082	-
期末剰余金又は期末欠損金()	81,812,207	91,803,481

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第19期計算期間 (自平成30年7月3日 至令和1年7月1日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成30年7月3日から令和1年7月1日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第18期計算期間 (平成30年7月2日現在)		第19期計算期間 (令和1年7月1日現在)	
1	計算期間末における受益権の総数 442,616,443口	1	計算期間末における受益権の総数 469,831,306口
2	計算期間末における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産の額 1.1848円 (1万口当たり純資産の額) (11,848円)	2	計算期間末における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産の額 1.1954円 (1万口当たり純資産の額) (11,954円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期計算期間 (自平成29年7月1日 至平成30年7月2日)	第19期計算期間 (自平成30年7月3日 至令和1年7月1日)
1 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,538,598円)、有価証券売買等損益(5,943,835円)、収益調整金(62,982,737円)、分配準備積立金(28,980,307円)より、分配対象収益は100,445,477円(1万口当たり2,269円)であり、う	1 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,207,518円)、有価証券売買等損益(3,230,941円)、収益調整金(72,182,871円)、分配準備積立金(32,266,423円)より、分配対象収益は109,887,753円(1万口当たり2,338円)でありま

第18期計算期間 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 7月 2日)			第19期計算期間 (自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)																					
<p>ち2,213,082円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;"></th> <th style="text-align: center;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: right;">2,538,598円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: right;">5,943,835円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: right;">62,982,737円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: right;">28,980,307円</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td style="text-align: center;">E=A+B+C+D</td> <td style="text-align: right;">100,445,477円</td> </tr> <tr> <td>収益分配額</td> <td style="text-align: center;">F</td> <td style="text-align: right;">2,213,082円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			配当等収益	A	2,538,598円	有価証券売買等損益	B	5,943,835円	収益調整金	C	62,982,737円	分配準備積立金	D	28,980,307円	分配可能額	E=A+B+C+D	100,445,477円	収益分配額	F	2,213,082円			<p>すが、当期の収益分配金につきましては、見送りとなりました。</p>
項目																								
配当等収益	A	2,538,598円																						
有価証券売買等損益	B	5,943,835円																						
収益調整金	C	62,982,737円																						
分配準備積立金	D	28,980,307円																						
分配可能額	E=A+B+C+D	100,445,477円																						
収益分配額	F	2,213,082円																						

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第18期計算期間 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 7月 2日)	第19期計算期間 (自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。</p> <p>これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p>	同左

項目	第18期計算期間 (自平成29年7月1日 至平成30年7月2日)	第19期計算期間 (自平成30年7月3日 至令和1年7月1日)
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期計算期間 (平成30年 7月 2日現在)	第19期計算期間 (令和 1年 7月 1日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1)有価証券 親投資信託受益証券 原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第18期計算期間(自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 7月 2日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	13,931,813
合計	13,931,813

第19期計算期間(自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	10,860,940
合計	10,860,940

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第18期計算期間 (自平成29年 7月 1日 至平成30年 7月 2日)	第19期計算期間 (自平成30年 7月 3日 至令和 1年 7月 1日)
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	期別 第18期計算期間 (平成30年 7月 2日現在)	第19期計算期間 (令和 1年 7月 1日現在)
期首元本額	438,969,918円	442,616,443円
期中追加設定元本額	69,523,256円	69,430,437円
期中一部解約元本額	65,876,731円	42,215,574円

（４）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(令和 1年 7月 1日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本・円	MHAM日本株式マザーファンド	40,152,612	58,128,936	
		MHAM日本債券マザーファンド	292,929,142	423,253,317	
		MHAM海外株式マザーファンド	12,819,209	31,749,334	
		MHAM海外債券マザーファンド	10,756,143	28,612,415	
		MHAM短期金融資産マザーファンド	2,450,020	2,505,880	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：96.9%	359,107,126	544,249,882	100.0%
合計				544,249,882	

（注 1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

各ファンドは、「MHAM日本株式マザーファンド」受益証券、「MHAM日本債券マザーファンド」受益証券、「MHAM海外株式マザーファンド」受益証券、「MHAM海外債券マザーファンド」受益証券、及び「MHAM短期金融資産マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

MHAM日本株式マザーファンド

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）	
（令和1年7月1日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	37,380,899
株式	1,065,655,090
未収入金	8,478,059
未収配当金	809,755
流動資産合計	1,112,323,803
資産合計	1,112,323,803
負債の部	
流動負債	
未払金	9,246,535
未払利息	89
流動負債合計	9,246,624
負債合計	9,246,624
純資産の部	
元本等	
元本	761,967,452
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	341,109,727
元本等合計	1,103,077,179
純資産合計	1,103,077,179
負債純資産合計	1,112,323,803

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	(自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(令和 1年 7月 1日現在)
1 計算期間末日における受益権の総数	761,967,452口
2 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産の額 1.4477円 (1万口当たり純資産の額) (14,477円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。

項目	(自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(令和 1年 7月 1日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	<p>貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>株式</p> <p>わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 当該有価証券については、原則として上記の取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p>

項目	(令和 1年 7月 1日現在)
	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	6,380,488
合計	6,380,488

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	期別 (令和 1年 7月 1日現在)
期首	平成30年 7月 3日
親投資信託の期首における元本額	696,987,535円
期中追加設定元本額	86,499,757円
期中一部解約元本額	21,519,840円
期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額	
期末元本額	761,967,452円
MHAMライフ ナビゲーション インカム	40,152,612円
MHAMライフ ナビゲーション 2020	8,245,543円
MHAMライフ ナビゲーション 2030	275,022,112円
MHAMライフ ナビゲーション 2040	377,447,842円
MHAMライフ ナビゲーション 2050	61,099,343円

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1)株式

(令和1年7月1日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	清水建設	16,500	906.00	14,949,000	
	大和ハウス工業	6,600	3,283.00	21,667,800	
	協和エクシオ	3,900	2,703.00	10,541,700	
	ヤクルト本社	1,700	6,500.00	11,050,000	
	アサヒグループホールディングス	3,400	4,869.00	16,554,600	
	不二製油グループ本社	4,000	3,245.00	12,980,000	
	東レ	16,900	817.10	13,808,990	
	ゴールドウイン	600	14,080.00	8,448,000	
	昭和電工	3,300	3,200.00	10,560,000	
	クレハ	1,400	7,430.00	10,402,000	
	信越化学工業	2,000	10,315.00	20,630,000	
	三井化学	5,400	2,728.00	14,731,200	
	資生堂	1,700	8,308.00	14,123,600	
	武田薬品工業	6,800	3,857.00	26,227,600	
	JCRファーマ	500	6,430.00	3,215,000	
	第一三共	3,100	5,980.00	18,538,000	
	JXTGホールディングス	31,800	545.80	17,356,440	
	日本碍子	7,700	1,607.00	12,373,900	
	MARUWA	800	6,160.00	4,928,000	
	大同特殊鋼	2,300	4,155.00	9,556,500	
	古河電気工業	2,700	3,245.00	8,761,500	
	アマダホールディングス	9,600	1,246.00	11,961,600	
	SMC	400	41,850.00	16,740,000	
	ダイキン工業	1,600	14,520.00	23,232,000	
	日立製作所	6,100	4,045.00	24,674,500	
	日本電産	1,800	15,245.00	27,441,000	
	アンリツ	2,500	1,933.00	4,832,500	
	ソニー	6,000	5,781.00	34,686,000	
	アドバンテスト	4,200	3,150.00	13,230,000	
	イリソ電子工業	1,500	5,630.00	8,445,000	
	山一電機	4,100	1,065.00	4,366,500	
	ローム	1,200	7,600.00	9,120,000	
村田製作所	3,100	5,080.00	15,748,000		
小糸製作所	2,100	5,880.00	12,348,000		
東京エレクトロン	900	15,840.00	14,256,000		
デンソー	4,200	4,642.00	19,496,400		

武蔵精密工業	6,900	1,445.00	9,970,500
スズキ	3,300	5,141.00	16,965,300
ヤマハ発動機	5,500	1,960.00	10,780,000
HOYA	2,800	8,275.00	23,170,000
朝日インテック	4,200	2,702.00	11,348,400
バンダイナムコホールディングス	1,700	5,290.00	8,993,000
ヤマハ	3,100	5,260.00	16,306,000
任天堂	500	40,050.00	20,025,000
東京急行電鉄	9,000	1,955.00	17,595,000
東日本旅客鉄道	1,600	10,225.00	16,360,000
日立物流	3,200	3,520.00	11,264,000
エニグモ	2,000	2,453.00	4,906,000
GMOペイメントゲートウェイ	1,200	7,470.00	8,964,000
ヤフー	40,200	317.00	12,743,400
日本電信電話	3,400	5,137.00	17,465,800
KADOKAWA	7,200	1,479.00	10,648,800
エヌ・ティ・ティ・データ	8,100	1,461.00	11,834,100
カプコン	4,600	2,235.00	10,281,000
富士ソフト	2,300	4,840.00	11,132,000
伊藤忠商事	12,000	2,100.00	25,200,000
三菱商事	8,400	2,910.50	24,448,200
日本マクドナルドホールディングス	2,500	4,840.00	12,100,000
ZOZO	3,300	2,114.00	6,976,200
ワークマン	2,000	4,725.00	9,450,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	33,200	524.30	17,406,760
三井住友フィナンシャルグループ	6,600	3,843.00	25,363,800
千葉銀行	23,300	542.00	12,628,600
ジャパンインベストメントアドバイザー	2,100	1,848.00	3,880,800
アニコムホールディングス	3,100	3,955.00	12,260,500
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	4,300	3,496.00	15,032,800
T&Dホールディングス	11,700	1,202.00	14,063,400
三菱地所	11,500	2,030.00	23,345,000
パーソルホールディングス	3,700	2,583.00	9,557,100
カカクコム	4,700	2,158.00	10,142,600
エムスリー	4,700	1,996.00	9,381,200
バリューコマース	4,400	2,550.00	11,220,000
オリエンタルランド	1,800	13,510.00	24,318,000
ラウンドワン	6,500	1,425.00	9,262,500
リンクバル	9,600	760.00	7,296,000
リログループ	3,400	2,820.00	9,588,000
小計	銘柄数：76	446,000	1,065,655,090
	組入時価比率：96.6%		100.0%

合計	446,000	1,065,655,090
----	---------	---------------

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

MHAM日本債券マザーファンド

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

(令和1年7月1日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	61,120,491
国債証券	4,546,576,730
特殊債券	151,053,000
社債券	831,392,500
未収利息	5,874,266
前払費用	214,981
流動資産合計	5,596,231,968
資産合計	5,596,231,968
負債の部	
流動負債	
未払利息	146
流動負債合計	146
負債合計	146
純資産の部	
元本等	
元本	3,872,976,946
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	1,723,254,876
元本等合計	5,596,231,822
純資産合計	5,596,231,822
負債純資産合計	5,596,231,968

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	(自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券、社債券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p>
2 収益・費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項目	(令和 1年 7月 1日現在)
1 計算期間末日における受益権の総数	3,872,976,946口
2 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額	<p>1口当たり純資産の額 1.4449円</p> <p>(1万口当たり純資産の額) (14,449円)</p>

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。</p>
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。</p> <p>これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p>

項目	(自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(令和 1年 7月 1日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	<p>貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>(1)有価証券</p> <p>国債証券、特殊債券、社債券</p> <p>わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）（外貨建証券を除く）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>

項目	(令和 1年 7月 1日現在)
	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	101,502,910
特殊債券	122,500
社債券	565,200
合計	101,945,610

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	期別 (令和 1年 7月 1日現在)
期首	平成30年 7月 3日
親投資信託の期首における元本額	3,838,258,275円
期中追加設定元本額	194,215,686円
期中一部解約元本額	159,497,015円
期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額	
期末元本額	3,872,976,946円
MHAMライフ ナビゲーション インカム	292,929,142円
MHAMライフ ナビゲーション 2020	734,696,097円
MHAMライフ ナビゲーション 2030	670,971,262円
MHAMライフ ナビゲーション 2040	447,548,402円
MHAMライフ ナビゲーション 2050	33,087,289円

項目	期別 (令和1年7月1日現在)
MHAM6 資産バランスファンド	601,054,842円
MHAM6 資産バランスファンド(年1回決算型)	14,831,376円
日本3 資産ファンド 安定コース	648,982,480円
日本3 資産ファンド 成長コース	418,772,738円
日本3 資産ファンド(年1回決算型)	10,103,318円

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(令和1年7月1日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本・円	第384 回利付国債(2年)	253,000,000	253,387,090	
		第385 回利付国債(2年)	143,000,000	143,258,830	
		第386 回利付国債(2年)	342,000,000	342,707,940	
		第388 回利付国債(2年)	82,000,000	82,218,120	
		第128 回利付国債(5年)	21,000,000	21,132,720	
		第129 回利付国債(5年)	289,000,000	291,092,360	
		第131 回利付国債(5年)	101,000,000	101,910,010	
		第135 回利付国債(5年)	17,000,000	17,216,580	
		第136 回利付国債(5年)	324,000,000	328,477,680	
		第10 回利付国債(40年)	90,000,000	105,091,200	
		第11 回利付国債(40年)	29,000,000	32,888,610	
		第335 回利付国債(10年)	30,000,000	31,189,800	
		第342 回利付国債(10年)	36,000,000	36,847,800	
		第345 回利付国債(10年)	30,000,000	30,787,200	
		第349 回利付国債(10年)	16,000,000	16,434,720	
		第351 回利付国債(10年)	216,000,000	221,611,680	
		第352 回利付国債(10年)	168,000,000	172,247,040	
		第353 回利付国債(10年)	94,000,000	96,349,060	
		第354 回利付国債(10年)	286,000,000	293,047,040	
		第30 回利付国債(30年)	84,000,000	117,346,320	
第38 回利付国債(30年)	46,000,000	61,755,000			
第51 回利付国債(30年)	172,000,000	170,089,080			
第57 回利付国債(30年)	29,000,000	32,420,260			

		第58回利付国債(30年)	48,000,000	53,635,680	
		第59回利付国債(30年)	18,000,000	19,630,980	
		第60回利付国債(30年)	41,000,000	46,915,070	
		第61回利付国債(30年)	140,000,000	152,478,200	
		第126回利付国債(20年)	208,000,000	258,550,240	
		第131回利付国債(20年)	71,000,000	86,169,150	
		第135回利付国債(20年)	93,000,000	113,390,250	
		第144回利付国債(20年)	17,000,000	20,441,140	
		第147回利付国債(20年)	29,000,000	35,456,850	
		第150回利付国債(20年)	264,000,000	316,396,080	
		第153回利付国債(20年)	210,000,000	249,408,600	
		第161回利付国債(20年)	69,000,000	74,043,210	
		第163回利付国債(20年)	36,000,000	38,598,840	
		第164回利付国債(20年)	18,000,000	18,956,880	
		第166回利付国債(20年)	27,000,000	29,389,500	
		第167回利付国債(20年)	32,000,000	33,609,920	
	小計	銘柄数:39 組入時価比率:81.2%	4,219,000,000	4,546,576,730	82.2%
	合計			4,546,576,730	
特殊債券	日本・円	第88回地方公共団体金融機構債券	50,000,000	49,960,000	
		第96回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,093,000	
	小計	銘柄数:2 組入時価比率:2.7%	150,000,000	151,053,000	2.7%
	合計			151,053,000	
社債券	日本・円	第1回愛三工業株式会社無担保社債	100,000,000	100,470,000	
		第32回リコーリース株式会社無担保社債	100,000,000	100,031,000	
		第74回アコム株式会社無担保社債	100,000,000	101,135,000	
		第5回株式会社アプラスフィナンシャル無担保社債	100,000,000	99,757,000	
		第16回株式会社大和証券グループ本社無担保社債	100,000,000	100,981,000	
		第51回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	100,794,000	
		第496回関西電力株式会社社債	10,000,000	10,393,000	
		第497回関西電力株式会社社債	50,000,000	52,289,000	
		第427回九州電力株式会社社債	110,000,000	114,645,300	
		第428回九州電力株式会社社債	20,000,000	20,764,200	
		第319回北海道電力株式会社社債	20,000,000	20,018,000	
		第320回北海道電力株式会社社債	10,000,000	10,115,000	
	小計	銘柄数:12 組入時価比率:14.9%	820,000,000	831,392,500	15.0%
	合計			831,392,500	
	合計			5,529,022,230	

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

MHAM海外株式マザーファンド

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）	
（令和1年7月1日現在）	
資産の部	
流動資産	
預金	13,720,810
コール・ローン	32,499,360
株式	557,042,666
未収配当金	538,210
流動資産合計	603,801,046
資産合計	603,801,046
負債の部	
流動負債	
未払利息	77
流動負債合計	77
負債合計	77
純資産の部	
元本等	
元本	243,793,395
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	360,007,574
元本等合計	603,800,969
純資産合計	603,800,969
負債純資産合計	603,801,046

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	(自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は計算期間末日に残高がある場合、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(令和 1年 7月 1日現在)
1 計算期間末日における受益権の総数	243,793,395口
2 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産の額 2.4767円 (1万口当たり純資産の額) (24,767円)

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。

項目	(自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。</p> <p>これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>また、当ファンドは、外貨建証券の売買等の決済に伴い必要となる外貨の売買のために、為替予約取引を行っております。</p>
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(令和 1年 7月 1日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	<p>貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>(1)有価証券</p> <p>株式</p>

項目	(令和 1年 7月 1日現在)
	<p>わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 当該有価証券については、原則として上記の取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	50,354,693
合計	50,354,693

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	期別 (令和 1年 7月 1日現在)
期首	平成30年 7月 3日
親投資信託の期首における元本額	233,730,719円
期中追加設定元本額	12,988,043円
期中一部解約元本額	2,925,367円
期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額	

項目	期別	(令和 1年 7月 1日現在)
期末元本額		243,793,395円
MHAMライフ ナビゲーション インカム		12,819,209円
MHAMライフ ナビゲーション 2030		89,187,625円
MHAMライフ ナビゲーション 2040		122,643,928円
MHAMライフ ナビゲーション 2050		19,142,633円

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(令和 1年 7月 1日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米・ドル	EOG RESOURCES INC	660	93.16	61,485.60	
	AVERY DENNISON CORP	590	115.68	68,251.20	
	CORTEVA INC	190	29.57	5,618.30	
	DOW INC	190	49.31	9,368.90	
	DUPONT DE NEMOURS INC	190	75.07	14,263.30	
	GENERAL DYNAMICS CORP	350	181.82	63,637.00	
	MASCO CORP	1,190	39.24	46,695.60	
	STANLEY BLACK & DECKER INC	390	144.61	56,397.90	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	480	130.20	62,496.00	
	REPUBLIC SERVICES INC	970	86.64	84,040.80	
	CSX CORP	2,380	77.37	184,140.60	
	MCDONALD'S CORP	460	207.66	95,523.60	
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	430	121.21	52,120.30	
	YUM! BRANDS INC	740	110.67	81,895.80	
	ACTIVISION BLIZZARD INC	1,500	47.20	70,800.00	
	ALPHABET INC-CL A	90	1,082.80	97,452.00	
	THE WALT DISNEY COMPANY	430	139.64	60,045.20	
	HOME DEPOT INC	450	207.97	93,586.50	
	TJX COMPANIES INC	1,880	52.88	99,414.40	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC	2,230	53.90	120,197.00	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	750	78.53	58,897.50	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	3,010	42.98	129,369.80	
	CVS HEALTH CORP	410	54.49	22,340.90	
	MEDTRONIC PLC	820	97.39	79,859.80	
UNITEDHEALTH GROUP INC	420	244.01	102,484.20		

	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	980	45.35	44,443.00	
	MERCK & CO. INC	850	83.85	71,272.50	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	380	293.68	111,598.40	
	ZOETIS INC	810	113.49	91,926.90	
	BANK OF AMERICA CORP	3,420	29.00	99,180.00	
	BB & T CORP	1,120	49.13	55,025.60	
	JPMORGAN CHASE & CO	800	111.80	89,440.00	
	SUNTRUST BANKS INC	1,230	62.85	77,305.50	
	WELLS FARGO & COMPANY	720	47.32	34,070.40	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	200	204.60	40,920.00	
	MORGAN STANLEY	1,450	43.81	63,524.50	
	SCHWAB CHARLES CORP	1,030	40.19	41,395.70	
	ALLSTATE CORP	490	101.69	49,828.10	
	HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	1,130	55.72	62,963.60	
	ADOBE INC	180	294.65	53,037.00	
	MICROSOFT CORP	1,810	133.96	242,467.60	
	ORACLE CORPORATION	1,790	56.97	101,976.30	
	WORLDPAY INC-CLASS A	1,070	122.55	131,128.50	
	TE CONNECTIVITY LTD	850	95.78	81,413.00	
	AT & T INC	1,350	33.51	45,238.50	
	NEXTERA ENERGY INC	290	204.86	59,409.40	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	810	114.76	92,955.60	
小計	銘柄数：47	43,960		3,560,902.30	
				(385,467,673)	
	組入時価比率：63.8%			69.2%	
カナダ・ドル	CANADIAN NATL RAILWAY CO	1,100	121.20	133,320.00	
小計	銘柄数：1	1,100		133,320.00	
				(11,025,564)	
	組入時価比率：1.8%			2.0%	
ユーロ	TOTAL SA	1,120	49.27	55,188.00	
	BASF SE	420	63.92	26,846.40	
	MTU AERO ENGINES HOLDING AG	380	209.50	79,610.00	
	SAFRAN SA	610	128.85	78,598.50	
	SIEMENS AG	370	104.60	38,702.00	
	KERING	90	520.10	46,809.00	
	PUMA SE	1,700	58.65	99,705.00	
	HENKEL AG & KGAA VORZUG	420	86.02	36,128.40	
	BNP PARIBAS	1,150	41.76	48,029.75	
	ALLIANZ SE-REG	140	212.00	29,680.00	
	AXA	660	23.10	15,246.00	
	SAP SE	620	120.76	74,871.20	
	ELISA OYJ	2,370	42.91	101,696.70	

小計	銘柄数：13 組入時価比率：14.9%	10,050		731,110.95 (89,882,780) 16.1%	
英・ポンド	BP PLC	5,550	5.48	30,447.30	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC(GB)	550	27.49	15,119.50	
	DIAGEO PLC	1,630	33.84	55,159.20	
	UNILEVER PLC	1,550	48.94	75,864.75	
	ASTRAZENECA PLC	520	64.38	33,477.60	
小計	銘柄数：5 組入時価比率：4.8%	9,800		210,068.35 (28,867,592) 5.2%	
スイス・フラン	NESTLE SA-REG	690	101.06	69,731.40	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSS CHEIN	260	274.65	71,409.00	
	SWISS RE LTD	260	99.24	25,802.40	
	小計	銘柄数：3 組入時価比率：3.1%	1,210		166,942.80 (18,447,179) 3.3%
オーストラリア・ドル	CSL LIMITED	410	215.00	88,150.00	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	530	82.78	43,873.40	
	WESTPAC BANKING CORPORATION	1,340	28.36	38,002.40	
	MACQUARIE GROUP LTD	300	125.39	37,617.00	
	小計	銘柄数：4 組入時価比率：2.6%	2,580		207,642.80 (15,758,012) 2.8%
香港・ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	1,684	77.00	129,668.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	600	275.80	165,480.00	
	AIA GROUP LTD	3,000	84.25	252,750.00	
	小計	銘柄数：3 組入時価比率：1.3%	5,284		547,898.00 (7,593,866) 1.4%
合計		73,984		557,042,666 (557,042,666)	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米・ドル	株式 47銘柄	100.0%	69.2%
カナダ・ドル	株式 1銘柄	100.0%	2.0%
ユーロ	株式 13銘柄	100.0%	16.1%
英・ポンド	株式 5銘柄	100.0%	5.2%
スイス・フラン	株式 3銘柄	100.0%	3.3%
オーストラリア・ドル	株式 4銘柄	100.0%	2.8%
香港・ドル	株式 3銘柄	100.0%	1.4%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

MHAM海外債券マザーファンド

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

（令和1年7月1日現在）

資産の部	
流動資産	
預金	2,350,228
コール・ローン	57,662,155
国債証券	6,400,809,003
地方債証券	51,316,765
特殊債証券	68,172,545
未収利息	31,530,164
前払費用	4,271,938
流動資産合計	6,616,112,798
資産合計	6,616,112,798
負債の部	
流動負債	
未払利息	138
流動負債合計	138
負債合計	138
純資産の部	
元本等	
元本	2,487,172,765
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,128,939,895

(令和 1年 7月 1日現在)

元本等合計	6,616,112,660
純資産合計	6,616,112,660
負債純資産合計	6,616,112,798

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券 原則として時価で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は計算期間末日に残高がある場合、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(令和 1年 7月 1日現在)
1 計算期間末日における受益権の総数	2,487,172,765口
2 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産の額 2.6601円 (1万口当たり純資産の額) (26,601円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。

項目	(自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。</p> <p>これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>また、当ファンドは、外貨建証券の売買等の決済に伴い必要となる外貨の売買のために、為替予約取引を行っております。</p>
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(令和 1年 7月 1日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	<p>貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p>
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>(1)有価証券</p> <p>国債証券、地方債証券、特殊債券</p>

項目	(令和 1年 7月 1日現在)
	<p>わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)(外貨建証券を除く)、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く)または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	322,894,296
地方債証券	8,854,717
特殊債証券	2,176,867
合計	333,925,880

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	期別 (令和 1年 7月 1日現在)
期首	平成30年 7月 3日
親投資信託の期首における元本額	2,906,213,719円
期中追加設定元本額	9,925,823円

項目	期別 (令和 1年 7月 1日現在)
期中一部解約元本額	428,966,777円
期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額	
期末元本額	2,487,172,765円
MHAMライフ ナビゲーション インカム	10,756,143円
MHAMライフ ナビゲーション 2030	70,167,332円
MHAMライフ ナビゲーション 2040	65,532,936円
MHAMライフ ナビゲーション 2050	7,877,322円
MHAMトリニティオープン（毎月決算型）	2,001,706,658円
MHAM6資産バランスファンド	322,984,124円
MHAM6資産バランスファンド（年1回決算型）	8,148,250円

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(令和 1年 7月 1日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米・ドル	US TREASURY N/B 1.75%	985,000.00	985,846.48	
		US TREASURY N/B 1.875%	30,000.00	30,106.50	
		US TREASURY N/B 2.125%	4,850,000.00	4,926,387.50	
		US TREASURY N/B 2.25%	2,830,000.00	2,897,875.79	
		US TREASURY N/B 2.25%	4,405,000.00	4,508,586.35	
		US TREASURY N/B 2.5%	3,380,000.00	3,481,928.12	
		US TREASURY N/B 2.75%	1,870,000.00	1,960,870.31	
		US TREASURY N/B 2.875%	3,470,000.00	3,725,641.42	
		US TREASURY N/B 4.5%	1,855,000.00	2,447,440.62	
		US TREASURY N/B 5.25%	1,780,000.00	2,276,731.25	
		小計	銘柄数：10 組入時価比率：44.6%	25,455,000.00	27,241,414.34 (2,948,883,102) 45.2%
	カナダ・ドル	CANADIAN GOVT 1%	800,000.00	773,424.00	
	小計	銘柄数：1	800,000.00	773,424.00 (63,962,164)	

	組入時価比率：1.0%		1.0%
メキシコ・ペソ	MEX BONOS DESARR 8.5%	10,000,000.00	10,545,690.00
	MEX BONOS DESARR 8.5%	29,900,000.00	31,691,010.00
小計	銘柄数：2	39,900,000.00	42,236,700.00 (238,637,355)
	組入時価比率：3.6%		3.7%
ユーロ	BONOS Y OBLIG DEL 0.45%	1,610,000.00	1,651,860.00
	BONOS Y OBLIG DEL 1.95%	1,750,000.00	1,974,262.50
	BONOS Y OBLIG DEL 1.95%	750,000.00	865,950.00
	BONOS Y OBLIG DEL 2.9%	230,000.00	312,466.50
	BONOS Y OBLIG DEL 4%	1,020,000.00	1,057,270.80
	BUNDESREPUB. DEUT 0.5%	1,180,000.00	1,275,768.80
	BUNDESREPUB. DEUT 1.5%	1,220,000.00	1,327,360.00
	BUNDESREPUB. DEUT 2.5%	1,030,000.00	1,645,991.50
	BUNDESREPUB. DEUT 5.625%	35,000.00	53,494.70
	BUNDESSCHATZANW 0%	1,620,000.00	1,633,770.00
	FRANCE (GOVT OF) 0.25%	1,520,000.00	1,533,376.00
	FRANCE (GOVT OF) 2.5%	720,000.00	909,216.00
	FRANCE (GOVT OF) 2.75%	1,370,000.00	1,704,554.00
	FRANCE (GOVT OF) 3.25%	1,035,000.00	1,638,612.00
	FRANCE (GOVT OF) 3.5%	1,050,000.00	1,323,105.00
	NETHERLANDS GOVT 0.75%	1,020,000.00	1,113,024.00
小計	銘柄数：16	17,160,000.00	20,020,081.80 (2,461,268,856)
	組入時価比率：37.2%		37.7%
英・ポンド	UK TSY 1.75%	525,000.00	578,970.00
	UK TSY 3.25%	885,000.00	1,209,308.25
	UK TSY 4.25%	90,000.00	130,441.50
	UK TSY 4.75%	390,000.00	617,818.50
小計	銘柄数：4	1,890,000.00	2,536,538.25 (348,571,086)
	組入時価比率：5.3%		5.3%
スウェーデン・クローナ	SWEDISH GOVT 0.75%	8,430,000.00	9,056,011.80
	SWEDISH GOVT 3.5%	1,370,000.00	2,135,843.70
小計	銘柄数：2	9,800,000.00	11,191,855.50 (130,273,198)
	組入時価比率：2.0%		2.0%
ノルウェー・クローネ	NORWEGIAN GOVT 2%	1,250,000.00	1,285,625.00
小計	銘柄数：1	1,250,000.00	1,285,625.00 (16,314,581)
	組入時価比率：0.2%		0.3%
デンマーク・クローネ	KINGDOM OF DENMARK 0.5%	2,620,000.00	2,828,814.00

	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.7%	2,620,000.00	2,828,814.00 (46,590,566) 0.7%
	ポーランド・ズロチ	POLAND GOVT 2.75%	2,270,000.00	2,326,750.00
		POLAND GOVT 3.25%	1,300,000.00	1,381,900.00
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：1.6%	3,570,000.00	3,708,650.00 (107,402,504) 1.6%
	オーストラリア・ドル	AUSTRALIAN GOVT 2.75%	180,000.00	201,153.06
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.2%	180,000.00	201,153.06 (15,265,505) 0.2%
	シンガポール・ドル	SINGAPORE GOVT 3.25%	290,000.00	295,353.40
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.4%	290,000.00	295,353.40 (23,640,086) 0.4%
	合計			6,400,809,003 (6,400,809,003)
地方債証券	オーストラリア・ドル	QUEENSLAND TREASURY 4.2%	510,000.00	676,199.31
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.8%	510,000.00	676,199.31 (51,316,765) 0.8%
	合計			51,316,765 (51,316,765)
特殊債券	カナダ・ドル	CANADA HOUSING 2.35%	795,000.00	824,335.50
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：1.0%	795,000.00	824,335.50 (68,172,545) 1.0%
	合計			68,172,545 (68,172,545)
合計				6,520,298,313 (6,520,298,313)

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
----	-----	--------------	----------------

米・ドル	国債証券	10銘柄	100.0%	45.2%
カナダ・ドル	国債証券	1銘柄	48.4%	1.0%
	特殊債券	1銘柄	51.6%	1.0%
メキシコ・ペソ	国債証券	2銘柄	100.0%	3.7%
ユーロ	国債証券	16銘柄	100.0%	37.7%
英・ポンド	国債証券	4銘柄	100.0%	5.3%
スウェーデン・クローナ	国債証券	2銘柄	100.0%	2.0%
ノルウェー・クローネ	国債証券	1銘柄	100.0%	0.3%
デンマーク・クローネ	国債証券	1銘柄	100.0%	0.7%
ポーランド・ズロチ	国債証券	2銘柄	100.0%	1.6%
オーストラリア・ドル	国債証券	1銘柄	22.9%	0.2%
	地方債証券	1銘柄	77.1%	0.8%
シンガポール・ドル	国債証券	1銘柄	100.0%	0.4%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

MHAM短期金融資産マザーファンド

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

(令和1年7月1日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	11,019,119
地方債証券	150,658,989
特殊債券	20,021,700
未収利息	242,160
前払費用	22,769
流動資産合計	181,964,737
資産合計	181,964,737
負債の部	
流動負債	
未払利息	26
流動負債合計	26
負債合計	26
純資産の部	
元本等	

(令和 1年 7月 1日現在)

元本	177,903,929
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,060,782
元本等合計	181,964,711
純資産合計	181,964,711
負債純資産合計	181,964,737

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券 原則として時価で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(令和 1年 7月 1日現在)
1 計算期間末日における受益権の総数	177,903,929口
2 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産の額 1.0228円 (1万口当たり純資産の額) (10,228円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。

項目	(自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。</p> <p>これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p>
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(令和 1年 7月 1日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	<p>貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>(1)有価証券</p> <p>地方債証券、特殊債券</p>

項目	(令和 1年 7月 1日現在)
	<p>わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)(外貨建証券を除く)、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く)または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成30年 7月 3日 至 令和 1年 7月 1日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
地方債証券	638,037
特殊債券	1,800
合計	636,237

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	期別 (令和 1年 7月 1日現在)
期首	平成30年 7月 3日
親投資信託の期首における元本額	195,686,853円
期中追加設定元本額	- 円
期中一部解約元本額	17,782,924円

期別	(令和 1年 7月 1日現在)
項目	
期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額	
期末元本額	177,903,929円
MHAMライフ ナビゲーション インカム	2,450,020円
MHAMライフ ナビゲーション 2020	5,880,048円
MHAMライフ ナビゲーション 2030	5,586,045円
MHAMライフ ナビゲーション 2040	2,450,020円
MHAMライフ ナビゲーション 2050	9,801円
米国厳選成長株集中投資ファンド Aコース(為替ヘッジあり)	314,857円
米国厳選成長株集中投資ファンド Bコース(為替ヘッジなし)	7,777,756円
米国ハイイールド債券ファンド 円コース	7,903,715円
米国ハイイールド債券ファンド 米ドルコース	8,152,319円
米国ハイイールド債券ファンド 豪ドルコース	39,661,041円
米国ハイイールド債券ファンド 南アフリカランドコース	921,529円
米国ハイイールド債券ファンド ブラジルリアルコース	19,627,804円
通貨選択型Jリート・ファンド(毎月分配型) 円コース	3,534,263円
通貨選択型Jリート・ファンド(毎月分配型) 米ドルコース	7,087,354円
通貨選択型Jリート・ファンド(毎月分配型) 豪ドルコース	1,769,440円
通貨選択型Jリート・ファンド(毎月分配型) ブラジルリアルコース	4,971,163円
みずほグローバルリートファンド 円コース	765,287円
みずほグローバルリートファンド 米ドルコース	1,936,922円
みずほグローバルリートファンド 豪ドルコース	551,925円
みずほグローバルリートファンド 資源国通貨コース	685,606円
新興国ハイイールド債券ファンド Aコース(為替ヘッジあり)	1,079,264円
新興国ハイイールド債券ファンド Bコース(為替ヘッジなし)	489,908円
インカムビルダー(毎月決算型) 限定為替ヘッジ	2,247,024円
インカムビルダー(毎月決算型) 為替ヘッジなし	15,171,145円
インカムビルダー(年1回決算型) 限定為替ヘッジ	1,383,912円
インカムビルダー(年1回決算型) 為替ヘッジなし	14,381,689円
インカムビルダー(毎月決算型) 世界通貨分散コース	16,955,021円
インカムビルダー(年1回決算型) 世界通貨分散コース	4,159,051円

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	日本・円	平成21年度第5回京都市公募公債	7,000,000	7,045,220	
		平成27年度第3回京都市公募公債	5,000,000	5,007,150	
		平成21年度第10回愛知県公募公債（10年）	14,200,000	14,264,610	
		平成21年度第6回千葉県公募公債	20,000,000	20,066,000	
		平成21年度第3回新潟県公募公債	8,780,000	8,864,200	
		平成21年度第3回京都市公募公債	6,000,000	6,039,060	
		平成21年度第5回京都市公募公債	12,350,000	12,466,460	
		平成26年度第3回京都市公募公債	10,500,000	10,504,305	
		第41回川崎市公募公債（5年）	10,390,000	10,393,532	
		第42回川崎市公募公債（5年）	13,400,000	13,405,628	
		平成21年度第2回北九州市公募公債	15,730,000	15,832,402	
		平成21年度第1回福井県公募公債	14,000,000	14,090,160	
		平成21年度第1回徳島県公募公債	12,600,000	12,680,262	
		小計	銘柄数：13 組入時価比率：82.8%	149,950,000	150,658,989
	合計			150,658,989	
特殊債券	日本・円	い第777号農林債	10,000,000	10,016,200	
		第299回信金中金債（5年）	10,000,000	10,005,500	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：11.0%	20,000,000	20,021,700	11.7%
	合計			20,021,700	
合計				170,680,689	

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は令和1年7月31日現在です。

【純資産額計算書】

MHAMライフ ナビゲーション 2050

資産総額	222,546,297円
負債総額	661,375円
純資産総額(-)	221,884,922円
発行済口数	122,695,597口
1口当たり純資産額(/)	1.8084円

MHAMライフ ナビゲーション 2040

資産総額	1,743,952,668円
負債総額	3,070,277円
純資産総額(-)	1,740,882,391円
発行済口数	1,416,662,104口
1口当たり純資産額(/)	1.2289円

MHAMライフ ナビゲーション 2030

資産総額	1,855,971,143円
負債総額	2,257,055円
純資産総額(-)	1,853,714,088円
発行済口数	1,525,822,059口
1口当たり純資産額(/)	1.2149円

MHAMライフ ナビゲーション 2020

資産総額	1,446,161,984円
負債総額	1,508,431円
純資産総額(-)	1,444,653,553円
発行済口数	1,302,290,508口
1口当たり純資産額(/)	1.1093円

MHAMライフ ナビゲーション インカム

資産総額	564,387,587円
負債総額	498,602円
純資産総額（ - ）	563,888,985円
発行済口数	470,833,880口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1976円

（参考）MHAM日本株式マザーファンド

資産総額	1,115,531,630円
負債総額	8,115,066円
純資産総額（ - ）	1,107,416,564円
発行済口数	766,430,280口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4449円

（参考）MHAM日本債券マザーファンド

資産総額	5,589,843,596円
負債総額	38,000,163円
純資産総額（ - ）	5,551,843,433円
発行済口数	3,831,604,062口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4490円

（参考）MHAM海外株式マザーファンド

資産総額	615,383,961円
負債総額	71円
純資産総額（ - ）	615,383,890円
発行済口数	244,358,481口
1口当たり純資産額（ / ）	2.5184円

（参考）MHAM海外債券マザーファンド

資産総額	6,386,384,694円
負債総額	106円
純資産総額（ - ）	6,386,384,588円
発行済口数	2,407,579,282口
1口当たり純資産額（ / ）	2.6526円

(参考) MHAM短期金融資産マザーファンド

資産総額	181,964,851円
負債総額	27円
純資産総額(-)	181,964,824円
発行済口数	177,903,929口
1口当たり純資産額(/)	1.0228円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2019年7月31日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2019年7月31日現在）

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2019年7月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,188,004,242,151
追加型株式投資信託	873	13,682,222,597,933
単位型公社債投資信託	42	117,985,594,596
単位型株式投資信託	164	1,274,431,192,895
合計	1,105	16,262,643,627,575

3【委託会社等の経理状況】

- 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第34期事業年度（自2018年4月1日至2019年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第33期 （2018年3月31日現在）	第34期 （2019年3月31日現在）
（資産の部）		
流動資産		
現金・預金	49,071,217	41,087,475
金銭の信託	12,083,824	18,773,228
有価証券	-	153,518

未収委託者報酬		11,769,015		12,438,085
未収運用受託報酬		4,574,225		3,295,109
未収投資助言報酬		341,689		327,064
未収収益		59,526		56,925
前払費用		569,431		573,874
その他		427,238		491,914
	流動資産計	78,896,169		77,197,195
固定資産				
有形固定資産		1,643,826		1,461,316
建物	1	1,156,953	1	1,096,916
器具備品	1	476,504	1	364,399
建設仮勘定		10,368		-
無形固定資産		1,934,700		2,411,540
ソフトウェア		1,026,319		885,545
ソフトウェア仮勘定		904,389		1,522,040
電話加入権		3,931		3,931
電信電話専用施設利用権		60		23
投資その他の資産		8,270,313		9,269,808
投資有価証券		1,721,433		1,611,931
関係会社株式		3,229,196		4,499,196
長期差入保証金		1,518,725		1,312,328
繰延税金資産		1,699,533		1,748,459
その他		101,425		97,892
	固定資産計	11,848,840		13,142,665
資産合計		90,745,010		90,339,861

(単位:千円)

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,003,550	2,183,889
未払金	5,081,728	5,697,942
未払収益分配金	1,031	1,053
未払償還金	57,275	48,968
未払手数料	4,629,133	4,883,723
その他未払金	394,288	764,196
未払費用	7,711,038	6,724,986
未払法人税等	5,153,972	3,341,238
未払消費税等	1,660,259	576,632
賞与引当金	1,393,911	1,344,466

役員賞与引当金	49,986	48,609
本社移転費用引当金	156,587	-
流動負債計	22,211,034	19,917,766
固定負債		
退職給付引当金	1,637,133	1,895,158
時効後支払損引当金	199,026	177,851
固定負債計	1,836,160	2,073,009
負債合計	24,047,195	21,990,776
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	44,349,855	45,949,372
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	44,226,562	45,826,079
別途積立金	24,580,000	31,680,000
研究開発積立金	300,000	-
運用責任準備積立金	200,000	-
繰越利益剰余金	19,146,562	14,146,079
株主資本計	65,902,812	67,502,329
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	795,002	846,755
評価・換算差額等計	795,002	846,755
純資産合計	66,697,815	68,349,085
負債・純資産合計	90,745,010	90,339,861

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	84,705,447		84,812,585	
運用受託報酬	19,124,427		16,483,356	
投資助言報酬	1,217,672		1,235,553	
その他営業収益	117,586		113,622	
営業収益計		105,165,133		102,645,117
営業費用				
支払手数料	37,242,284		36,100,556	
広告宣伝費	379,873		387,028	
公告費	1,485		375	

調査費	23,944,438		24,389,003	
調査費	10,677,166		9,956,757	
委託調査費	13,267,272		14,432,246	
委託計算費	1,073,938		936,075	
営業雑経費	1,215,963		1,254,114	
通信費	48,704		47,007	
印刷費	947,411		978,185	
協会費	64,331		63,558	
諸会費	22,412		22,877	
支払販売手数料	133,104		142,485	
営業費用計		63,857,984		63,067,153
一般管理費				
給料	11,304,873		10,859,354	
役員報酬	189,022		189,198	
給料・手当	9,565,921		9,098,957	
賞与	1,549,929		1,571,197	
交際費	58,863		60,115	
寄付金	5,150		7,255	
旅費交通費	395,605		361,479	
租税公課	625,498		588,172	
不動産賃借料	1,534,255		1,511,876	
退職給付費用	595,876		521,184	
固定資産減価償却費	1,226,472		590,667	
福利厚生費	49,797		45,292	
修繕費	4,620		16,247	
賞与引当金繰入額	1,393,911		1,344,466	
役員賞与引当金繰入額	49,986		48,609	
機器リース料	148		130	
事務委託費	3,037,804		3,302,806	
事務用消耗品費	144,804		131,074	
器具備品費	5,253		8,112	
諸経費	149,850		188,367	
一般管理費計		20,582,772		19,585,212
営業利益		20,724,376		19,992,752

(単位：千円)

	第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	1,430		1,749	
受取配当金	74,278		73,517	
時効成立分配金・償還金	256		8,582	
為替差益	8,530		-	
投資信託解約益	236,398		-	
投資信託償還益	93,177		-	
受取負担金	-		177,066	
雑収入	10,306		24,919	
時効後支払損引当金戻入額	17,429		19,797	
営業外収益計		441,807		305,633
営業外費用				
為替差損	-		17,542	
投資信託解約損	4,138		-	
投資信託償還損	17,065		-	
金銭の信託運用損	99,303		175,164	

雑損失		-		5,659	
営業外費用計			120,507		198,365
経常利益			21,045,676		20,100,019
特別利益					
固定資産売却益		1		-	
投資有価証券売却益		479,323		353,644	
関係会社株式売却益	1	1,492,680		-	
本社移転費用引当金戻入額		138,294		-	
その他特別利益		350		-	
特別利益計			2,110,649		353,644
特別損失					
固定資産除却損	2	36,992		19,121	
固定資産売却損		134		-	
退職給付制度終了損		690,899		-	
システム移行損失		76,007		-	
その他特別損失		50		-	
特別損失計			804,083		19,121
税引前当期純利益			22,352,243		20,434,543
法人税、住民税及び事業税			6,951,863		6,386,793
法人税等調整額			249,832		71,767
法人税等合計			6,702,031		6,315,026
当期純利益			15,650,211		14,119,516

(3) 【株主資本等変動計算書】

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350
当期変動額									
剰余金の配当									3,200,000
当期純利益									15,650,211
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	12,450,211
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465
当期変動額					

剰余金の配当	3,200,000	3,200,000			3,200,000
当期純利益	15,650,211	15,650,211			15,650,211
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)		-	277,137	277,137	277,137
当期変動額合計	12,450,211	12,450,211	277,137	277,137	12,727,349
当期末残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562
当期変動額									
剰余金の配当									12,520,000
当期純利益									14,119,516
別途積立金 の積立						7,100,000			
研究開発 積立金の取崩							300,000		
運用責任準備 積立金の取崩								200,000	
繰越利益剰余金 の取崩									6,600,000
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	7,100,000	300,000	200,000	5,000,483
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	-	-	14,146,079

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815
当期変動額					
剰余金の配当	12,520,000	12,520,000			12,520,000
当期純利益	14,119,516	14,119,516			14,119,516
別途積立金 の積立	7,100,000	7,100,000			7,100,000

研究開発 積立金の取崩	300,000	300,000			300,000
運用責任準備 積立金の取崩	200,000	200,000			200,000
繰越利益剰余金 の取崩	6,600,000	6,600,000			6,600,000
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)		-	51,753	51,753	51,753
当期変動額合計	1,599,516	1,599,516	51,753	51,753	1,651,270
当期末残高	45,949,372	67,502,329	846,755	846,755	68,349,085

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。</p>
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

表示方法の変更

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
<p>「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。</p> <p>この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」842,996千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,699,533千円に含めて表示しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
建物	140,580	229,897
器具備品	847,466	927,688

(損益計算書関係)

1. 関係会社に対する事項

(千円)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
関係会社株式売却益	1,492,680	-

2. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
建物	298	1,550
器具備品	8,217	439
ソフトウェア	28,472	17,130
電話加入権	3	-

(株主資本等変動計算書関係)

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月21日 定時株主総会	普通株式	3,200,000	80,000	2017年3月31日	2017年6月22日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種 類株式					

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510

合計	40,000	-	-	40,000
----	--------	---	---	--------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年6月20日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種類 株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2)参照)。

第33期(2018年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	49,071,217	49,071,217	-
(2) 金銭の信託	12,083,824	12,083,824	-
(3) 未収委託者報酬	11,769,015	11,769,015	-
(4) 未収運用受託報酬	4,574,225	4,574,225	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,448,968	1,448,968	-
資産計	78,947,251	78,947,251	-
(1) 未払手数料	4,629,133	4,629,133	-
負債計	4,629,133	4,629,133	-

第34期(2019年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	41,087,475	-
(2) 金銭の信託	18,773,228	18,773,228	-
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	12,438,085	-
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	3,295,109	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,488,684	1,488,684	-
資産計	77,082,582	77,082,582	-
(1) 未払手数料	4,883,723	4,883,723	-
負債計	4,883,723	4,883,723	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっておりません。

負債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
非上場株式	272,464	276,764
関係会社株式	3,229,196	4,499,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期(2018年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	49,071,217	-	-	-
(2) 金銭の信託	12,083,824	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	11,769,015	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	4,574,225	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	-	3,995	-	-

第34期(2019年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	-	-	-
(2) 金銭の信託	18,773,228	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	153,518	1,995	996	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第33期の貸借対照表計上額3,229,196千円、第34期の貸借対照表計上額4,499,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 其他有価証券

第33期(2018年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,267,157	146,101	1,121,055
投資信託	177,815	153,000	24,815
小計	1,444,972	299,101	1,145,870
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,995	4,000	4
小計	3,995	4,000	4
合計	1,448,968	303,101	1,145,866

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額272,464千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第34期(2019年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,326,372	111,223	1,215,148
投資信託	158,321	153,000	5,321
小計	1,484,694	264,223	1,220,470
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,990	4,000	9
小計	3,990	4,000	9
合計	1,488,684	268,223	1,220,460

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額276,674千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第33期(自2017年4月1日至2018年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	544,326	479,323	-
投資信託	2,480,288	329,576	21,204

(注) 投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

第34期(自2018年4月1日至2019年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
----	-------------	-----------------	-----------------

株式	394,222	353,644	-
投資信託	-	-	-

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社は2017年10月1日付で、確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行するとともに、退職一時金制度を改定しました。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,718,372	2,154,607
勤務費用	269,128	300,245
利息費用	7,523	1,918
数理計算上の差異の発生額	61,792	10,147
退職給付の支払額	111,758	158,018
確定拠出制度への移行に伴う減少額	1,316,796	-
退職一時金制度改定に伴う増加額	526,345	-
その他	-	438
退職給付債務の期末残高	2,154,607	2,289,044

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	1,363,437	-
期待運用収益	17,042	-
事業主からの拠出額	36,672	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	1,417,152	-
年金資産の期末残高	-	-

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,154,607	2,289,044
未積立退職給付債務	2,154,607	2,289,044
未認識数理計算上の差異	204,636	150,568
未認識過去勤務費用	312,836	243,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,637,133	1,895,158
退職給付引当金	1,637,133	1,895,158
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,637,133	1,895,158

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	269,128	300,245
利息費用	7,523	1,918
期待運用収益	17,042	-
数理計算上の差異の費用処理額	88,417	43,920
過去勤務費用の費用処理額	39,611	69,519
退職一時金制度改定に伴う費用処理額	70,560	-
その他	1,620	3,640
確定給付制度に係る退職給付費用	456,577	411,963
制度移行に伴う損失(注)	690,899	-

(注) 特別損失に計上しております。

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項
 主要な数理計算上の計算基礎

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00% ~ 4.42%	1.00% ~ 4.42%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	300,927	-
退職給付費用	53,156	-
制度への拠出額	35,640	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	391,600	-
退職一時金制度改定に伴う振替額	108,189	-
退職給付引当金の期末残高	-	-

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 53,156千円 当事業年度 - 千円

4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度86,141千円、当事業年度104,720千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	290,493	173,805
未払事業所税	11,683	10,915
賞与引当金	426,815	411,675
未払法定福利費	81,186	80,253

未払給与	9,186	7,961
受取負担金	-	138,994
運用受託報酬	-	102,490
資産除去債務	90,524	10,152
減価償却超過額(一括償却資産)	11,331	4,569
減価償却超過額	176,791	125,839
繰延資産償却超過額(税法上)	34,977	135,542
退職給付引当金	501,290	580,297
時効後支払損引当金	60,941	54,458
ゴルフ会員権評価損	13,173	7,360
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	28,976	28,976
本社移転費用引当金	47,947	-
その他	29,193	29,494
繰延税金資産小計	1,981,254	2,069,527
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,981,254	2,069,527
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	281,720	321,067
繰延税金負債合計	281,720	321,067
繰延税金資産の純額	1,699,533	1,748,459

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社(以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212,500千円

取得原価 144,212,500千円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん金額 76,224,837千円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451,657千円

うち現金・預金 11,605,537千円

うち金銭の信託 11,792,364千円

b.負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b.主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
流動資産	- 千円	- 千円
固定資産	114,270,495千円	104,326,078千円
資産合計	114,270,495千円	104,326,078千円
流動負債	- 千円	- 千円
固定負債	13,059,836千円	10,571,428千円
負債合計	13,059,836千円	10,571,428千円
純資産	101,210,659千円	93,754,650千円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	70,507,975千円	66,696,733千円
顧客関連資産	45,200,838千円	39,959,586千円

(2) 損益計算書項目

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
営業収益	- 千円	- 千円
営業利益	9,012,128千円	9,043,138千円
経常利益	9,012,128千円	9,043,138千円
税引前当期純利益	9,012,128千円	9,091,728千円
当期純利益	7,419,617千円	7,489,721千円
1株当たり当期純利益	185,490円43銭	187,243円04銭

(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。

のれんの償却額	3,811,241千円	3,811,241千円
顧客関連資産の償却額	5,233,360千円	5,241,252千円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)及び第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当はありません。

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当はありません。

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	6,470,802	未払 手数料	894,336
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	9,079,083	未払 手数料	1,549,208

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	6,048,352	未払手数料	915,980
								子会社株式の取得	1,270,000	-	-
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	10,215,017	未払手数料	1,670,194

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 子会社株式の取得は、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。

(注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

(1株当たり情報)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	1,667,445円37銭	1,708,727円13銭
1株当たり当期純利益金額	391,255円29銭	352,987円92銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
当期純利益金額	15,650,211千円	14,119,516千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	15,650,211千円	14,119,516千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株

(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2018年6月20日付で、総則の「目的」に関する事項の定款の変更を行いました。

委託会社は、株式会社みずほ銀行から、みずほグローバルオルタナティブインベストメンツ株式会社(以下「MGAI」といいます。)の発行済株式の全てについて2018年11月1日付で譲り受け、MGAIを100%子会社(新商号:アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社)としました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称		資本金の額 (百万円)	事業の内容
(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 投資顧問会社	アセットマネジメントOne U.S.A.・インク	400万米ドル	米国において投資顧問業務を営んでいます。
(3) 販売会社	野村證券株式会社 ^{*1、*2}	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	フィデリティ証券株式会社 ^{*2}	9,257	
	マネックス証券株式会社	12,200	
	株式会社みずほ銀行	1,404,065	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業務を営んでいます。
	日本生命保険相互会社 ^{*2}	1,350,000	保険業法に基づき、監督官庁の免許を受け、生命保険業を営んでいます。

(注) 資本金の額：2019年3月末日現在（は基金の額）

*1 野村證券株式会社は、新規の受益権の取得のお申込みの取扱いを行いません。

*2 野村證券株式会社、フィデリティ証券株式会社および日本生命保険相互会社は、MHAMライフナビゲーション2050の取扱いを行いません。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

各ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 投資顧問会社

委託会社に対し、各ファンドが主要投資対象とするMHAM海外株式マザーファンドにおいて、運用に関する投資助言の提供を行います。

(3) 販売会社

各ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金の再投資、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

委託会社は、アセットマネジメントOne U.S.A.・インクの株式を100%保有しています。

（持株比率5%以上を記載します。）

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(資産管理サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託

会社へ移管することを目的とします。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。
- ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
 - ・詳細情報の入手方法
委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など
請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・目論見書の使用開始日
 - ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
 - ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載
- (2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。
- (3)投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2019年5月30日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山野 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和1年8月30日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

山野

浩

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAMライフ ナビゲーション 2050の平成30年7月3日から令和1年7月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAMライフ ナビゲーション 2050の令和1年7月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和1年8月30日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

山野

浩

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAMライフナビゲーション2040の平成30年7月3日から令和1年7月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAMライフナビゲーション2040の令和1年7月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和1年8月30日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

山野

浩

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAMライフナビゲーション2030の平成30年7月3日から令和1年7月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAMライフナビゲーション2030の令和1年7月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和1年8月30日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

山野

浩

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAMライフナビゲーション2020の平成30年7月3日から令和1年7月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAMライフナビゲーション2020の令和1年7月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和1年8月30日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

山野

浩

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAMライフ ナビゲーション インカムの平成30年7月3日から令和1年7月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAMライフ ナビゲーション インカムの令和1年7月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。